

第3期

岐阜県 障がい者 総合支援プラン



令和3年3月

岐阜県

表紙の絵は、ふれあいアートステーション・ぎふ
令和元年度大賞作品です。

作 者 森岡 聖人 さん (大垣市)

作品名 「桜」

＜ 目 次 ＞

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の性格及び位置付け	2
3 計画の期間	3
4 障害保健福祉圏域の設定	3
5 計画の推進	4
(1) 期待される役割と責務	4
(2) 施策の推進体制	4
第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向	5
1 障がい者の動向	5
(1) 身体障がい者	6
(2) 知的障がい者	9
(3) 精神障がい者	11
(4) 難病患者	13
2 障がい者を取り巻く施策の動向	17
(1) 国の障害者基本計画	17
(2) 障害者権利条約の締結	18
(3) 障害者総合支援法の改正	18
(4) 児童福祉法の改正	19
(5) 障害者雇用促進法の改正	19
(6) 障害者差別解消法の施行	20
(7) 発達障害者支援法の改正	20
(8) 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の施行	21
(9) 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の施行	21
(10) 障害者文化芸術推進法の施行	22
(11) 読書バリアフリー法の施行	23
(12) 東京2020パラリンピックの開催	23
(13) 全国障害者芸術・文化祭の開催	24
第3章 計画の概要	25
1 基本目標	25
2 施策体系	26

第4章 分野別施策	27
I 安心して暮らせる社会環境づくり	27
1 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進	27
(1) 障害者差別解消法の推進	27
(2) 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の推進	28
(3) 障がい者の虐待防止、権利・利益の保護	31
2 福祉を支える地域社会の構築	34
(1) 地域での支え合い活動の推進	34
(2) 県ボランティア・市民活動支援センターにおけるボランティア活動の促進	35
3 福祉のまちづくりの推進	36
(1) ひとにやさしいまちづくりの推進	36
(2) 移動等の円滑化の推進	37
4 身近な相談支援体制の確立	40
(1) 相談支援従事者の養成、確保及び質の向上	40
(2) 専門性の高い相談支援事業の実施	41
(3) 地域における事業所間のネットワーク強化	42
5 ぎふ清流福祉エリアにおける支援の充実	44
(1) ぎふ清流福祉エリアを活用した支援体制の充実	44
6 情報環境の整備	49
(1) 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の推進	49
(2) 障がい者の情報リテラシーに対する支援	55
(3) 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進	56
7 安全な暮らしの確保（防災・防犯・感染症対策）	58
(1) 防災対策の充実	58
(2) 防犯対策の充実	60
(3) 感染症対策の充実	61
8 福祉人材の確保支援と育成	63
(1) 福祉人材確保対策の総合的な推進	63
(2) 障害福祉サービス等を担う専門的人材の育成と資質の向上	65
II 社会参加と自立を進める支援の充実	67
1 教育の充実	67
(1) 特別支援教育を支える体制の整備	67
(2) 障がいのある児童生徒の二一ズへの対応	68
(3) 教員の専門性の向上	71
2 雇用・就労の促進	73

(1) 障がい者の一般就労拡大の推進	73
(2) 福祉的就労の充実	78
3 外出や移動の支援	81
(1) 移動支援の充実	81
4 障がい者スポーツの充実	82
(1) 障がい者スポーツの充実	82
5 障がい者の芸術文化活動の充実	85
(1) 障がい者の芸術文化活動の充実	85
Ⅲ 日常生活を支える福祉の充実	89
1 障がい者の地域生活支援	89
(1) 親亡き後の住まいの場の確保と地域移行支援	89
(2) 入院中の精神障がい者の地域移行、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の推進	93
(3) 発達障がい児者支援の充実	95
(4) 高齢障がい者への支援の充実	98
2 施設入所者への環境・サービスの質の向上	100
(1) 入所施設の居住環境の整備やサービスの質の向上	100
(2) 県立ひまわりの丘の再整備	101
3 生活支援に係る各種制度等の活用促進	103
(1) 各種手当制度や割引・減免制度の周知徹底	103
Ⅳ 質の高い保健・医療提供体制の整備	104
1 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実	104
(1) 各種健診の受診勧奨や保健指導、心の健康づくりの推進	104
2 障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実	108
(1) 保健・医療体制の充実	108
(2) 療育体制の充実	109
(3) 強度行動障がい支援体制の充実	110
(4) 重度障がい・医療的ケア児者支援の充実	112
(5) 難病患者支援の充実	114
(6) 難聴児支援の充実	115
3 リハビリテーション体制の整備	117
(1) 地域リハビリテーションの充実	117
第5章 国の基本指針に即して定める「第6期障害福祉計画」	119
1 計画の策定にあたって	119
(1) 計画の性格及び位置付け	119

(2) 第6期計画の期間	119
(3) 障害保健福祉圏域の設定	119
(4) 計画の推進体制	120
(5) 障害福祉サービス等の見込量の算出	120
2 数値（成果）目標	121
(1) 令和5年度の数値（成果）目標の設定	121
(2) 令和5年度の活動指標の設定	131
3 障害福祉サービス等の見込量と確保策等	132
(1) 指定障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保策等	132
(2) 圏域ごとの障害福祉サービス等の見込量について	141
第6章 国の基本指針に即して定める「第2期障害児福祉計画」	150
1 計画の策定にあたって	150
(1) 計画の性格及び位置付け	150
(2) 第2期計画の期間	150
(3) 障害保健福祉圏域の設定	150
(4) 計画の推進体制	151
(5) 障害児通所支援等の見込量の算出	151
2 数値（成果）目標	152
(1) 令和5年度の数値（成果）目標の設定	152
(2) 令和5年度の活動指標の設定	154
3 障害児通所支援等の見込量と確保策等	156
(1) 障害児通所支援等の見込量と確保策等	156
(2) 圏域ごとの障害児通所支援等の見込量について	160
第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項	163
1 県が行う地域生活支援事業の実施に関する事項	163
(1) 専門性の高い相談支援事業	163
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	164
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	165
(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	166
(5) 広域的な支援事業	166
【参考】	
「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）」（国の基本指針）に掲げる都道府県障害福祉計画に定める事項等（抜粋）	168

第8章 達成目標	171
I 安心して暮らせる社会環境づくり	171
II 社会参加と自立を進める支援の充実	172
III 日常生活を支える福祉の充実	173
IV 質の高い保健・医療提供体制の整備	175
資料	176
障がい者のニーズ（将来必要なサービス）について	176
障がい児のニーズ（将来必要なサービス）について	180
障がい福祉に関するアンケート調査結果	184
岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例	189
岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例	193
岐阜県障害者施策推進協議会条例	197
岐阜県障害者施策推進協議会委員名簿	198
岐阜県障がい者総合支援懇話会設置要綱	199
岐阜県障がい者総合支援懇話会委員名簿	201
計画の策定経過	203
用語解説	205

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本県では、これまで「岐阜県障害者基本計画」（平成7年度～16年度）、「岐阜県障害者支援プラン」（平成17年度～21年度）、「第2期岐阜県障がい者支援プラン」（平成22年度～26年度）、「岐阜県障がい者総合支援プラン」（平成27年度～29年度）、「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」（平成30年度～令和2年度）を策定し、障がい者施策の一層の推進と、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図ってまいりました。

一方、この間、国においては、平成28年4月に、障がい者に対する差別的取扱いの禁止などが盛り込まれた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行されたほか、県においても、障がいの有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていく共生社会の実現に向け、議員提案条例による「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」及び「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」がそれぞれ施行されました。これらの条例では、障がい者関係団体の役割が明記され、障がい者関係団体は自ら主体的に障がいのある人に対する県民の理解啓発に取り組み、県、市町村、障がい者関係団体が連携して、共生社会実現及び意思疎通手段の利用の促進に取り組むことが規定されています。

さらには、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」の改正による法定雇用率の拡大等、障がい者の一般就労の拡大に向けた取組みが推進されているほか、令和3年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピックを契機として障がい者スポーツや、障がい者の芸術文化への取組みも強化が進んでいます。

また、平成28年5月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」及び「児童福祉法」が改正され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「自立生活援助」や「就労定着支援」などの新しいサービスを設けることや、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画を策定することとなりました。

近年では、平成30年6月の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下、「障害者文化芸術推進法」という。）の施行及び令和元年6月の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」の施行により、障がい者の社会参加を推進する施策の充実が図られています。

本県では、このような障がい者施策の目まぐるしい変化に的確に対応しながら、県の実情を踏まえ、県内の障がい者への福祉サービスの更なる向上を図り、障がいのある人

もない人も共に生きる清流の国づくりの着実な進展を目指して、「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」として改定するものです。

2 計画の性格及び位置付け

- (1) 「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」、障害者総合支援法第89条の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」、及び児童福祉法33条の22の規定に基づく「都道府県障害児福祉計画」として策定するものであり、県の障がい者施策推進に当たっての基本的な考え方や実施施策等を包括的に記述するとともに、障がい者及び障がい児を対象とした障害福祉サービスの提供体制の確保のための方策やその質の向上のために講ずる措置を定め、今後の障がい者施策の総合的な推進を図ろうとするものです。
- (2) 「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画策定に当たっての基本となるもので、かつ、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として定めるものです。
- (3) 「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」は、障害者文化芸術推進法第8条の規定に基づく「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」としての性格も併せ持ちます。
- (4) これらの計画は、県政運営の指針である「『清流の国ぎふ』創生総合戦略（令和元年度～5年度）」の内容を踏まえたものとしているほか、保健医療計画をはじめとする県が定める各種計画との整合、さらには、SDGsの達成に向けた取組みの推進についても、本県の実情を踏まえ反映しました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(出典：国際連合広報センターホームページ)

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

4 障害保健福祉圏域の設定

障害福祉サービスについては、障がい者に身近な行政主体である市町村が、当事者のニーズを的確に把握したうえで主体的に取り組んでいくことが重要です。しかしながら、市町村によっては対象となる障がい者が少なく、障がいの種類によっては専門的な対応が必要になるといったことから、複数の市町村による広域的な取組みも必要です。

そこで、県内に下記の5つの障害保健福祉圏域を設定し、必要なサービスを圏域の中で計画的に推進する体制を確立します。

なお、この圏域設定は、岐阜県保健医療計画二次医療圏及び岐阜県老人保健福祉圏域と同一としています。



圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃圏域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

5 計画の推進

(1) 期待される役割と責務

「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」の規定にもあるように、障がいのある人も障がいのない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる「共生社会」を実現していくためには、県だけではなく、障がい者関係団体、市町村、県民がそれぞれの役割と責務を自覚し、協力・連携して障がい者施策や障害福祉サービスの提供に取り組むことが期待されます。

また、地域によって異なる多様な課題に対応し、住民が望むサービスを提供していくために、できる限り住民に近い市町村がサービスの実施主体であることを踏まえながら、市町村や国と課題を共有し、対等な立場で課題解決に向けて協力して取り組んでいくという姿勢を基本としていくことが期待されます。

一方で、障がいのある人等も、県の施策に協力し、主体的かつ自主的に、基本理念に対する県民の理解の促進及び意思疎通手段の普及に努めるとともに、意思疎通手段を利用する上で障壁があると感じた場合は、それを周囲の人に積極的に伝えるよう努めることが期待されます。

(2) 施策の推進体制

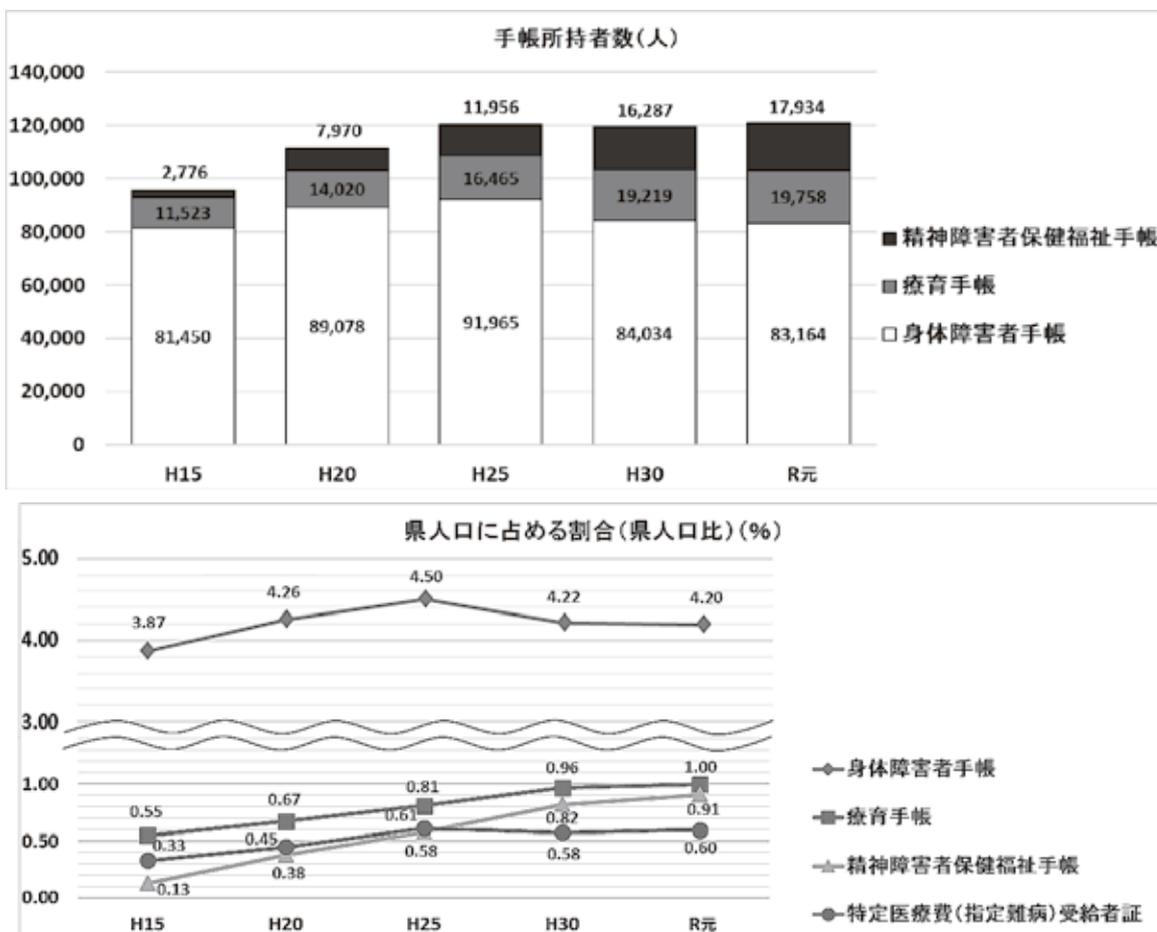
- ① 県は、この計画の内容が市町村障害者計画に適切に反映され、着実な実施が図られるよう、市町村の自主性、主体性を尊重しつつ、市町村障害者計画の策定、改定等の支援を行います。
- ② 施策の推進に当たっては、市町村と県との連携を密にし、協働して障がい者福祉の向上に努めます。
- ③ 計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行い、評価結果の公表に取り組みます。また、計画の推進や見直し等に当たっても、「岐阜県障害者施策推進協議会」や「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴取するとともに、障がい者関係団体や県民ニーズ等を十分踏まえて進めます。

第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向

1 障がい者の動向

令和元年度末現在で、県内の手帳所持者は、身体（身体障害者手帳）83,164人、知的（療育手帳）19,758人、精神（精神障害者保健福祉手帳）17,934人、合計120,856人となっています。また、難病患者のうち、特定医療費（指定難病）受給者証交付者数は11,786人となっています。

平成15年度末現在と比べると、身体（2.1%増）、知的（71.5%増）、精神（546.0%増）とすべての障がいにおいて手帳所持者が増加しています。また、県人口に占める割合（県人口比）についても増加傾向にあります。



(単位:人、%、各年度末現在)

	H15		H20		H25		H30		R元	
	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比
手帳所持者数(合計)	95,749	4.55	111,068	5.31	120,386	5.89	119,540	6.00	120,856	6.11
身体障害者手帳	81,450	3.87	89,078	4.26	91,965	4.50	84,034	4.22	83,164	4.20
療育手帳	11,523	0.55	14,020	0.67	16,465	0.81	19,219	0.96	19,758	1.00
精神障害者保健福祉手帳	2,776	0.13	7,970	0.38	11,956	0.58	16,287	0.82	17,934	0.91
特定医療費(指定難病)受給者証	6,898	0.33	9,315	0.45	12,414	0.61	11,453	0.58	11,786	0.60

※1 人口は、平成15～25年度は、住民基本台帳に基づく人口(平成20年度までは3月31日、25年度は1月1日現在)、平成30年度以降は、岐阜県人口動態統計調査に基づく人口(4月1日現在)。

※2 平成15～25年度の「特定医療費(指定難病)受給者証」の人数は、特定疾患治療研究事業(医療費助成事業)の受給者数を計上。

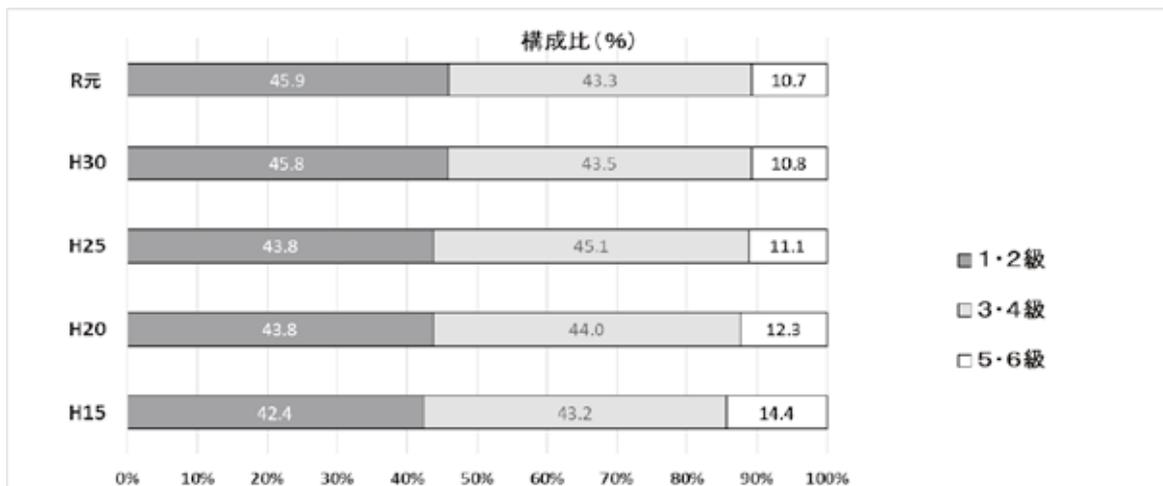
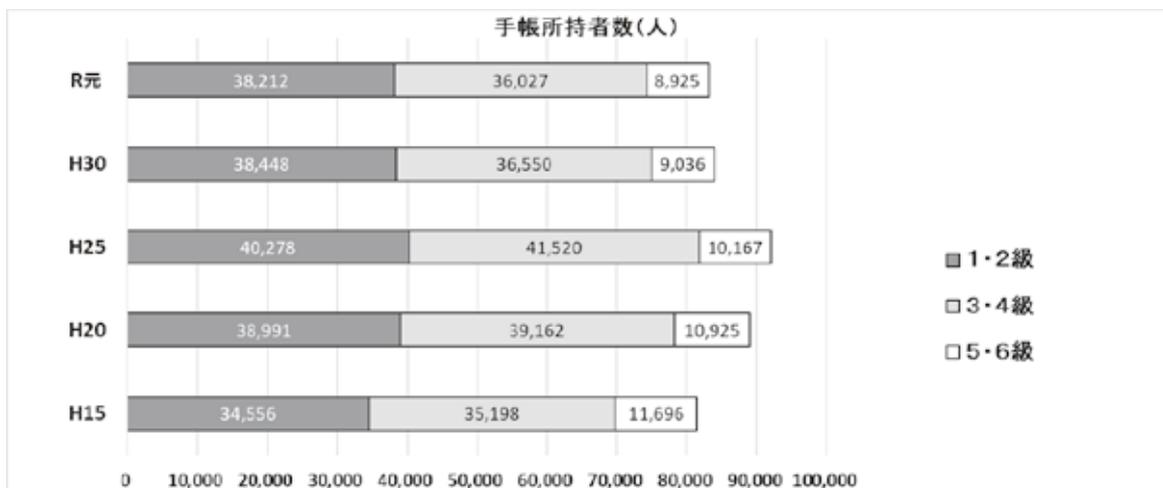
(1) 身体障がい者

①障がい等級別

障がい等級別に見ると、1・2級の重度障がい者が38,212人（構成比45.9%）と最も多く、次いで3・4級の中度障がい者が36,027人（同43.3%）、5・6級の軽度障がい者が8,925人（同10.7%）となっています。

平成15年度から令和元年度までの等級別の構成比の推移を見ると、重度障がい者の構成比が増加しているのに対し、軽度障がい者の構成比は減少しており、障がいの重度化がうかがえます。

障がい等級別の推移（H15～R元年度）



（単位：人、%、各年度末現在）

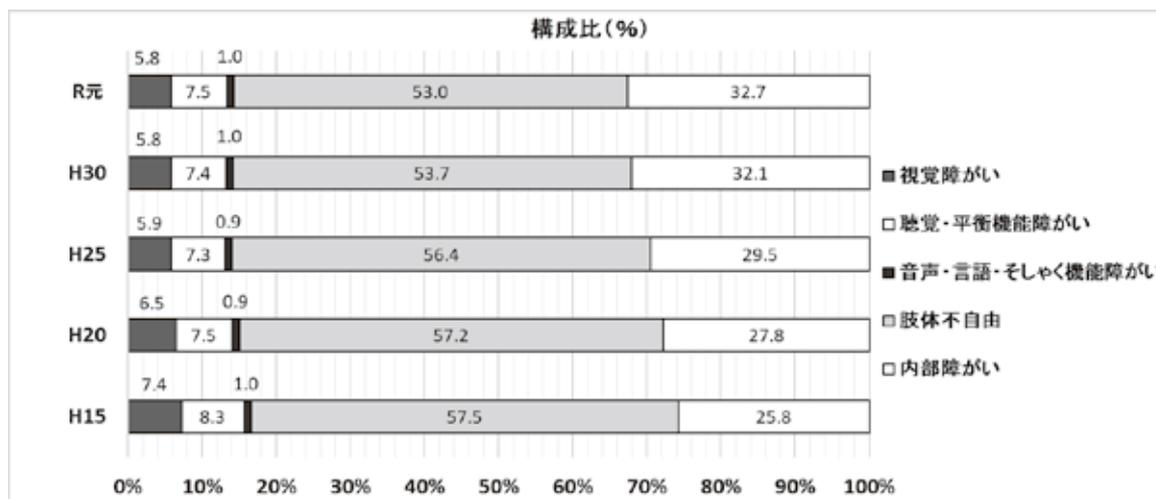
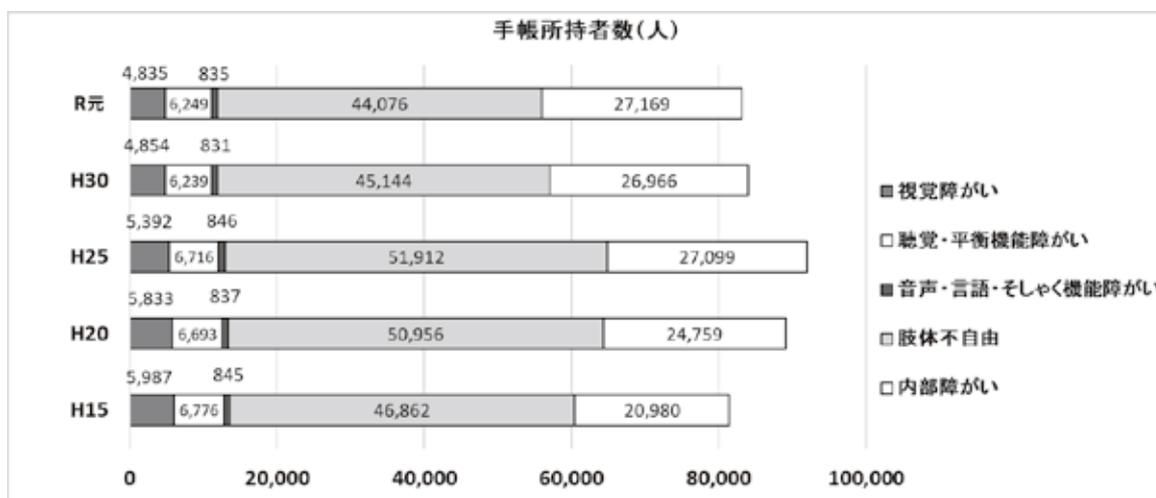
	H15		H20		H25		H30		R元	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
1・2級(重度障がい者)	34,556	42.4	38,991	43.8	40,278	43.8	38,448	45.8	38,212	45.9
3・4級(中度障がい者)	35,198	43.2	39,162	44.0	41,520	45.1	36,550	43.5	36,027	43.3
5・6級(軽度障がい者)	11,696	14.4	10,925	12.3	10,167	11.1	9,036	10.8	8,925	10.7
合計	81,450	100.0	89,078	100.0	91,965	100	84,034	100	83,164	100

② 障がい部位別

障がい部位別に見ると、「肢体不自由」が44,076人（構成比53.0%）と最も多く、全体の半数以上を占めています。次いで「内部障がい」が27,169人（同32.7%）と多く、全体の約3分の1を占めています。

平成15年度から令和元年度までの部位別の構成比の推移を見ると、「内部障がい」が25.8%から32.7%と増加しているのに対し、その他の障がいの構成比は横ばい又は減少しており、「内部障がい」を除くすべての障がいで、手帳所持者数そのものが減少しています。

障がい部位別の推移（H15～R元年度）



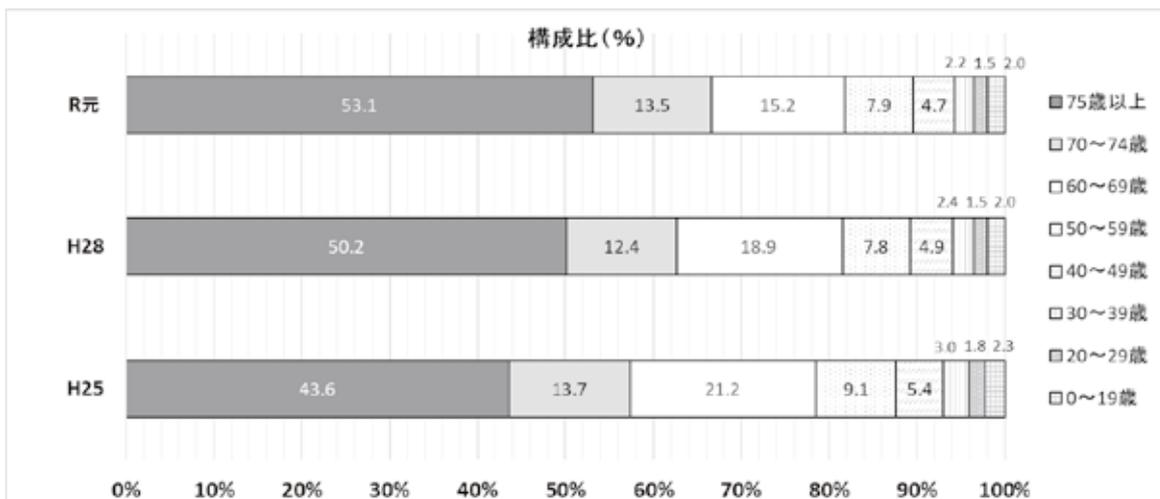
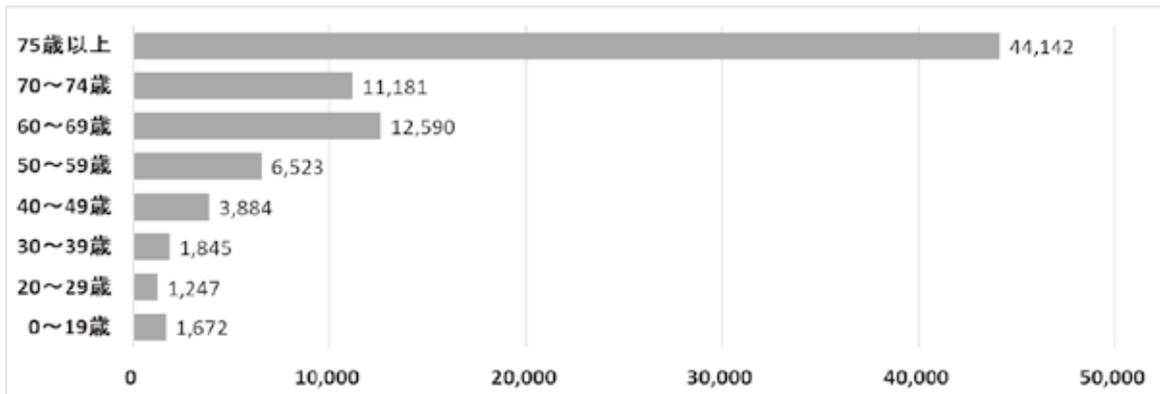
(単位:人、%、各年度末現在)

	H15		H20		H25		H30		R元	
	所持者数	構成比								
視覚障がい	5,987	7.4	5,833	6.5	5,392	5.9	4,854	5.8	4,835	5.8
聴覚・平衡機能障がい	6,776	8.3	6,693	7.5	6,716	7.3	6,239	7.4	6,249	7.5
音声・言語・そしゃく機能障がい	845	1.0	837	0.9	846	0.9	831	1.0	835	1.0
肢体不自由	46,862	57.5	50,956	57.2	51,912	56.4	45,144	53.7	44,076	53.0
内部障がい	20,980	25.8	24,759	27.8	27,099	29.5	26,966	32.1	27,169	32.7
合計	81,450	100.0	89,078	100.0	91,965	100.0	84,034	100.0	83,164	100.0

③ 年齢階層別

年齢階層別に見ると、70歳以上の割合が全体の約7割を占めています。また、身体障害者手帳所持者のうち70歳以上の割合が増加傾向にあり、今後も身体障がい者の高齢化が見込まれます。

身体障害者手帳所持者の年齢別分布（令和2年3月末現在、人）



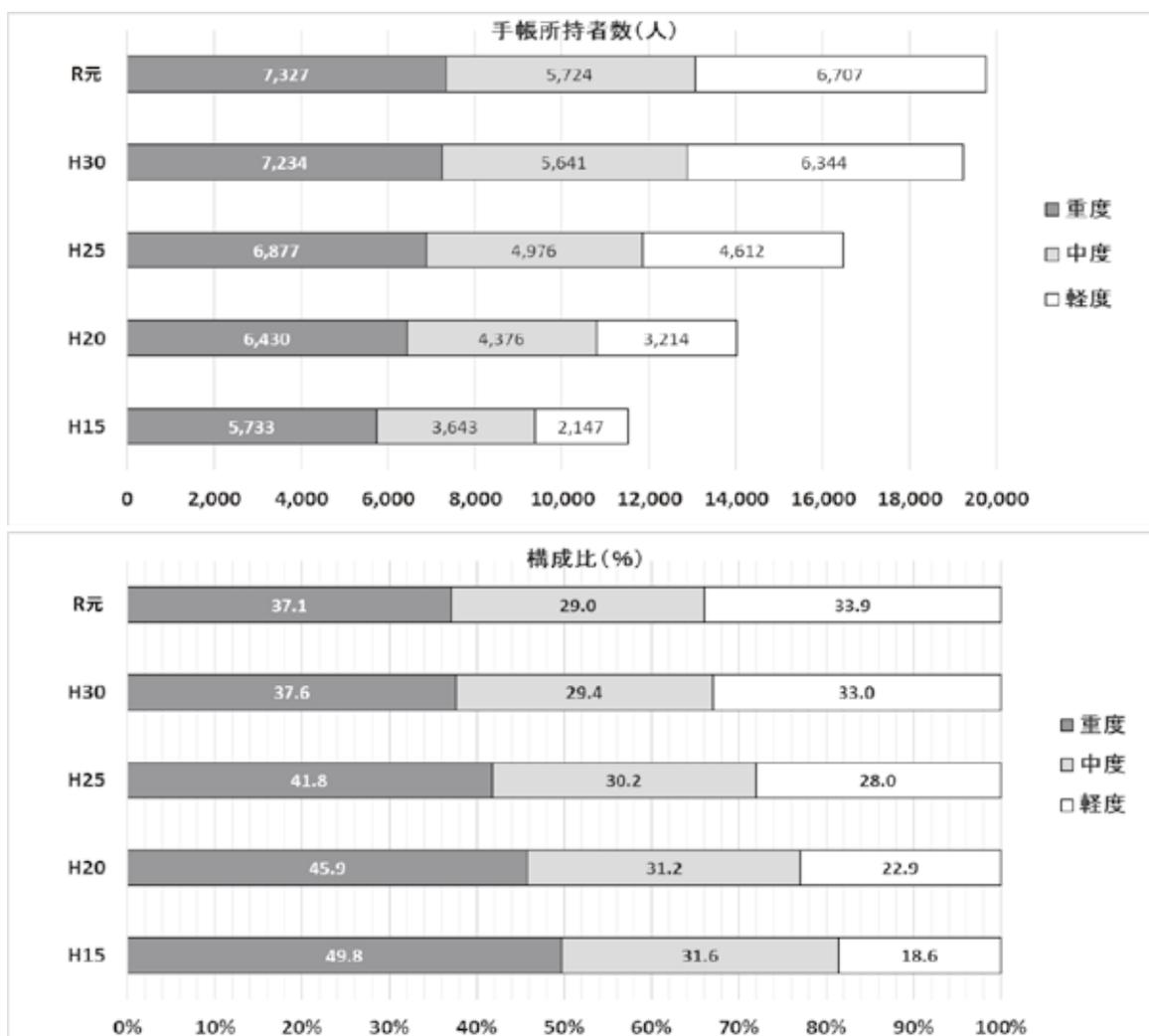
(2) 知的障がい者

① 障がい程度別

障がい程度別に見ると、重度（A、A1、A2）が7,327人（構成比37.1%）と約4割を占めて最も多く、次いで軽度（B2）が6,707人（同33.9%）、中度（B1）が5,724人（同29.0%）となっています。

平成15年度から令和元年度までの障がい程度別の構成比の推移では、特に軽度（B2）の割合が増加傾向にあります。平成18年から、発達障がいの診断を受け、行動面の問題を有する場合は、境界域の知能指数で軽度（B2）の療育手帳が取得できるようになりました。軽度（B2）の割合の増加は、発達障がいの認知度の高まりも影響していると考えられます。

障がい程度別の推移（H15～R元年度）



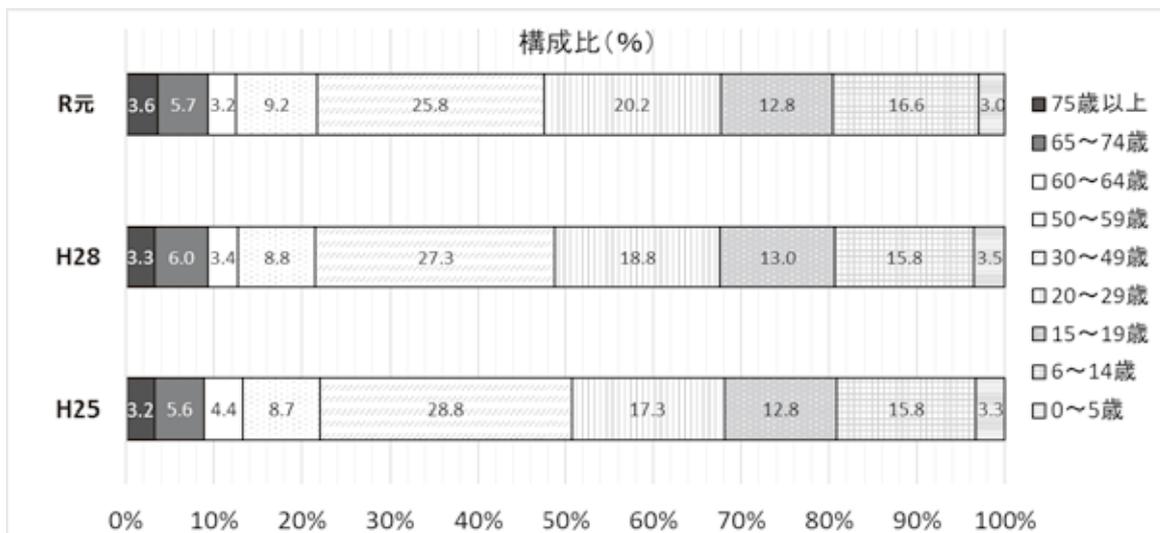
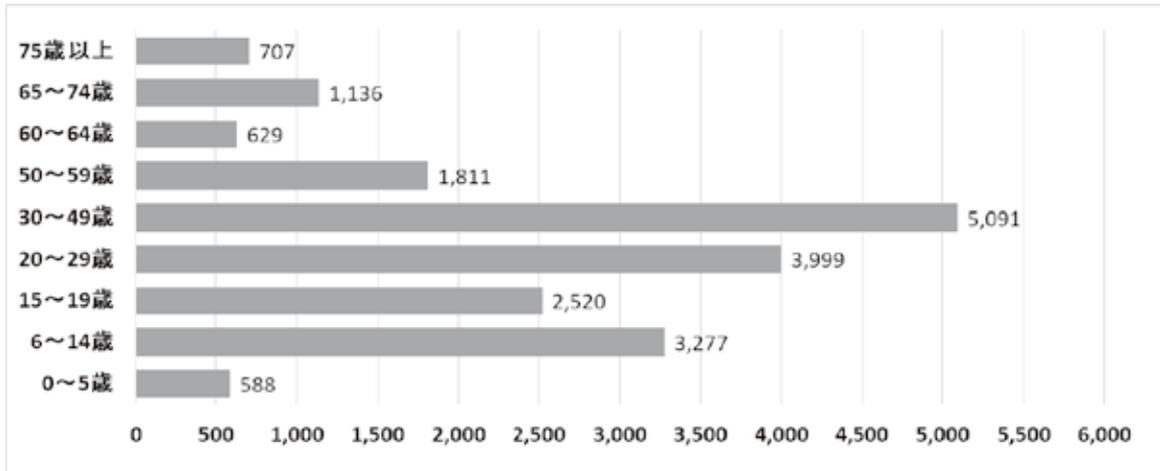
(単位:人、%、各年度末現在)

	H15		H20		H25		H30		R元	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
重度(A,A1,A2)	5,733	49.8	6,430	45.9	6,877	41.8	7,234	37.6	7,327	37.1
中度(B1)	3,643	31.6	4,376	31.2	4,976	30.2	5,641	29.4	5,724	29.0
軽度(B2)	2,147	18.6	3,214	22.9	4,612	28.0	6,344	33.0	6,707	33.9
計	11,523	100.0	14,020	100.0	16,465	100	19,219	100	19,758	100

② 年齢階層別

知的障がいは発達期に現れるものであるため、若年層の割合が高くなっています。また、平成25年度から令和元年度までの年齢構成比に大きな変化は見られません。

療育手帳所持者の年齢別分布（令和2年3月末現在、人）



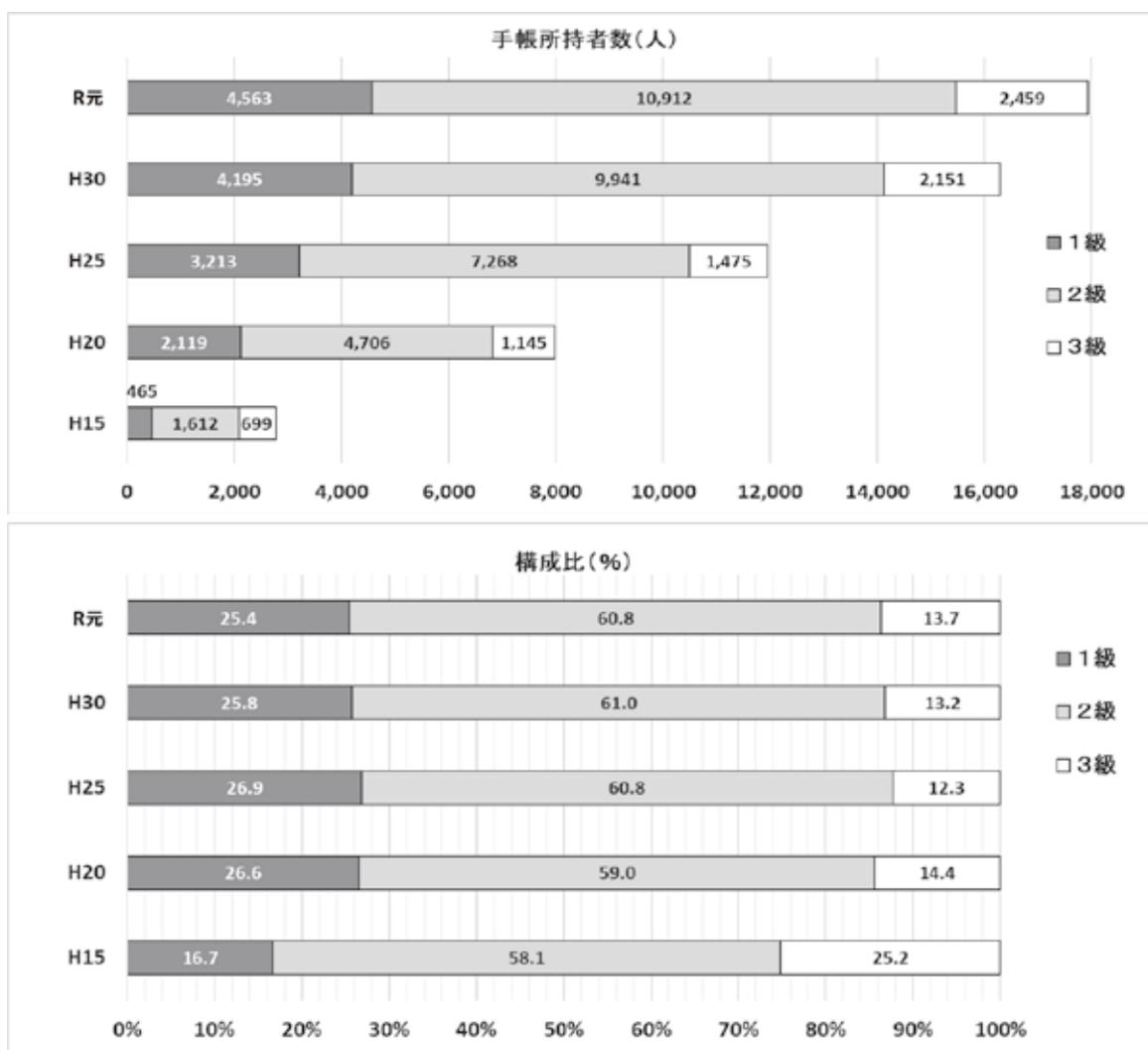
(3) 精神障がい者

① 障がい等級別

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別に見ると、2級が10,912人（構成比60.8%）と最も多く、次いで1級が4,563人（同25.4%）、3級が2,459人（同13.7%）となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成15年度末現在と比べ、年々増加していますが、特に近年は、平成18年度の県福祉医療費助成制度の改正等を背景に、手帳所持者が急激に増加しています。その結果、令和元年度の手帳所持者数は、平成15年度の約6.4倍に増加しています。

障がい等級別の推移（H15～R元年度）



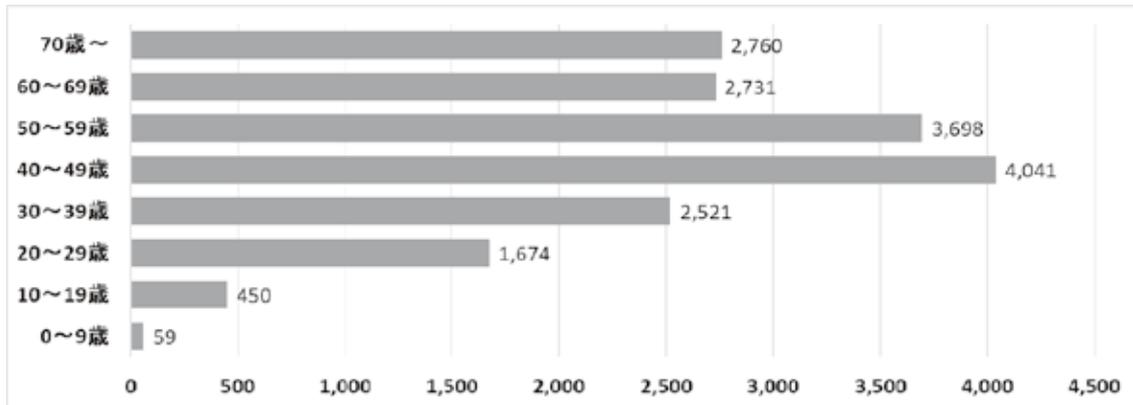
(単位: 人、%、各年度末現在)

	H15		H20		H25		H30		R元	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
1級	465	16.7	2,119	26.6	3,213	26.9	4,195	25.8	4,563	25.4
2級	1,612	58.1	4,706	59.0	7,268	60.8	9,941	61.0	10,912	60.8
3級	699	25.2	1,145	14.4	1,475	12.3	2,151	13.2	2,459	13.7
計	2,776	100.0	7,970	100.0	11,956	100.0	16,287	100.0	17,934	100.0

② 年齢階層別

年齢階層別に見ると、40歳代が最も多く、次いで50歳代、70歳以上の順となっており、中高年層に多いことがうかがえます。

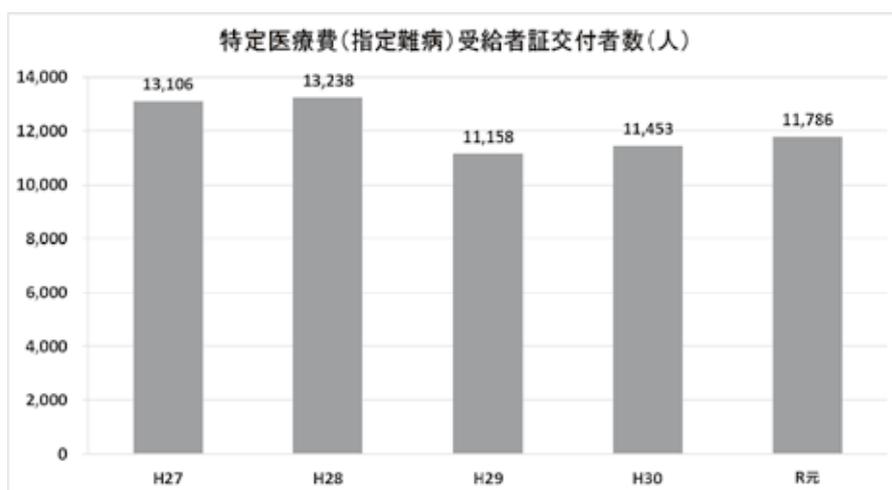
精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別分布（令和2年3月末現在、人）



(4) 難病患者

障害者総合支援法の施行により、障害者手帳の有無にかかわらず、難病患者も障害福祉サービス等を利用することが可能となりました。また、令和元年7月からは、同法の対象となる難病等が361疾病に拡大されています。

平成27年1月から「難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）」が施行され、特定疾患治療研究事業は指定難病医療費助成制度として移行されました。これに伴い対象疾病が徐々に拡大され、令和元年7月からは、333疾病が対象となっています。令和元年度末の特定医療費（指定難病）受給者証交付者数は11,786人となっています。



※平成29年度は、難病法施行後3年間の経過措置が平成29年12月31日で終了したことにより、難病法での認定基準が適用された影響で、受給者証交付者数が減少。

障害者総合支援法の対象となる疾病（令和2年4月1日現在）

1	アイカルディ症候群	2	アイザックス症候群	3	I g A腎症
4	I g G 4 関連疾患	5	亜急性硬化性全脳炎	6	アジソン病
7	アッシャー症候群	8	アトピー性脊髄炎	9	アペール症候群
10	アミロイドーシス	11	アラジュール症候群	12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病	14	アンジェルマン症候群	15	アントレー・ピクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症	17	一次性ネフローゼ症候群	18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	I p 36 欠失症候群	20	遺伝性自己炎症疾患	21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺	23	遺伝性膀胱炎	24	遺伝性鉄芽球形貧血
25	ウィーバー症候群	26	ウィリアムズ症候群	27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群	29	ウェルナー症候群	30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病	32	HTLV - 1 関連脊髄症	33	A T R - X 症候群
34	A D H 分泌異常症	35	エーラス・ダンロス症候群	36	エプスタイン症候群
37	エプスタイン病	38	エマヌエル症候群	39	遠位型ミオパチー
40	円錐角膜	41	黄色靭帯骨化症	42	黄斑ジストロフィー
43	大田原症候群	44	オクシピタル・ホーン症候群	45	オスラー病

46	カーニー複合	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	48	潰瘍性大腸炎
49	下垂体前葉機能低下症	50	家族性地中海熱	51	家族性良性慢性天疱瘡
52	カナバン病	53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・ア クネ症候群	54	歌舞伎症候群
55	ガラクトース - 1-リン酸ウリジルトラ ンスフェラーゼ欠損症	56	カルニチン回路異常症	57	加齢黄斑変性
58	肝型糖原病	59	間質性膀胱炎（ハンナ型）	60	環状 20 番染色体症候群
61	関節リウマチ	62	完全大血管転位症	63	眼皮膚白皮症
64	偽性副甲状腺機能低下症	65	ギャロウエイ・モフト症候群	66	急性壊死性脳症
67	急性網膜壊死	68	球脊髄性筋萎縮症	69	急速進行性糸球体腎炎
70	強直性脊椎炎	71	巨細胞性動脈炎	72	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病 変）
73	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	75	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
76	筋萎縮性側索硬化症	77	筋型糖原病	78	筋ジストロフィー
79	クッシング病	80	クリオピリン関連周期熱症候群	81	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症 候群
82	クルーゾン症候群	83	グルコーストランスポーター 1 欠損症	84	グルタル酸血症 1 型
85	グルタル酸血症 2 型	86	クローウ・深瀬症候群	87	クローン病
88	クロンカイト・カナダ症候群	89	痙攣重積型（二相性）急性脳症	90	結節性硬化症
91	結節性多発動脈炎	92	血栓性血小板減少性紫斑病	93	限局性皮質異形成
94	原発性局所多汗症	95	原発性硬化性胆管炎	96	原発性高脂血症
97	原発性側索硬化症	98	原発性胆汁性胆管炎	99	原発性免疫不全症候群
100	顕微鏡の大腸炎	101	顕微鏡的多発血管炎	102	高 I g D 症候群
103	好酸球性消化管疾患	104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	105	好酸球性副鼻腔炎
106	抗糸球体基底膜腎炎	107	後縦韌帯骨化症	108	甲状腺ホルモン不応症
109	拘束型心筋症	110	高チロシン血症 1 型	111	高チロシン血症 2 型
112	高チロシン血症 3 型	113	後天性赤芽球癆	114	広範脊柱管狭窄症
115	膠様滴状角膜ジストロフィー	116	抗リン脂質抗体症候群	117	コケイン症候群
118	コステロ症候群	119	骨形成不全症	120	骨髄異形成症候群
121	骨髄線維症	122	ゴナドトロピン分泌亢進症	123	5p 欠失症候群
124	コフィン・シリス症候群	125	コフィン・ローリー症候群	126	混合性結合組織病
127	鰓耳腎症候群	128	再生不良性貧血	129	サイトメガロウイルス角膜内皮炎
130	再発性多発軟骨炎	131	左心低形成症候群	132	サルコイドーシス
133	三尖弁閉鎖症	134	三頭酵素欠損症	135	CFC 症候群
136	シェーグレン症候群	137	色素性乾皮症	138	自己貪食空胞性ミオパチー
139	自己免疫性肝炎	140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	141	自己免疫性溶血性貧血
142	四肢形成不全	143	シトステロール血症	144	シトリン欠損症
145	紫斑病性腎炎	146	脂肪萎縮症	147	若年性特発性関節炎
148	若年性肺気腫	149	シャルコー・マリー・トゥース病	150	重症筋無力症
151	修正大血管転位症	152	ジュベール症候群関連疾患	153	シュワルツ・ヤンベル症候群

第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向

154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	155	神経細胞移動異常症	156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
157	神経線維腫症	158	神経フェリチン症	159	神経有棘赤血球症
160	進行性核上性麻痺	161	進行性骨化性線維異形成症	162	進行性多巣性白質脳症
163	進行性白質脳症	164	進行性ミオクローヌステんかん	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	167	スタージ・ウェーバー症候群	168	スティーヴンス・ジョンソン症候群
169	スミス・マギニス症候群	170	スモン	171	脆弱 X 症候群
172	脆弱 X 症候群関連疾患	173	成人スチル病	174	成長ホルモン分泌亢進症
175	脊髄空洞症	176	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	177	脊髄髄膜瘤
178	脊髄性筋萎縮症	179	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	180	前眼部形成異常
181	全身性エリテマトーデス	182	全身性強皮症	183	先天異常症候群
184	先天性横隔膜ヘルニア	185	先天性核上性球麻痺	186	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
187	先天性魚鱗癬	188	先天性筋無力症候群	189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
190	先天性三尖弁狭窄症	191	先天性腎性尿崩症	192	先天性赤血球形成異常性貧血
193	先天性僧帽弁狭窄症	194	先天性大脳白質形成不全症	195	先天性肺静脈狭窄症
196	先天性風疹症候群	197	先天性副腎低形成症	198	先天性副腎皮質酵素欠損症
199	先天性ミオパチー	200	先天性無痛無汗症	201	先天性薬酸吸収不全
202	前頭側頭葉変性症	203	早期ミオクロニー脳症	204	総動脈幹遺残症
205	総排泄腔遺残	206	総排泄腔外反症	207	ソトス症候群
208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	209	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	210	大脳皮質基底核変性症
211	大理石骨病	212	ダウン症候群	213	高安動脈炎
214	多系統萎縮症	215	タナトフォリック骨異形成症	216	多発血管炎性肉芽腫症
217	多発性硬化症／視神経脊髄炎	218	多発性軟骨性外骨腫症	219	多発性嚢胞腎
220	多脾症候群	221	タンジール病	222	単心室症
223	弾性線維性仮性黄色腫	224	短腸症候群	225	胆道閉鎖症
226	遅発性内リンパ水腫	227	チャージ症候群	228	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
229	中毒性表皮壊死症	230	腸管神経節細胞僅少症	231	TSH 分泌亢進症
232	TNF 受容体関連周期性症候群	233	低ホスファターゼ症	234	天疱瘡
235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	236	特発性拡張型心筋症	237	特発性間質性肺炎
238	特発性基底核石灰化症	239	特発性血小板減少性紫斑病	240	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る）
241	特発性後天性全身性無汗症	242	特発性大腿骨頭壊死症	243	特発性多中心性キャッスルマン病
244	特発性門脈圧亢進症	245	特発性両側性感音難聴	246	突発性難聴
247	ドラベ症候群	248	中條・西村症候群	249	那須・ハコラ病
250	軟骨無形成症	251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	252	22q11.2 欠失症候群
253	乳幼児肝巨大血管腫	254	尿素サイクル異常症	255	ヌーナン症候群
256	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B 関連腎症	257	脳髄黄色腫症	258	脳表ヘモジデリン沈着症
259	膿疱性乾癬	260	嚢胞性線維症	261	パーキンソン病

262	バージャー病	263	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	264	肺動脈性肺高血圧症
265	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	266	肺胞低換気症候群	267	ハッチンソン・ギルフォード症候群
268	バッド・キアリ症候群	269	ハンチントン病	270	汎発性特発性骨増殖症
271	PCDH 19 関連症候群	272	非ケトーシス型高グリシン血症	273	肥厚性皮膚骨膜炎
274	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	275	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	276	肥大型心筋症
277	左肺動脈右肺動脈起始症	278	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	279	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症
280	ピッカースタッフ脳幹脳炎	281	非典型溶血性尿毒症症候群	282	非特異性多発性小腸潰瘍症
283	皮膚筋炎／多発性筋炎	284	びまん性汎細気管支炎	285	肥満低換気症候群
286	表皮水疱症	287	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	288	VATER 症候群
289	ファイファー症候群	290	ファロー四徴症	291	ファンコニ貧血
292	封入体筋炎	293	フェニルケトン尿症	294	フォンタン術後症候群
295	複合カルボキシラーゼ欠損症	296	副甲状腺機能低下症	297	副腎白質ジストロフィー
298	副腎皮質刺激ホルモン不応症	299	ブラウ症候群	300	プラダー・ウィリ症候群
301	プリオン病	302	プロピオン酸血症	303	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）
304	閉塞性細気管支炎	305	β -ケトチオラーゼ欠損症	306	パーチェット病
307	ベスレムミオパチー	308	ヘパリン起因性血小板減少症	309	ヘモクロマトーシス
310	ペリー症候群	311	ペルーシド角膜辺縁変性症	312	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
313	片側巨脳症	314	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	315	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠乏症
316	発作性夜間ヘモグロビン尿症	317	ポルフィリン症	318	マリネスコ・シェーグレン症候群
319	マルファン症候群	320	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	321	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
322	慢性再発性多発性骨髄炎	323	慢性膀胱炎	324	慢性特発性偽性腸閉塞症
325	ミオクロニー欠伸てんかん	326	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	327	ミトコンドリア病
328	無虹彩症	329	無脾症候群	330	無 β リポタンパク血症
331	メープルシロップ尿症	332	メチルグルタコン酸尿症	333	メチルマロン酸血症
334	メビウス症候群	335	メンケス病	336	網膜色素変性症
337	もやもや病	338	モワット・ウイルソン症候群	339	薬剤性過敏症症候群
340	ヤング・シンプソン症候群	341	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	342	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
343	4p 欠失症候群	344	ライソゾーム病	345	ラスムッセン脳炎
346	ランゲルハンス細胞組織球症	347	ランドウ・クレフナー症候群	348	リジン尿性蛋白不耐症
349	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	350	両大血管右室起始症	351	リンパ管腫症／ゴーハム病
352	リンパ脈管筋腫症	353	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	354	ルビンシュタイン・テイビ症候群
355	レーベル遺伝性視神経症	356	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	357	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
358	レット症候群	359	レノックス・ガスター症候群	360	ロスムンド・トムソン症候群
361	肋骨異常を伴う先天性側弯症				

2 障がい者を取り巻く施策の動向

近年、障がい者施策は大きな転換期を迎えており、重要な制度改革や基本的な考え方の見直しが行われています。

(1) 国の障害者基本計画

国においては、平成5年に「障害者対策に関する新長期計画」(平成5年度～14年度)を、平成14年には、平成5年に改正された障害者基本法に基づく「障害者基本計画(第2次)」(平成15年度～24年度)、平成24年には、障害者権利条約締結に向けた「障害者基本計画(第3次)」(平成25年度～29年度)が策定され、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、障がい者施策を推進してきました。平成29年には、「障害者基本計画(第4次)」(平成30年度～令和4年度)が策定されました。この計画は、平成26年度の障害者権利条約の批准後、初めての障害者基本計画であることから、条約の理念に即し、障がいの有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことを目指す内容となっているほか、「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」、「障害者施策の検討、評価への障害者の参画」を包含するものとなっています。

(2) 障害者権利条約の締結

障がい者の身体的自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利を実現するための措置等を規定した障害者権利条約について、我が国は平成19年に署名し、一連の国内法整備を経て、平成26年に締結し、我が国について条約の効力が生じることとなりました。

従来の「障がい」のとらえ方は、障がいは病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでしたが、障害者権利条約においては、障がいは主に社会によって作り出されているとする「社会モデル」の考え方が貫かれています。

【障害者権利条約の概要】

- 障がいは個人の問題ではなく、社会に原因がある問題だとする「社会モデル」の考え方を反映
- 合理的配慮の実施を怠ることを含め、障がいを理由としたいかなる差別も禁止

【障害者権利条約の批准に向けた一連の国内法の整備】

- 障害者基本法の改正（平成23年8月）
- 障害者総合支援法の制定（平成24年6月）
- 障害者差別解消法の制定（平成25年6月）
- 障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）

(3) 障害者総合支援法の改正

平成28年6月に障害者総合支援法が改正され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を推進するための見直し等が行われました。

【改正障害者総合支援法の概要】

- 施設入所から一人暮らしに移行する障がい者を対象に、定期的な巡回訪問や随時対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う自立生活援助サービスを新設
- 障がい者の一般就業に伴う生活面の課題に対応するため、就職先の事業所や家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援サービスを新設
- 高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を推進するため、介護保険サービスの利用者負担を軽減できる仕組みを新設

(4) 児童福祉法の改正

平成28年5月に児童福祉法が改正され、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うための見直しがなされました。

【改正児童福祉法の概要】

- 重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する居宅訪問型児童発達支援サービスを新設
- 医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携を促進
- 障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画を新たに策定

(5) 障害者雇用促進法の改正

令和元年6月に障害者雇用促進法が改正され、障がい者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることとされました。

【改正障害者雇用促進法の概要】

- 民間の事業主における特定短時間労働者の雇用に対する支援(特例給付金の支給)
- 障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度の創設
- 国及び地方公共団体における「障害者活躍推進計画」の作成・公表の義務付け

(6) 障害者差別解消法の施行

障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

障がい者差別の解消に向けた取組みは、社会の変化等に伴い、その内容を充実させることが求められており、また、施行から3年が経過した時点で、その施行状況から判明してきた制度や運用の不十分な点について、対応策を講じることが必要として、令和2年現在、国において、条約の理念の尊重及び整合性の確保、地域における取組み等の実情を踏まえた見直し、関係者間の相互理解の促進の3点から現行の制度や運営について見直しが図られているところです。

【障害者差別解消法の概要】

- 行政機関及び事業者による不当な差別的取扱いの禁止（法的義務）、合理的配慮の不提供の禁止（行政機関は法的義務、事業者は努力義務）

【国・地方公共団体の取組】

- 行政機関は職員対応要領を策定
- 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定
- 相談・紛争解決の体制整備
- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- 普及啓発活動の実施

(7) 発達障害者支援法の改正

平成28年6月に発達障害者支援法が改正され、同年8月に施行されました。平成17年の施行から約10年が経過し、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正されました。

【改正発達障害者支援法の主な概要】

- 発達障がい者に対する障がいの定義と発達障がいへの理解の促進
- 発達生活全般にわたる支援の促進
- 発達障がい者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備等
- ・新たに、国及び地方公共団体による相談体制の整備が責務であることを明記したほか、関係機関が個人情報保護に配慮しつつ情報の共有を促進すること、司法手続きにおいて配慮を行うこと、県が発達障害者地域支援協議会を置くことができることを規定

(8) 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の施行

平成28年3月に岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例が成立し、同年4月に施行されました。条例に掲げる障がいの有無にかかわらず、県民誰もが分け隔てなく共に安心して暮らせる社会、「共生社会」の実現を目指し、「共生社会実現施策」を推進します。

【岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の概要】

- 県民誰もが分け隔てなく共に安心して暮らせる社会、「共生社会」の実現を目指し、「共生社会実現施策」を推進
- 県、市町村、障がい者関係団体が連携し、「共生社会実現施策」に主体的に取り組む
- 障がい者関係団体の役割を明示したことが大きな特徴

【条例に基づく共生社会実現施策】

- 障がい者に対する理解促進のための普及啓発の実施
- 障がい者への理解を深める教育の充実
- 幼い頃からの障がいのある人とない人との交流の機会の拡大・充実
- 県民会議の設置
- 顕彰制度の創設

(9) 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の施行

平成30年3月に岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例が成立し、同年4月に施行されました。条例に掲げる手話言語の普及、障がいの特性に応じた意思疎通手段の確保に関する施策を総合的に推進します。

【条例の目的】

- 手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段（手話、要約筆記、点字、点訳、音訳、筆談、代読、代筆その他の障がいのある人が他者との意思疎通を図るための手段）の確保に関する施策を総合的に推進

【条例に基づく手話普及及び障がい者の意思疎通手段利用促進施策】

- 意思疎通手段による県政情報の発信、災害時における意思疎通手段の確保
- 意思疎通の支援者・指導者の育成
- 県民に対する啓発や意思疎通手段の学習機会の確保
- 学校教育における手話言語の理解促進、特別支援学校等における学習環境整備、教職員の知識技能向上
- 事業者によるサービス提供や雇用における合理的配慮に対する協力

(10) 障害者文化芸術推進法の施行

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的として、障害者文化芸術推進法が平成30年6月に公布・施行されました。法第7条の規定に基づき、厚生労働省と文化庁は、平成31年3月に障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画を策定しました。

【障害者文化芸術推進法の概要】

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

【基本理念】

- 障がい者による文化芸術活動の幅広い促進
- 障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化
- 地域における、障がい者の作品等の発表、交流等の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

【国の責務】

国は、上記基本理念にのっとり、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【地方公共団体の責務】

地方公共団体は、上記基本理念にのっとり、障がい者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(11) 読書バリアフリー法の施行

令和元年6月、障害者権利条約や障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、読書バリアフリー法が成立し、同年6月28日から施行されました。

【読書バリアフリー法の概要】

障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を推進

【基本的な方針】

- アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
- アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上
- 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮

【国の責務】

国は、法第3条の基本理念にのっとり、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【地方公共団体の責務】

地方公共団体は、法第3条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(12) 東京 2020 パラリンピックの開催

2020年（令和2年）東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことは、スポーツを取り巻く環境を大きく変化させました。特に、人々の中にスポーツに対する興味、関心が高まり、国際大会におけるトップアスリートの活躍がマスメディアで報じられることで、注目度と期待も高まっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、東京オリンピック・パラリンピックは、2021年（令和3年）への延期が決定されましたが、東京オリンピック・パラリンピックでは、スポーツのみならず、オリンピック憲章の理念に基づき文化プログラムも実施される予定です。

【東京 2020 パラリンピックの開催に向けた動き】

- トップアスリートの養成
- 障がい者スポーツの裾野拡大
- 障がい者の芸術文化活動の振興

(13) 全国障害者芸術・文化祭の開催

全国障害者芸術・文化祭は、障がい者の芸術文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするとともに、国民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、開催されているものです。平成29年度の第17回大会からは、国民文化祭と一体的に開催されています。

県では、令和6年度に国民文化祭の開催が予定されており、これにあわせて、全国障害者芸術・文化祭の開催に向けて準備を進めています。

【令和6年度全国障害者芸術・文化祭の開催に向けた動き】

- 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催に向けた調整
- 障がい者の芸術文化活動の推進
- 障がい者芸術文化の裾野拡大

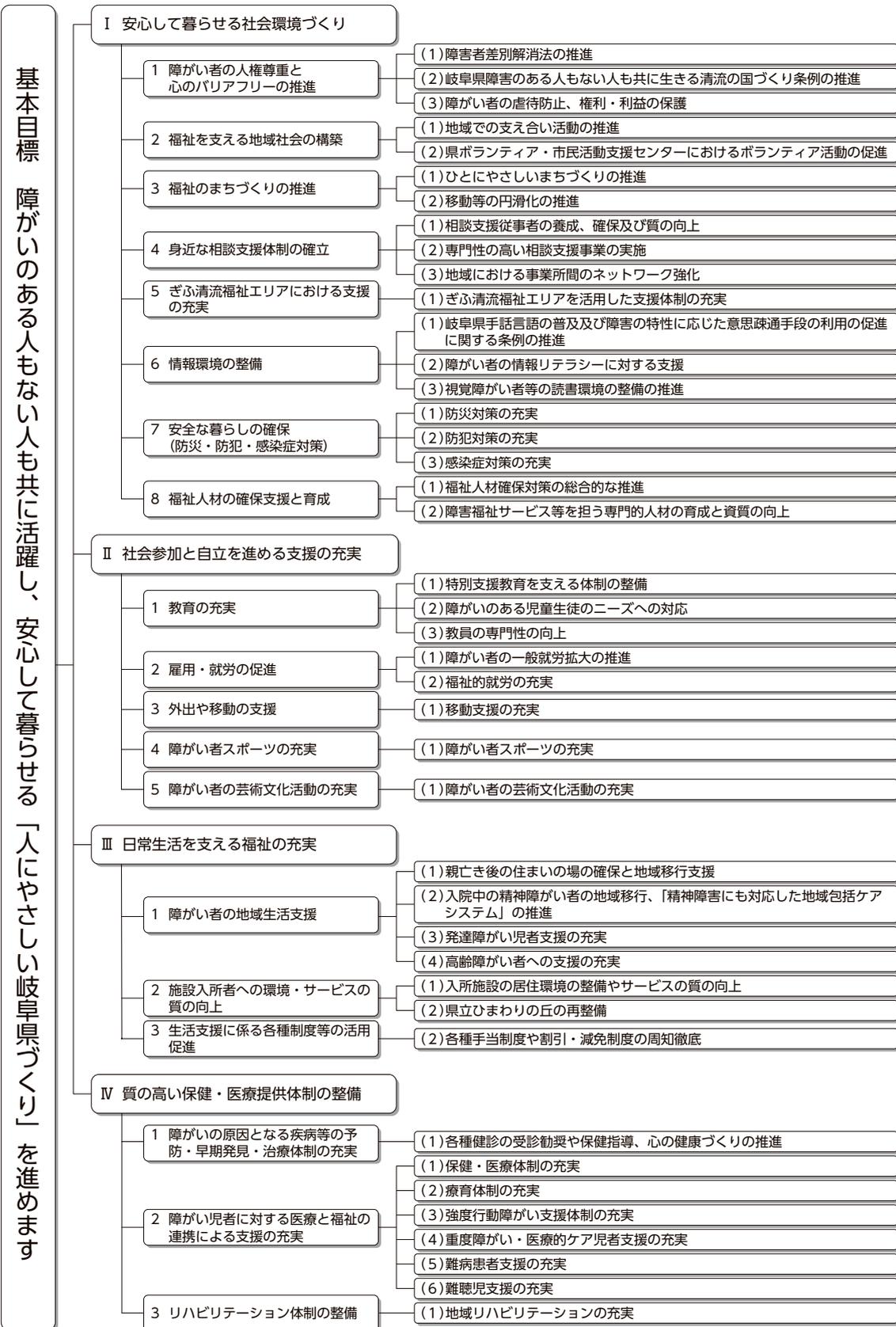
第3章 計画の概要

1 基本目標

- 平成17年3月策定の「岐阜県障害者支援プラン」(平成17年度～21年度)、平成22年3月改定の「第2期岐阜県障がい者支援プラン」(平成22年度～26年度)においては、「障がいのある人が安心して暮らせる人にやさしい岐阜県づくりを進めます。」を基本目標に掲げ、施策を推進してまいりました。
- 平成27年3月策定の「岐阜県障がい者総合支援プラン」及び平成30年3月改定の「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」においては、障がい者への福祉サービスのさらなる向上を目指したものです。特に障害者権利条約や障害者基本法、障害者差別解消法の趣旨にのっとり、「障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる『人にやさしい岐阜県づくり』を進めます。」を基本理念としてまいりました。これは、ノーマライゼーションの考えのもと、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現するという理念を加えたものです。
- 「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」においては、障害者権利条約や障害者基本法、障害者差別解消法並びに「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」の趣旨のほか、「清流の国ぎふ」創生総合戦略の内容も踏まえ、誰もが安心して暮らせる社会づくりを推進するために、さらなる取組みを進める必要があることから、以下のとおり基本目標とします。

**障がいのある人もない人も共に活躍し、安心して暮らせる
「人にやさしい岐阜県づくり」を進めます**

2 施策体系



第4章 分野別施策

I 安心して暮らせる社会環境づくり

1 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進

(1) 障害者差別解消法の推進

※右のアイコンは、SDGs（国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標）のうち、本項目に関連のあるものを示しています。（以下、同じ。17の開発目標一覧はp2を参照）



現状と課題

- 障がいのある人が職場において差別待遇を受けたり、障がい者施設等における身体的・心理的虐待などの人権問題が発生しております。障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「こころのバリアフリー」の推進によって、共生社会を実現するため、この問題について関心と理解を深めていく必要があります。
- 障害者差別解消法において規定されている、行政における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組む必要があります。
- 県民誰もが安心して暮らすため、障がいを理由とする差別的取扱いに関する紛争解決及び相談体制が必要です。また、障害者差別解消法について、事業者や県民に対する普及啓発に取り組む必要があります。

今後の取組み

- ① 障がい者に対する差別や偏見の解消、虐待防止を図るため、人権啓発指導員による「障がい者の人権等」に関する人権啓発出前講座の実施、各種啓発事業の機会におけるパンフレットの配布、インターネット、新聞等の広報媒体を活用した啓発活動を推進します。
(環境生活部人権施策推進課)
- ② 「障がいのある方への配慮マニュアル」を作成するとともに、全ての県の機関に「障がい者差別解消推進員」を設置し、障がい者差別解消のために必要な行動・支援等に係る研修の実施等を通じて、全ての県の機関で障がいのある方に適切に対応します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 障がいの多様化が進む中で、特別支援学校だけでなく、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校においても、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用等、適切な支援を行う

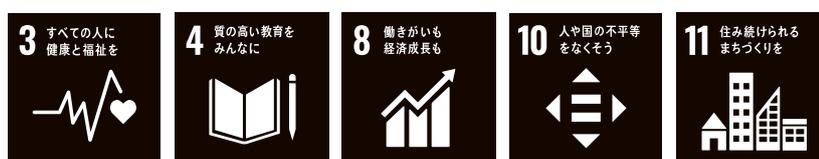
ための研修を充実し、管理職の指導のもと障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の向上を図ります。

(教育委員会教育研修課)

- ④ 岐阜県障がい者差別解消支援センターに専門相談員を配置し、県民からの障がい者差別に関する相談に対応します。また、センターによる出前講座等を通じ、事業者や県民、行政関係者等、幅広い層への理解啓発に障がい者関係団体と適宜連携しつつ取り組みます。

(健康福祉部障害福祉課)

(2) 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の推進



現状と課題

- 平成 28 年 4 月に、障害者差別解消法の施行と同時に、岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例が施行され、障がいに対する理解促進、障がいの理解形成に向けた教育の充実、幼い頃からの障がいのある人とない人との交流の促進等の共生社会実現施策に取り組む必要があります。
- 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例にも規定されており、障がい者に必要な支援等を視覚的に示す「障がい者マーク」について、県民の理解を深める必要があります。
- 県では、市町村や障がい者関係団体と連携し、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせ、援助や配慮等県民の思いやりのある行動を促すヘルプマークを平成 29 年 8 月から配布開始しています。ヘルプマークを必要とする方への普及とともに、県民に対しヘルプマークに対する正しい理解啓発をしていく必要があります。
- 障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深め、共生社会を実現するためには、単に知識の習得に留まることなく、障がい者との交流やふれあいを通じて互いに人格を認め合うことが重要です。
- 福祉の仕事に対するマイナスイメージや理解不足等から、人材が集まりにくく、福祉施設では人材不足の状況が続いています。

- 子どもから高齢者、障がいがある方もない方もレクリエーションに触れ合う機会を創出するため、レクリエーションの指導者派遣事業を展開しています。

今後の取組み

【県民会議の設置】

- ① 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例で定める共生社会実現施策については、第3期障がい者総合支援プランに関連施策を位置づけるとともに、県民、障がい者関係団体等からなる県民会議を設置し、県民等の意見を反映させることにより効果的な施策推進に取り組みます。

(健康福祉部障害福祉課)

【県民の障がい者への理解促進】

- ② 障害者週間などの機会をとらえ、市町村や障がい者関係団体と連携して、障がい者マークの普及啓発に取り組みます。また、岐阜市等と連携し、白杖SOSシグナルの啓発に取り組みます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ③ ヘルプマークについては、市町村や障がい者関係団体と連携した普及啓発に取り組むとともに、特に県民をはじめ警察・消防・医療・福祉等の関係者への啓発に努めます。また、所持している方への声掛けや手助けをするヘルプマークサポーター研修等の取組みも推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ あらゆる機会を捉えて、県民に対する各種障がいの理解促進に努めるとともに、障がい福祉制度や施策について県民に分かりやすい情報提供に努めます。なお、遷延性意識障がい、盲ろう、音声機能障がい、失語症など、県民の理解が進んでいない障がいに対する理解を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 自閉症をはじめとする発達障がいの理解を深めるため、国連が制定した4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」の機会をとらえ、市町村や障がい者関係団体と連携して県内各地でブルーライトアップや啓発物品の配布等の活動を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑥ 精神疾患や精神障がい者に対する社会的な誤解や偏見を是正するため、「こころの健康フェスティバル」の開催やこころの問題を考えるためのシンポジウムの開催等、積極的な啓発、広報に努めます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑦ 広く高次脳機能障がいに対する理解を深めるため、普及啓発活動の実施に努めます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑧ アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症に対する誤解や偏見を解消するため、普及啓発活動の実施に努めます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑨ 障がい者の作品展示や販売等を行う「岐阜県障がい者ふれあい福祉フェア」等の開催を通じて、障がい者に対する理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加への意欲を高めます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑩ 障がい者の意思疎通手段に係る啓発イベントを開催し、県民の障がい者意思疎通手段に関する学習機会を確保します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑪ 福祉人材の確保・定着を図るため、福祉施設職員、福祉系の大学生、福祉教育に携わる教員等を構成員とした「福祉のイメージアップ委員会」において、福祉の仕事のイメージアップを図ります。

(健康福祉部地域福祉課)

【相互理解を深める教育の充実】

- ⑫ 令和4年には、高等学校の保健体育のすべての教科書に「精神疾患」が記述され理解を深めます。小・中学校の保健体育では「心の健康」等について課題を発見し、解決を目指した活動を通じた学習を行っています。

(教育委員会体育健康課)

- ⑬ 児童生徒一人一人の特徴や、学校の特色ある教育活動を生かすとともに、特別支援学校と地域の小・中・義務教育学校・高等学校双方の学校の児童生徒の学習のねらいを明確にした交流及び共同学習を計画的に実施します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑭ 交流及び共同学習において、オンラインの活用等、児童生徒が安心し、継続的に充実した学習活動が積み重ねられるよう方法を工夫します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑮ 学校の総合的な学習の時間や「ひびきあいの日」の取組み等を活用して、福祉体験学習や障がいの疑似体験、障がい者との交流活動、手話を学ぶ取組み等を展開し、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

(教育委員会学校支援課)

【幼い頃から障がいのある人とない人との交流の促進】

- ⑯ 幼稚園において、障がいのある幼児との直接的な交流を図ることにより、就学前からの障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

(教育委員会学校支援課)

- ⑰ 小中学校において、障がいのある人との交流を図ることにより、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

(環境生活部人権施策推進課)

- ⑱ 放課後児童クラブにおいて、集団指導が可能な障がいのある子どもの受け入れを促進し、子育て家庭の保護者が安心して働ける環境をつくるとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流を推進します。

(健康福祉部子ども・女性局子育て支援課)

- ⑲ 児童生徒一人一人の特徴や、学校の特色ある教育活動を生かすとともに、特別支援学校と地域の小・中・義務教育学校・高等学校双方の学校の児童生徒の学習のねらいを明確にした交流及び共同学習を計画的に実施します。

(再掲) (教育委員会特別支援教育課)

- ⑳ オンラインの活用等、児童生徒が安心し、継続的に充実した学習活動が積み重ねられるよう交流の方法を工夫します。

(再掲) (教育委員会特別支援教育課)

- ㉑ 障がいのある人もない人も、県民皆がレクリエーションに触れることのできる「ぎふ清流レクリエーションフェスティバル」を開催し、レクリエーションを通じた交流を促進します。

(清流の国推進部ねりんピック推進事務局)

- ㉒ 令和3年に岐阜県では初めて開催される「全国健康福祉祭(ねりんピック)」に、障がいのある人の参加を積極的に促すなど、スポーツ・レクリエーション・文化を通じた交流の場を創出します。

(清流の国推進部ねりんピック推進事務局)

- ㉓ 障がいの有無にかかわらず誰もが参加できる「長良川ふれあいマラソン大会」や障がい者スポーツ教室等を開催し、スポーツを通じた交流を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ㉔ ぎふ清流文化プラザを「障がい者の文化芸術活動の拠点」と位置付け、障がい者の文化芸術活動を紹介する企画展示の実施など、障がい者の文化芸術活動の発表の場や障がい者文化芸術の情報発信・情報交流の場として活用を進めます。

(環境生活部県民文化局文化創造課)

【表彰】

- ㉕ 「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」に基づき創設する顕彰制度において、共生社会実現に向けて特に顕著な取組みをしている団体・個人を表彰することにより、県民の理解促進を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

(3) 障がい者の虐待防止、権利・利益の保護



現状と課題

- 障がい者に対する虐待は、障がい者の尊厳を害するものですので、障がい者の自立及び社会参加を促進するに当たり、これを防止することが極めて重要です。しかしながら、障害者虐待防止法が施行された平成24年10月から8年が経過した現在であっても、発生事案は後を絶ちません。
- 判断能力が十分でない方の財産や権利を保護する仕組みとして、「日常生活自立支援事業」と「成年後見制度」があります。
日常生活自立支援事業と成年後見制度は、利用者と想定される認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の総数から考えると、一層の利用が期待されています。
- 平成28年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、平成29年に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」により、中核機関の設置や基本計画の策定が市町村の努力義務とされており、どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる体制を整備することが求められています。
- 社会福祉事業者は、社会福祉法により、福祉サービスの質の向上に向け、自らその提供するサービスに対する評価を行うことに加えて、第三者による第三者評価を受審することが努力義務とされています。
- 利用者等からの福祉サービスに対する苦情解決のため、社会福祉法では、社会福祉事業の経営者に対して、適切な苦情解決への努力義務が規定され、さらに、社会福祉事業所内に苦情受付担当者などの設置による体制整備や苦情解決の手順等が示されています。また、事業者限りでは解決できない苦情などの受け皿として、県社会福祉協議会により「岐阜県運営適正化委員会」が設置されています。

今後の取組み

- ① 市町村職員や障害福祉サービス事業所等職員に対し、引き続き、障がい者虐待防止研修を実施することで、未然の防止及び早期発見の体制の在り方、発見時の迅速な対応方法（発見時の通報義務を含む。）等について周知し、虐待防止の取組みの徹底を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 住み慣れた地域・在宅での自立した生活を支援していくため、県社会福祉協議会による、判断能力が十分でない方の財産や権利を擁護する体制の定着と充実に向けた日常生活自立支援事業への取組みを支援します。
(健康福祉部地域福祉課)
- ③ 成年後見制度についても、県社会福祉協議会に設置している「岐阜県成年後見・福祉

サービス利用支援センター」における、成年後見制度利用促進に向けた取組み、後見等を担う人材の育成に向けた取組みを支援するとともに、圏域ごとに成年後見制度に係る現状や課題の共有、関係機関との連携を図る会議を開催し、市町村における成年後見制度利用促進の体制整備を支援します。

(健康福祉部地域福祉課)

- ④ 日常生活や社会生活等において障がい者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障がい者の意思決定の重要性を認識した上で、関係機関と連携しながら、必要な対応を実施できるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 県内福祉サービスの質の向上を図るため、利用者や社会福祉事業者等からの福祉サービス第三者評価制度に対する社会的評価の向上、評価機関の技能と質の向上などをおおして、社会福祉事業者による積極的な第三者評価の受審を促進します。

(健康福祉部健康福祉政策課)

- ⑥ 指導監査をはじめ様々な機会を捉えた社会福祉事業者に対する指導や、岐阜県運営適正化委員会（県社会福祉協議会）による事業調査や当事者への助言・申し入れ及びあっせん案の提示などにより、利用者の苦情が円滑に解決されるとともに、利用者からの苦情や意見が、事業者による経営改善とサービスの質の向上に繋がる体制づくりを促進します。

(健康福祉部健康福祉政策課)

2 福祉を支える地域社会の構築

(1) 地域での支え合い活動の推進



現状と課題

- 近年、社会環境の変化や生活環境の多様化、少子高齢化の進展等により、地域生活課題が複合化・複雑化し、福祉分野ごとの体制だけでは、その解決が難しくなっています。また、買物弱者支援や移動支援など、地域において新たな課題が顕在化するとともに、地域住民による支え合い活動の主な担い手が高齢化し、次の担い手の確保が課題となっています。
- 平成29年に成立した「地域包括ケア強化法」において、障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から居宅介護（ホームヘルプ）サービス、通所介護（デイサービス）、短期入所（ショートステイ）などについて、高齢者や障がい児者が共に利用できるサービスとして「共生型サービス」が創設されました。
- 具体的には、介護保険サービス又は障害福祉サービスのいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなるようにするものであり、各事業所は、地域の高齢者や障がい児者のニーズを踏まえて、指定を受けるかどうか判断することとなります。
- 介護保険法の改正でも、居宅介護（ホームヘルプ）サービス、通所介護（デイサービス）、短期入所（ショートステイ）等について、高齢者や障がい児者が共に利用できる「共生型サービス」の創設が盛り込まれ、共生型サービス事業に関する基準等が整備されています。

今後の取組み

- ① 活動する地域住民団体の設立、活動拠点づくり及び既存団体の新たな活動展開に対する支援を通じ、地域での支え合い活動の更なる普及・拡大を図ります。
また、食料品・日用品の買物に課題を抱える高齢者や障がい者等を支援し、あわせて高齢者等の見守りの役割も担う移動販売事業を支援します。

(健康福祉部地域福祉課)

- ② 平成30年4月に導入された「共生型サービス」については、社会的、地域的ニーズを踏まえ、県条例等の基準に沿って、共生型サービスの適切な実施を推進します。

(健康福祉部高齢福祉課)

(健康福祉部障害福祉課)

(2) 県ボランティア・市民活動支援センターにおけるボランティア活動の促進



現状と課題

- 県社会福祉協議会と各市町村社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティアと支援を必要とする方とのマッチングなどを行っていますが、情報不足や参加するきっかけが無いなどの理由で活動につながらない場合があります。市町村ボランティアセンターの活動の促進が求められています。
- 近年では、大規模災害時において、各地から集まる災害ボランティアの受入れ調整の役割も期待されています。このため、災害ボランティアに関する研修や岐阜県災害ボランティアコーディネーターの設置等を行っています。

今後の取組み

- ① 市町村ボランティアセンターの活動の促進のため、市町村社会福祉協議会職員との担当者会議や研修の開催など、ボランティア活動に関する取組みを支援します。また、ボランティアの気運醸成のため、ボランティアフェスティバルを開催します。

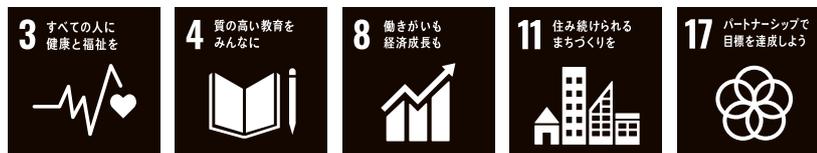
(健康福祉部地域福祉課)

- ② 災害時の多様なニーズに対応するため、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する取組みを支援するとともに、ボランティアをコーディネートできる人材を育成します。

(健康福祉部地域福祉課)

3 福祉のまちづくりの推進

(1) ひとにやさしいまちづくりの推進



現状と課題

- 平成10年に「岐阜県福祉のまちづくり条例」を制定し、誰もが安心して暮らしやすいまちづくりを推進しています。
障がい者の安心、安全な地域生活を確保するためには、多目的トイレにおける車いす使用者・オストメイトへの対応、ユニバーサルシートの整備などの施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、福祉のまちづくりに対する県民の理解を深めることが重要です。
- 平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、地方公共団体等は障がいのある人に対する合理的な配慮を提供することが求められ、そのためのバリアフリー等の環境整備に努める必要があります。
- 令和元年11月より、車いす使用者用駐車区画の適正な利用を図るため、プラスワン区画を新たに設定し、駐車区画を利用できる対象者の要件を設定し、利用証を交付する「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」を開始しています。

今後の取組み

- ① 障がい者等が安全かつ快適に利用できる建築物の整備を促進するため、新築等の際にその計画の届出を義務づけ、「岐阜県福祉のまちづくり条例整備基準」に沿った指導、助言を行います。
(都市建築部建築指導課)
- ② 新設、既存を問わず「整備基準」に適合した建築物に適合証を交付して、障がい者等が安全かつ快適に利用できる施設であることを明示し、福祉のまちづくりに対する意識の向上を図ります。
(都市建築部建築指導課)
- ③ 様々な利用者が共用する公共設備等について、必要な人が、必要な時にユニバーサルデザインの恩恵を受けることができるよう、様々な関係者の意見を伺いながら、障がい者や高齢者はもとより、すべての人が住みやすく活動しやすい環境の整備を推進します。
(健康福祉部地域福祉課)

- ④ 既存の県有施設についても、誰もが利用しやすい施設とするため、トイレの洋式化や多目的トイレの改修、その他施設のバリアフリー化を積極的に進めます。

(総務部管財課)

- ⑤ 市町村立学校について、国からの通知、補助制度を周知することにより、バリアフリー化を促します。

(教育委員会教育財務課)

- ⑥ 都市公園においては、障がい者や高齢者が快適に利用できるよう、園路の段差解消を行うとともに、ベンチ等の休憩施設、身体障がい者用のトイレや車いす使用者用駐車スペースの整備を進めます。

(都市建築部都市公園整備局都市公園課)

- ⑦ 県が整備した「道の駅」トイレには、多機能トイレを設置しており、今後も新規整備される「道の駅」には、多機能トイレを整備します。

引き続き、温水洗浄便座やオストメイト対応トイレなどトイレ機能の充実を図ります。

(県土整備部道路維持課)

- ⑧ 障がい者等に配慮した建築物の整備を促進するため、中小企業者又は組合等に対し、その施設整備に要する経費について融資を行います。

(商工労働部商業・金融課)

- ⑨ 「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」について、車いす使用者用駐車区画の適正な利用やプラスワン区画の確保に向けた啓発などの取組みを行います。

(健康福祉部地域福祉課)

- ⑩ 障がい者等介助を要する人が気軽に外出し、各種の行事等に参加する機会を提供することを通し、社会参加の促進及び自立の支援を図るため、県有リフトバス「ながら号」の運行を行います。

(健康福祉部地域福祉課)

- ⑪ 外国人や高齢者、障がい者を含め、誰もが楽しく安心して本県を旅行できるよう、受入環境の充実など、ユニバーサルツーリズムの普及を進めます。

(商工労働部観光国際局観光企画課)

(2) 移動等の円滑化の推進



現状と課題

- 障がい者の活動範囲を広げるためには、福祉のまちづくりを総合的に推進する中で、道路、交通等の環境整備や障がい者の移動支援についても一層の充実を図る必要があります。

ます。

- 自動車の移動を念頭に置いた道路や街路の整備に加え、歩行者・自転車などの安全性や移動性にも配慮した整備が重要視されてきています。障がい者をはじめ誰もがより一層安心して快適に通行できるような道路整備を推進することが重要です。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）では、高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対してバリアフリー化基準への適合を求めるとともに、重点整備地区において住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めており、行政及び公共交通事業者等による理解と積極的な取り組みが必要です。
- バリアフリー法に基づく、主要な生活関連経路の横断箇所において信号機等のバリアフリー化（音響機能付加等）を実施していますが、交通環境の変化に応じて継続した取り組みが必要です。

今後の取り組み

【歩行空間、旅客施設等のバリアフリー化の促進】

- ① 障がい者の移動円滑化のため、都市部や利用者の多い箇所など必要と認められる箇所への視覚障がい者誘導ブロック（シート）の設置を進めます。ブロックの設置に当たっては、歩行性を考慮するとともに、障がい者・専門家の意見を取り入れるよう努めます。
（県土整備部道路維持課）
（県土整備部道路建設課）
（都市建築部都市整備課）
- ② 公共交通機関における移動の円滑化を促進するため、ノンステップバスなどの低床車両の導入や鉄道駅のバリアフリー化について公共交通事業者等へ働きかけるとともに、国や市町村とともに財政的な支援を行います。
（都市建築部公共交通課）
- ③ 交通バリアフリーの見地から、特別支援学校で使用するスクールバスについては、低床、車いす対応のリフト・スロープ等改造車両の導入を推進します。
（教育委員会特別支援教育課）

【安全な交通の確保】

- ④ バリアフリー法に基づき、視覚障がい者用音響信号機やエスコートゾーン等の整備を推進し、視覚障がい者等の安全な通行の確保に努めます。
（警察本部交通規制課）

- ⑤ 障がい者等が安心して通行できる道路交通環境づくりを推進するため、違法・迷惑駐車、歩道や道路上の放置物件等に対する啓発活動を行い、発見した際の指導を行うなど、道路を安全に利用していただけるよう努めます。

(環境生活部県民生活課)

(県土整備部道路維持課)

数値目標

項 目	基準値 (時点)	R5 末目標	備 考
乗合バス車両に占めるノンステップバス車両の割合	42.8% (H30)	56.4% (R4 年度末)	
主要な生活関連経路の横断箇所における信号機等のバリアフリー化率	100% (R 元)	100%	
交番及び駐在所の改築、改修においてスロープ、自動ドア、ローカウンター、客溜の整備が行われた割合	48.6% (R 元)	58.1%	

4 身近な相談支援体制の確立

(1) 相談支援従事者の養成、確保及び質の向上



現状と課題

- 障がい者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障がい者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要です。
- 県が令和元年度に行った「障がい者のニーズ調査」においても、今後必要なサービスとして、「いつでも気軽に相談できる場所がある（人がいる）」との選択肢に回答された方が最も多く、相談支援のニーズは非常に高くなっています。
- 障害者総合支援法では、地域の障がい者等の福祉に関する様々な問題についての相談に応じ、必要な情報提供、助言及び関係機関との連絡調整等を行う「相談支援事業」を都道府県及び市町村が実施することと定められています。
- 相談支援事業は、まず、住民に最も身近な存在である市町村が主体となって行うこととされており、その多くが高い専門性を持つ相談支援事業者への委託により行われている中で、各従業者が高い技術と見識を有していることが大前提として重要です。
- また、地域における相談支援の中核機関として市町村において設置が進められている基幹相談支援センター等の従業者となり得る主任相談支援専門員の計画的な確保が必要となっています。

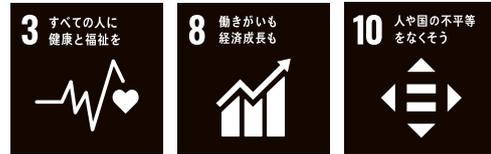
今後の取組み

- ① 相談支援従事者研修において、地域の相談支援事業者に従事する人材育成の役割を担う基幹相談支援センター等での演習を取り入れながら、意思決定支援への配慮、高齢障がい者への対応やサービス等利用計画の質の向上等を踏まえた質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 主任相談支援従事者養成研修の実施により、市町村と連携しながら、地域づくり、人材育成、困難事例への対応等、相談支援に関して地域の指導的な役割を担う人材となる

主任相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

(2) 専門性の高い相談支援事業の実施



現状と課題

- 県では、広域的な展開が必要とされる相談支援や、特に専門性の高い相談支援を実施する役割を担っています。
- 障がいの状態は、人によって様々であり、また、年齢や環境により大きく変わることもあるため、障がい者が状態に応じた適切な支援を受けられるように、質の高い相談支援の提供を図る必要があります。
- 障がい者が職業自立されるためには、就労の準備、就職活動、就職後の定着を支援する機関が必要です。また、就業面と生活面の一体的な相談・支援が必要です。

今後の取組み

- ① 県発達障害者支援センター及び各圏域の圏域発達障がい支援センターにおいて、発達障がい児者やその家族からの相談に応じるとともに、市町村、保育所、学校、障害福祉サービス事業所等に対し、研修、連絡調整、助言等を行い、地域の支援体制の強化を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)
- ② 高次脳機能障がい者への専門相談を行う支援拠点機関や圏域コーディネーターを設置し、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対する医療や福祉、就労など包括的な指導、助言等の相談支援体制の推進を図ります。

(健康福祉部保健医療課)
- ③ アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症患者への治療などを専門的に行う医療機関や相談拠点を設置し、医療や福祉、就労など包括的な指導、助言等の相談支援体制の推進を図ります。

(健康福祉部保健医療課)
- ④ 地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援や地域交流活動の推進、就労支援などを行う「難病生きがいサポートセンター」の機能の充実を図ります。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑤ 障がい者の就労等に対する支援として、各圏域の中核的な社会福祉法人等に障害者就業・生活支援センターを設け、雇用、保健福祉等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言等の支援を行います。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑥ 障がい者の就労等に対する支援として、障害者就業・生活支援センターに生活支援担当者を設置し、雇用、保健福祉等の関係機関との連携を図りつつ、日常生活、地域生活に関する助言を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑦ 難聴児に対し、新生児期における発見の段階から乳幼児期における療育段階、学齢期以降の教育段階へと必要かつ適切な支援が受けられるように一貫して相談支援を行うセンター的機能を整備します。

(健康福祉部障害福祉課)

(3) 地域における事業所間のネットワーク強化



現状と課題

- 本県の指定特定相談支援事業所は年々増加しており、令和2年9月1日時点においては162箇所到達しており、計画相談支援対象者拡大前の平成24年4月1日時点と比較すると6倍になっています。
- 相談支援については、基本相談支援を基盤とした計画相談支援（指定特定相談支援事業者が主に担うもの）及び一般的な相談支援（市町村や委託相談支援事業者が主に担うもの）により個別に障がい児者への支援に当たりつつ、これらのネットワークにより、地域における相談支援体制の整備や地域資源の開発等（市町村の協議会や基幹相談支援センターが主に担うもの）に繋げていくことが望ましい姿です。
- そうした姿に近づくためには、まずは、地域の福祉、医療、教育、雇用等の関連する分野の関係者等により構成される市町村の協議会において、地域の実情に応じた相談支援体制整備の検討が進められる中で、相談支援に係る事業所間の有機的なネットワークの強化が図られることが重要です。
- しかしながら、市町村の協議会については、現在、全市町村において設置されていますが、その取組状況については、市町村ごとに格差があり、依然として低調な運営とな

っている状況です。

- また、ネットワークの中核的な役割を担う機関となる基幹相談支援センターについては、令和2年9月1日時点において32市町村において設置されており、第5期障害福祉計画の計画期間以前の4市町から大幅に増加しましたが、依然として、全市町村での設置には至っていません。

今後の取組み

- ① 相談支援に係る事業所間のネットワーク強化を含めた相談支援体制の確立のため、市町村の協議会や各圏域に設置されている障がい者自立支援推進会議における検討の場に、相談支援特別アドバイザー及び圏域サポーターを派遣します。

また、相談支援特別アドバイザー等の派遣や各圏域の障害者自立支援推進会議の場における関係者による協議により、市町村の協議会の活性化についても併せて取り組みます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ② 基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、その設置に向けた働きかけを進めます。また、設置済みとなっている市町村に対しても、その機能の充実・強化が図られるよう、働きかけます。

(健康福祉部障害福祉課)

5 ぎふ清流福祉エリアにおける支援の充実

(1) ぎふ清流福祉エリアを活用した支援体制の充実



現状と課題

- 岐阜市鷺山地区周辺の「ぎふ清流福祉エリア」は、福祉、医療、教育、文化芸術、スポーツ及び就労支援といった様々な機能を有し、障がいのある方の暮らしを様々な面から支える拠点として整備を進め、令和2年度に全10施設が完成しました。
- 当該エリア内の施設間の連携を強化し、県の障がい者支援施策の拠点としての機能を最大化するとともに、障がい者と広く県内の地域とを繋ぐことにより、障がい者にやさしい地域づくりを進める必要があります。

〈当エリアの整備状況〉

平成22年4月	清流園オープン
平成27年4月	障がい者総合相談センターオープン
平成27年9月	希望が丘こども医療福祉センターオープン 岐阜希望が丘特別支援学校（第1期工事：校舎）再整備 ぎふ清流文化プラザリニューアルオープン
平成28年12月	福祉友愛プール移転
平成30年11月	中央子ども相談センター移転
平成31年3月	岐阜希望が丘特別支援学校（第2期工事：校舎、体育館等）再整備
令和元年6月	福祉友愛アリーナオープン
令和2年4月	障がい者総合就労支援センターオープン
令和2年7月	ぎふ木遊館オープン

ぎふ清流福祉エリア全体地図



今後の取組み

【ぎふ清流福祉エリア内施設における支援】

①希望が丘こども医療福祉センター

医療の提供をはじめ入所又は通所施設における看護、保育、リハビリ等多職種連携による療育支援を行います。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)



②岐阜希望が丘特別支援学校

肢体不自由教育の拠点として、医療、福祉との連携、障がい者スポーツを通じた交流等を促進し、教育活動の充実を図ります。

(教育委員会特別支援教育課)



③福祉友愛アリーナ

障がい者用体育館として、障がい者の社会参加の促進並びに障がい者のスポーツの推進及び競技水準の向上など、障がい者スポーツの拠点として機能強化を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)



④福祉友愛プール

障がい者用屋内プールとして、障がい者の社会参加の促進並びに障がい者のスポーツの推進及び競技水準の向上など、障がい者スポーツの拠点として機能強化を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)



⑤障がい者総合相談センター

センター内の4つの相談機関（身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター）において、専門性の高い相談支援を行います。

(健康福祉部障害福祉課)



⑥中央子ども相談センター

障がい者総合相談センター内の「発達障害者支援センター」や「希望が丘こども医療福祉センター」と密接な連携を図るとともに、発達障がい等への効果的な相談支援や療育訓練に繋げていきます。

(健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課)



⑦清流園 (参考)

岐阜県福祉事業団が運営しており、障がいの就労や生活を支援しています。施設内の「カフェレストランDono」では、パン工房やレストランで、障がい者が作る喜びややりがいを感じると共に、それぞれの適性に応じて働けるよう取り組んでいます。

(岐阜県福祉事業団)



⑧ぎふ清流文化プラザ

ぎふ清流文化プラザを「障がいの文化芸術活動の拠点」と位置付け、障がいの文化芸術活動を紹介する企画展示の実施など、障がいの文化芸術活動の発表の場や障がい者文化芸術の情報発信・情報交流の場として活用を進めます。

【共生社会条例関連 (再掲)】

(環境生活部県民文化局文化創造課)



⑨岐阜県障がい者総合就労支援センター

障がいの一般就労を、相談、職業訓練、職業紹介、定着支援により総合的に支援します。それぞれの役割を担う機関として、障がい者雇用企業支援センター、障がい者職業能力開発校、県立ハローワーク、障害者就業・生活支援センターが入居しています。

(商工労働部労働雇用課)



⑩ぎふ木遊館

ぎふ清流福祉エリア内の障がい者向け施設とのタイアップなどを通じて、障がい者の方にも参加いただける木育を推進します。

(林政部恵みの森づくり推進課)



数値目標

項目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
福祉友愛プール年間利用者数	42,683 人 (R元)	45,000 人	
福祉友愛アリーナ年間利用率	59.4% (R元)	76.0%	

6 情報環境の整備

(1) 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の推進



今後の取組み

- 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例（平成30年4月施行）に基づき、障がいの特性に応じた意思疎通手段の普及、利用環境の整備、県民の理解促進を図るための具体的な施策を推進しています。
- 県政情報の発信については、情報の入手手段が多様化するなかで、様々な媒体や手法を活用した情報提供に取り組んでいます。
- 障害者差別解消法の施行に伴い、社会的障壁の除去及び合理的配慮を的確に行うため、障がいのある人が来庁した際に、手話や筆談などその障がいの特性に応じたコミュニケーションができるよう環境を整備する必要があります。
- 発災時に障がい者が、的確かつ迅速に避難を行うことができるよう市町村や地域住民などの地域の関係機関が連携した支援体制が必要です。
- 平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震、同年の台風第10号、令和2年7月豪雨では、要配慮者支援の取組みを充実させる必要性が浮き彫りとなり、本県においても近い将来、南海トラフ地震や県内活断層による内陸直下地震等大規模災害の発生が懸念されていることから、災害時の福祉支援体制の構築が急務となっています。
- 119番通報のうち、電話又はファックスによる通報については県内すべての消防本部に対応していますが、音声による通報が困難な聴覚・言語機能障がい者がより円滑に通報を行える体制を整えることが必要です。
- 意思疎通に困難を抱えている障がい者は、災害その他非常事態において、必要な情報の取得、他者と意思疎通手段に不安を抱えている方が多くいることから、非常時における意思疎通手段の確保が求められています。

- 障がい者の自立や社会参加を支援するため、障がいの特性に応じた情報提供の拡充に努めるとともに、障がい者のコミュニケーションを支援する人材の養成を推進していく必要があります。
- 障がい者の自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう継続的な意思疎通支援を行う必要があります。
- 視覚障がい者に対する意思疎通支援手段（点訳・音訳）の確保や中途失明者に対する支援、疾病等で喉頭摘出し、発声が困難な状態となっている方への支援を図っていく必要があります。
- それぞれの障がい特性に応じた意思疎通手段を確保するため、障がい特性に対応できる支援者を育成し、資質の向上を図ることが必要です。
- 県は、県民が障がい者の意思疎通手段について理解を深めることができるよう学習の機会を確保することが求められています。
- 幼少の頃から障がいというもの存在を正しく認識し、障がいや障がい者に対する理解を育みながら、障がい者とともに共生社会を担う人材を育成するため、福祉に関する教育の充実を図ることは大変重要な課題です。
- 障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めるためには、単に知識の習得に留まることなく、障がい者との交流やふれあいを通じて互いに人格を認め合うことが重要です。
- 障害者差別解消法において規定されている、県行政における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組む必要があります。
- 共生社会実現のためには、障がいのある人とない人の交流を通じた障がいに対する理解形成が必要です。
- 障がい者の職域の拡大及び職業訓練の充実等を図るとともに、保健、福祉、教育、就業支援等の関係機関と連携した支援体制の構築に努め、意思疎通手段の確保に配慮しつつ民間企業への円滑な就業及び職場への定着を促進する必要があります。
- 意思疎通に困難を抱えている障がい者のために、事件、事故、その他非常時における

緊急通報手段の周知、支援を図っていく必要があります。

- 聴覚障がいのある児童生徒が、学校生活において必要とする支援を適切に受けることができるための体制の充実が必要です。
- 県公式ホームページでは音声読み上げ及び、ユニバーサルデザインに対応したページを作成し、原則、テキスト形式で概要を掲載、音声読み上げをするよう研修で操作を徹底することが必要です。
- 障がい者に対する消費生活相談体制を整備することが必要です。

今後の取組み

【情報の取得等におけるバリアフリー化】

- ① 行政情報発信の有力な媒体である県のホームページについては、音声読み上げソフトに対応したページづくりを行う等、ウェブアクセシビリティの向上やユニバーサルデザインを一層徹底します。また、県が作成するチラシやパンフレット等については、原則、テキスト形式で県公式ホームページに概要を掲載します。

(広報課)
(総務部情報企画課)
- ② 視覚障がい者に県政情報を的確に伝え、県政への理解を深めていただくため、点字版、音声版、テキストメール版の県広報を配布します。また、聴覚障がい者が県政情報を入力できるよう、地上デジタルデータ放送等を活用した情報発信や、手話通訳と字幕等の文字情報が得られる動画の県のホームページへの掲載など、今後も、広く県民の方に県政情報を届けるため、様々な媒体や手法の活用に努めます。

(広報課)
- ③ 県が制作するテレビ番組やイベント等で上映する映像については、手話通訳や字幕入りでの制作に努めます。

(広報課)
(健康福祉部障害福祉課)
- ④ 聴覚障がい者へ岐阜県議会の情報を発信するために、本会議のテレビ中継及びインターネット中継(ライブ・録画)に手話を導入します。

(議会事務局議事調査課)
- ⑤ 視覚障がい者へ岐阜県議会の情報を発信するために、広報紙「県議会だより」の点字版及び音声版を整備します。

(議会事務局総務課)
- ⑥ 県庁見学等での来庁時において、手話通訳者の同行など意思疎通の確保に努めます。

また、県庁舎及び総合庁舎受付に筆談用のボード等を常備し、来庁された聴覚障がい者の意思疎通の確保に努めます。

(総務部管財課)

- ⑦ 市町村相談窓口における手話通訳者の配置や市町村の発行する広報紙の音訳・点訳化について市町村に対し働きかけていくとともに、県民の手話や要約筆記等に対する理解と協力を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑧ 意思疎通支援機器である点字プリンターや筆談ボード、ヒアリングループ、遠隔手話通訳用タブレット端末、SPコード読み取り装置を各所属に貸し出すことで、意思疎通支援を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑨ 「障がいのある方の配慮マニュアル」の改訂及び職員研修、手話通訳者等の派遣費用の確保等により、県主催行事における障がい者の意思疎通支援の対応を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑩ 災害時に障がいのある方が避難する場となる「福祉避難所」について、市町村に対する福祉避難所の指定促進・機能強化に向けた助言・支援等の実施を通じ、意思疎通の円滑化を含めた、各々の障がい種別（難病を含む）に応じた支援体制構築に向けた取組みを推進します。

(健康福祉部健康福祉政策課)

- ⑪ 災害時に聴覚障がい者を支援するため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者を派遣する体制やICT機器を活用した遠隔手話通訳の体制を整備します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑫ スマートフォン等による119番通報システム「Net119緊急通報システム」の導入を消防本部へ働きかけます。

(危機管理部消防課)

- ⑬ 聴覚・音声・言語機能に障がいのある方が円滑に消防への通報を行えるよう、スマートフォン等による119番通報システム「Net119緊急通報システム」の普及啓発を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑭ 電話リレーサービス（聴覚障がい者と耳が聞こえる人とを、通訳オペレーターが「手話」や「文字」と「音声」とを通訳することにより、電話で即時双方向につながるサービス（令和3年4月から公共インフラとして運用開始））の認知度向上に向けた周知広報に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑮ 「110番アプリシステム」、「メール110番」、「FAX110番」により、聴覚障がい者等からの通報手段を確保して、緊急通報に対応するとともに、通報手段の周知に努めます。

(警察本部通信指令課)

- ⑯ 運転免許更新時等において、聴覚障がい者の特性に応じ、筆談等により分かりやすい説明に配慮した意思疎通手段を利用するなど、聴覚障がいのある方への支援の充実を図ります。

(警察本部運転免許課)

【人材育成】

- ⑰ 聴覚障がい者の意思疎通手段を確保するために、手話通訳者・手話通訳士・要約筆記者の養成、確保及び技術向上の強化を図るとともに、字幕入りビデオの制作、貸し出しの充実にも努めます。聴覚障がい者の意思疎通支援において、手話通訳者等の派遣に係る広域調整を行うとともに、県の窓口業務に係る手話通訳者を設置します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑱ 視覚障がい者の意思疎通手段を確保するために点訳奉仕員、音訳奉仕員の充実を図るとともに、CD図書等の制作、貸し出しの充実にも努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑲ 中途失明者に対して、点字訓練、パソコン指導等を行い社会生活への復帰を支援します。また、地域で相談会を実施し相談体制の充実を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑳ 盲ろう者通訳介助者を養成し、派遣することによって、盲ろう者の意思疎通支援を行い、社会参加の促進を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ㉑ 疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した者が発声訓練等により、発声方法を獲得し社会復帰できるよう講習会を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ㉒ 失語症者に対する意志疎通支援者を養成し、派遣することによって、失語症者の社会参加・復帰を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ㉓ 手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員、音訳奉仕員、盲ろう者通訳介助者、失語症意思疎通支援者を育成し、全市町村での意思疎通支援事業の実施を促進します。また、現任者のスキルアップ研修を実施するなど、従事者の質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

【啓発、意思疎通手段及び学習機会の確保】

- ㉔ 障がい者の意思疎通手段に係る啓発イベントを開催し、県民の障がい者意思疎通手段に関する学習機会を確保します。

【共生社会条例関連（再掲）】（健康福祉部障害福祉課）

- ②⑤ 事業者、学校、公官庁に対して、手話や要約筆記及び聴覚障がいに関するアウトリーチ事業を実施し、理解促進に努めます。

（健康福祉部障害福祉課）

- ②⑥ 色の使い方をはじめ、印刷物や建物のサイン等を作成する際に配慮すべき事項をまとめたガイドブックを作成し、誰に対しても見やすく分かりやすい情報の提供に努めます。

（健康福祉部障害福祉課）

- ②⑦ 障がい者及び障がいを支え、見守る人材に対する消費生活相談窓口等の周知と手話通訳等による相談体制の整備を図ります。

（環境生活部県民生活課）

【学校設置者の取組み】

- ②⑧ 学校の総合的な学習（探求）の時間や「ひびきあいの日」の取組み等を活用して、福祉体験学習や障がいの疑似体験、障がい者との交流活動、手話等のコミュニケーション方法を学ぶ取組み等を展開し、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

（教育委員会学校支援課）

- ②⑨ 各障がい種別に対する専門性の高い教育を行う特別支援学校（岐阜地域の5校）をコア・スクールとして位置付け、様々な専門分野に関する指導的立場の教職員（コア・ティーチャー）を養成し、コア・スクールの専門性向上を図ります。

（教育委員会特別支援教育課）

- ③⑩ 障がいの多様化が進む中で、特別支援学校だけでなく、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校においても、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用等、適切な支援を行うための研修を充実し、管理職の指導のもと障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の向上を図ります。

【障害者差別解消法関連（再掲）】（教育委員会教育研修課）

- ③⑪ 特別支援学校を核とした地域連携ネットワークをつくり、障がいのある児童生徒に適切な支援が行えるよう、地域におけるスムーズな連携体制を構築します。

（教育委員会特別支援教育課）

- ③⑫ 県立学校で学ぶ聴覚障がいに関わる合理的配慮を必要とする児童生徒に対し、コミュニケーション力の伸長や学習内容の習得を目的として、音声認識ソフトを活用した学習支援を行います。

（教育委員会特別支援教育課）

【事業者への協力】

- ③⑬ 事業者へ意思疎通支援ハンドブックを使用した職員出前講座を実施します。また、障がい種別ごとの理解啓発については、関係団体と仲介を行います。

（健康福祉部障害福祉課）

- ③⑭ 就職に必要な知識・技能を習得するために、民間事業者等に委託して実施する障がい

者の職業訓練の機会の拡充に努めます。訓練実施においては、障がい者の意思疎通手段の確保に配慮します。また、障がい者職業訓練コーディネーターが訓練カリキュラムをコーディネートし、障がい者の個別の事情に応じた効果的な訓練実施に努めます。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑳ 事業者による講演会等の開催における、手話通訳、要約筆記の意思疎通支援手段の確保を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
手話通訳者統一試験合格者数(累計)	20人 (R元)	42人	
要約筆記者(手書)統一試験合格者数(累計)	49人 (R元)	61人	
要約筆記者(PC)統一試験合格者数(累計)	23人 (R元)	32人	
盲ろう者通訳・介助者養成人数(累計)	287人 (R元)	310人	
失語症者意思疎通支援者養成人数(累計)	35人 (R元)	89人	

(2) 障がい者の情報リテラシーに対する支援



現状と課題

- 障がいのある人が、ITの活用により自立と社会参加が促進されるよう、情報活用能力(情報リテラシー)の向上を図るための取組みを推進することが重要です。
- 意思疎通に困難の生じる障がいのある方の社会参加には、パソコン等を使用した意思疎通が重要です。機器の普及について周知を図る必要があります。

今後の取組み

- ① 福祉メディアステーションと連携し、障がい特性に応じた各種研修事業やパソコン関

連利用支援機器、ソフトウェアに関する展示・相談事業等の一層の充実を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ② 地域で生活する外出等の困難な障がい者のパソコン利用に際し、パソコン本体や周辺機器などの利用方法等についてサポートを行うパソコンボランティアの養成・派遣事業を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ③ 視覚障がい者を対象としたICT機器の紹介・活用相談等を実施し、社会参加促進を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ 視覚障がい者及び上肢不自由者がパソコンを利用する際に必要となる周辺機器等の購入に対して助成を行う、日常生活用具給付等事業の周知・支援をします。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 在宅の身体障がい者や身体障がい児が、その自立に資する目的で先進的な福祉機器(パソコン等)を購入する場合に購入費を助成します。

(健康福祉部障害福祉課)

(3) 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進



現状と課題

- 令和元年に読書バリアフリー法が施行、令和2年に国の基本計画が策定され、障がいの有無にかかわらず全ての人が等しく読書を通じて文字・活字の恵沢を享受することができる社会の実現が求められています。
- 県においては、障がい者が、必要な情報をスムーズに取得及び利用できるよう情報アクセシビリティの向上を図るとともに、その意思を表示し、他人とのコミュニケーションを円滑に行うことができるよう意思疎通支援の充実を図る必要があります。
- 読書バリアフリー法施行に関連し、図書館で行っている障がい者へのサービスの周知と同サービスの地域格差を解消するための方策が求められています。
- 視覚障がい者等が点字図書館だけでなく、公共図書館の図書も利用できるよう支援する必要があります。

今後の取組み

【読書環境の整備推進体制の構築】

- ① 読書バリアフリー法の趣旨に基づき、国や市町村、関係機関と連携を図りながら、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)
- ② 視覚障がい者等が公共図書館の図書を利用できるよう、CD図書の制作及び貸し出しの充実に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 図書館では、館内にバリアフリーコーナーを設置し、障がい者サービス関連資料や機器を紹介します。また、サポーターの活動やバリアフリーの取組みなどの情報発信を行い、サービスの普及と利用促進を図ります。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)
- ④ 図書館では、マルチメディアデージー図書を紹介するチラシを作成し、障がいの理解と、資料の利用普及を推進します。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)
- ⑤ 県内市町図書館等を対象とした研修を実施するなど、全県域図書館で障がい者へのサービスの推進を図ります。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)
- ⑥ 図書館では、録音資料の製作や対面読書サービス等において、新しい技法を導入するなどしてサービスの充実に努めます。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)

7 安全な暮らしの確保（防災・防犯・感染症対策）

（1）防災対策の充実



現状と課題

- 発災時に障がい者が、的確かつ迅速に避難を行うことができるよう市町村や地域住民などの地域の関係機関が連携した支援体制が必要です。
- 平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震、同年の台風第10号、令和2年7月豪雨では、要配慮者支援の取組みを充実させる必要性が浮き彫りとなり、本県においても近い将来、南海トラフ地震や県内活断層による内陸直下地震等大規模災害の発生が懸念されていることから、災害時の福祉支援体制の構築が急務となっています。
- 平成29年6月の「水防法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等に避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられたことから、各施設の対応を促進する必要があります。
- 土砂災害発生の恐れがある場合、要配慮者利用施設利用者は速やかに避難することが困難なため、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が立地する箇所については優先的に土砂災害防止施設を整備することが必要です。
- 119番通報のうち、電話又はファックスによる通報については県内すべての消防本部に対応していますが、音声による通報が困難な聴覚・言語機能障がい者がより円滑に通報を行える体制を整えることが必要です。
- 意思疎通に困難を抱えている障がい者は、災害その他非常事態において、必要な情報の取得、他者と意思疎通手段に不安を抱えている方が多くいることから、非常時における意思疎通手段の確保が求められています。

今後の取組み

- ① 災害対策基本法の改正により、平成26年4月1日から避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられ、併せて「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が国より示されました。これらに基づき避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報をも

とにした市町村、民生委員、地域住民など地域の関係機関の連携による実効性のある避難がなされるよう支援し、災害時における障がいのある方の避難支援体制の構築を働きかけます。

(危機管理部防災課)

- ② 清流の国ぎふ防災リーダーの育成、災害図上訓練（D I G）、避難所運営ゲーム（H U G）の実施等により、障がい者等の要配慮者の避難誘導、情報伝達、救助等の担い手の育成を支援します。

(危機管理部防災課)

- ③ 災害時に障がいのある方が避難する場となる「福祉避難所」について、市町村に対する福祉避難所の指定促進・機能強化に向けた助言・支援等の実施を通じ、意思疎通の円滑化を含めた、各々の障がい種別（難病を含む）に応じた支援体制構築に向けた取組みを推進します。

【情報環境整備関連（再掲）】（健康福祉部健康福祉政策課）

- ④ 災害時に一般の避難所において、障がいのある方や難病患者の方が周囲からの配慮や援助を受けられやすくなるよう、災害時に避難所の運営に関わる地域の代表者や清流の国ぎふ防災リーダー、学校等へのヘルプマーク周知を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 県内の福祉分野の関係者で構成する「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」において、災害時の福祉的支援に係る協議を行い、災害時に福祉的人材を派遣する「岐阜県災害派遣福祉チーム（岐阜D C A T）」の体制充実・強化に向けた取組みを推進します。

(健康福祉部健康福祉政策課)

- ⑥ 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者等が行う避難確保計画作成を働きかけるため、市町村と協力し施設管理者向け講習会を開催し、避難確保計画作成を支援します。

(危機管理部防災課)

(県土整備部河川課)

(県土整備部砂防課)

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑦ 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に所在する所管施設について、避難確保計画に基づく避難訓練の実施を支援するとともに、地域住民との連携や社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立に努めるよう促します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑧ 土砂災害の恐れがある土地に要配慮者利用施設が立地する箇所において、砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備を重点的に推進します。

(県土整備部砂防課)

- ⑨ 自力で避難することが困難な人が入所する社会福祉施設等について、火災に備えたスプリンクラー等や、緊急災害時用の自家発電設備、給水設備の整備を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑩ スマートフォン等による119番通報システム「Net119緊急通報システム」の導入を消防本部へ働きかけます。

【情報環境整備関連(再掲)】(危機管理部消防課)

- ⑪ 聴覚・音声・言語機能に障がいのある方が円滑に消防への通報を行えるよう、スマートフォン等による119番通報システム「Net119緊急通報システム」の普及啓発を推進します。

【情報環境整備関連(再掲)】(健康福祉部障害福祉課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R5末目標	備考
要配慮者利用施設がある土砂災害特別警戒区域の着手率	89.4% (R元)	100%	

(2) 防犯対策の充実



現状と課題

- 障がい者施設等への防犯指導を実施し、協力体制の確立に取り組んでいます。
- 障がい者の方の特性を理解した上で、効果的な防犯対策に取り組んでいくことが必要です。
- ホームページ、安全・安心メール、防犯アプリ、ツイッターなど様々な広報媒体での情報発信に取り組んでいます。
- 意思疎通に困難を抱えている障がい者のために、事件、事故、その他非常時における緊急通報手段の周知、支援を図っていく必要があります。

今後の取組み

- ① 防犯教室等において、対象に応じたわかりやすい防犯指導を行い、自主防犯意識と自衛能力の向上を図ります。

(警察本部生活安全総務課・少年課)

- ② あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動を継続し、防犯対策の普及促進を図ります。

(警察本部生活安全総務課)

- ③ 岐阜県警察防犯アプリの音声読み上げ機能を活用して、視覚障がい者等に対する情報発信を行います。

(警察本部生活安全総務課)

- ④ 「110番アプリシステム」、「メール110番」、「FAX110番」により、聴覚障がい者等からの通報手段を確保して、緊急通報に対応するとともに、通報手段の周知に努めます。

【情報環境整備関連(再掲)】(警察本部通信指令課)

- ⑤ 社会福祉施設等について、防犯対策及び安全対策を強化するため、非常通報装置や防犯カメラ等の整備を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

(3) 感染症対策の充実



現状と課題

- 令和元年12月に中国で確認された新型コロナウイルス感染症は、世界全体に拡大し、日本国内においても、多くの地域で感染が多発しています。今後は、新型コロナウイルス感染症に対する長丁場の対応を前提として、新しい生活様式の定着が求められています。
- 障がい者施設においては、新型コロナウイルス感染症を始めとした感染症における重症化のリスクが高い障がい者へサービスを提供していることから、クラスター発生等、感染が拡大した場合は、障がい者のサービス利用や職員の確保等をはじめ、非常に大きな影響を及ぼすこととなります。
- 障がい者施設における感染防止対策の強化・促進を図り、必要なサービス提供を継続するため、職員に対する感染防止対策の教育や、感染発生時に備えた人材確保対策及び衛生用品等の備蓄が必要となります。

今後の取組み

- ① 障がい者施設へ感染症対策専門家を派遣し、日常の感染防止に向けた事前指導や感染発生時の緊急対策指導を実施するとともに、派遣指導の内容を県内各施設に対し共有を

図ることで、施設における感染防止に向けた取り組み体制を強化します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ② 施設内感染発生時の人材確保対策について、県と事業者団体が連携し、高齢者分野と障がい者分野が一体となった、施設間での相互支援体制を構築します。

(健康福祉部障害福祉課)

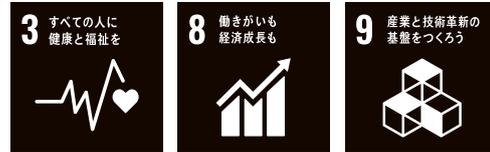
(健康福祉部高齢福祉課)

- ③ 感染が疑われる者を支援する障がい者施設職員の感染防護対策に必要なガウン、フェイスシールド等の衛生資材を備蓄するとともに、必要に応じて各施設に配備を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

8 福祉人材の確保支援と育成

(1) 福祉人材確保対策の総合的な推進



現状と課題

- 福祉人材を確保するため「岐阜県福祉人材総合支援センター」を設置し、福祉の仕事への求職者に対する無料職業紹介、福祉の仕事への理解促進のための啓発活動等を実施してきましたが、福祉人材は不足しています。
- 高齢化の進行により、65歳以上の高齢者の人口に占める割合（高齢者率）は今後も増加を続ける見込みとなっています。これにより、介護需要の増加も予想されることから、介護人材の確保・定着が課題となっています。
- 福祉の仕事に対するマイナスイメージや理解不足等から、人材が集まりにくく、福祉施設では人材不足の状況が続いています。
- 「DXで生活を豊かに、DXで生活を安心に、DXで生活を便利に」することを目指し、「岐阜県DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画（仮称）」の策定に向けた検討が進められています。障がい福祉分野においても、DXを活用した施策を推進する必要があります。

今後の取組み

- ① 障がい福祉分野を含む福祉人材の確保・定着促進の中核を担う「岐阜県福祉人材総合支援センター」において、福祉人材のマッチング、求人等の情報発信、児童・生徒向け福祉啓発活動等を推進します。

（健康福祉部地域福祉課）
- ② 障がい福祉分野に係るサービスの種類及びその職務の内容、やりがい等について詳細な紹介をするための小冊子や動画等を作成し、学校等への啓発活動やホームページ上での案内において活用することで、障がい福祉分野への理解促進を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）
- ③ 障害福祉サービス事業所を運営する法人の責任者及び事業所の管理者等に対し、職場の環境改善や人材マネジメント能力の向上につながる経営管理研修を実施することで、事業所における職員の定着や支援の質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ 障害福祉サービス事業所の職員に対し、障がい福祉分野の職務に従事することへの自らの社会的役割を再確認し、職務の遂行上困難な事態に遭遇した場合にあってもモチベーションを低下させることなく仕事を続けられるようにするための人材定着・モチベーション向上研修を実施することで、障がい福祉分野からの離職の防止を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 障害福祉サービスの現場において、支援プロセスの管理、支援に携わる従業者への指導・助言等を行うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する研修を圏域ごとに開催し、他事業所との交流による気づき等により現場の改善が進められるようにすることで離職の防止を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑥ 相談支援従事者やサービス管理責任者など、障害福祉サービスの提供の担い手のために必要な資格取得やキャリアアップ、スキルアップのための専門的な研修を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑦ 障害福祉サービス施設等の業務省力化、生産性向上及び新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、オンライン面会システムや介護ロボット、ICT機器等の導入を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑧ 介護福祉士養成施設等（県外介護福祉士養成施設を含む。）に在学し、介護福祉士などの資格取得を目指す学生に対して、修学資金を無利子で貸し付け、県内で一定期間、介護福祉士等として業務に従事した場合は返還を免除するなど、介護・福祉人材の育成と養成を支援します。

(健康福祉部高齢福祉課)

- ⑨ 介護人材の育成に取り組む事業者を認定するなど、事業者の職場環境整備、人材確保のための取組みを支援します。

(健康福祉部高齢福祉課)

- ⑩ 介護の仕事に従事されている方のキャリアアップやスキルアップのため、資格取得や研修参加等を支援します。

(健康福祉部高齢福祉課)

- ⑪ 人手不足等の理由により職員を外部研修に派遣することが困難な事業所に研修講師を派遣し、介護職員のスキルアップを図ります。

(健康福祉部高齢福祉課)

- ⑫ 介護の仕事に対するイメージアップや理解を深めるために、岐阜県介護情報ポータルサイト「ぎふkaiGO」を運営し、介護分野で活躍する人や、事業所の職場環境改善の取組みなど、様々な情報を発信します。

(健康福祉部高齢福祉課)

- ⑬ 出産及び育児に係る休暇を取得した職員の復帰後の離職を防止するため、代替として雇用した職員の継続雇用に要する費用を支援します。

(健康福祉部高齢福祉課)

- ⑭ 福祉人材の確保・定着を図るため、福祉施設職員、福祉系の大学生、福祉教育に携わる教員等を構成員とした「福祉のイメージアップ委員会」において、福祉の仕事のイメージアップを図るとともに、若手職員を対象とした研修・交流会を開催します。

(健康福祉部地域福祉課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
介護福祉士等修学資金貸付利用者数(累計)	1,983 人 (R元)	2,463 人	
学生等のインターンシップ、1日体験受入数(介護)(累計)	838 人 (R元)	1,212 人	

(2) 障害福祉サービス等を担う専門的人材の育成と資質の向上



現状と課題

- 障がい者の様々なニーズに対応し、専門的な知識・技能を要する分野のサービスを適切に提供するためには、サービスに従事する人材の質と量の確保が求められており、県では、サービス提供の担い手である相談支援専門員、サービス管理責任者等を養成するため、岐阜県福祉事業団へ委託し、養成研修を実施しています。
- 近年は、特に就労系及び児童通所系のサービス事業者が増加しており、これらのサービスの質を確保するために、適切なスキルを持った人材の養成が必要となっています。また、障がい者の高齢化及び重度化の進展に伴い、より高い専門性を持つ人材の養成が必要となっています。
- サービス提供の担い手のみではなく、障害支援区分の認定調査員など、障害福祉サービスの支給決定に関わる人材育成、確保も必要です。
- それぞれの障がい特性に応じた意思疎通手段を確保するため、障がい特性に対応でき

る支援者を育成し、資質の向上を図ることが必要です。

- 強度行動障がいのある方への支援を行う人材を養成していますが、支援の質の向上を図るため、より実践的な演習等を行うフォローアップ研修等の実施が求められています。

今後の取組み

- ① 質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員や相談支援に関して地域の指導的な役割を担う人材となる主任相談支援専門員の養成を推進します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 障害福祉サービス等の提供の現場において、総合的な支援の方針を定める重要な役割を担うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を推進します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 重度訪問介護、行動援護、同行援護など専門的な知識・技能を要する分野を中心に、居宅介護従事者の養成を推進します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ④ 医療的ケアが必要な在宅の障がい児者の利用できる障害福祉サービス（居宅介護等）の利用拡大を図るため、医療的ケアを行う資格を有する介護職員の増加を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑤ 強度行動障がいのある方に適切な支援を行うことができる人材を養成します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑥ 障害支援区分認定調査員及び市町村審査会委員の養成、資質の向上を図り、指定障害福祉サービスの適切な支給体制を確保します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑦ 市町村が実施する移動支援事業における外出支援の方策や支援の在り方等について、市町村の協議会や圏域障害者自立支援推進会議の場で検討されるよう働きかけていきます。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑧ 手話通訳者、手話通訳士、要約筆記者、点訳奉仕員、音訳奉仕員、盲ろう者通訳介助者、失語症意思疎通支援者を育成し、全市町村での意思疎通支援事業の実施を促進します。また、現任者のスキルアップ研修を実施するなど、従事者の質の向上を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)

Ⅱ 社会参加と自立を進める支援の充実

1 教育の充実

(1) 特別支援教育を支える体制の整備



現状と課題

- 「子どもかがやきプラン」に基づき各地域において特別支援学校の整備を進め、平成29年度に県立特別支援学校20校体制が完成しました。しかし、児童生徒の増加に伴い、一部の学校では、2校舎体制や教室不足の状況があります。
- 乗車希望者が乗車できるよう、スクールバスの整備を進めるとともに、待機者の解消や乗車時間60分超えの縮減を行ってきました。今後も、乗車を希望する児童生徒の推移に合わせたスクールバスの整備が求められています。
- 知的障がいの程度が軽度である生徒が増加していることに対応するため、職業教育に特化した高等特別支援学校の整備を進め、平成29年度に岐阜地域において岐阜清流高等特別支援学校を、平成30年度には西濃地域において西濃高等特別支援学校を開校しました。今後は、各地域の状況に応じた高等特別支援学校機能の整備が求められています。
- 幼稚園や保育所、認定こども園における幼児一人一人の発達の課題に即した教育・保育を充実させることが必要です。

今後の取り組み

- ① 郡上特別支援学校の2校舎体制の解消や、可茂特別支援学校、東濃特別支援学校における児童生徒数の増加に伴う狭隘化の解消等、教育環境の充実のために再整備を行います。

(教育委員会特別支援教育課)
- ② 県内各地域に高等特別支援学校機能を整備します。

(教育委員会特別支援教育課)
- ③ 乗車を希望する児童生徒数の推移に合わせたスクールバスの整備を行うとともに、各特別支援学校に整備したスクールバスの老朽化に伴うバスの更新を行い、通学手段を確保します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ④ 高等特別支援学校に配置された就労支援統括コーディネーターを活用し、地域の特別支援学校との情報連携や企業とのジョブプランの検討、中学生・高校生へのキャリア教育等を行います。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑤ 高等特別支援学校機能の全県展開に向け、就労に関する専門的な職業教育が実施できるよう、専門教科の担当教員を養成します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑥ 「働きたい！応援団ぎふ」登録企業を拡大するとともに、企業団体や労働関係機関等と連携した職場実習や就労支援を充実します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑦ 特別支援学校における老朽化施設の改修を順次行います。

(教育委員会教育財務課)

- ⑧ 私立幼稚園における障がい児の就園促進及び教育の充実を図るために必要な経費（人件費、教育研究経費、設備費）を助成します。

(環境生活部私学振興・青少年課)

- ⑨ 幼稚園や保育所、認定こども園の特別支援教育コーディネーター等の研修を充実し、全教職員に対して、特別な支援が必要な幼児についての理解を促進するなど、支援体制が築かれるよう指導・助言します。

特別な支援が必要な幼児のスムーズな就学ができるような支援体制づくりの実践事例を収集し、その成果を県内に普及・啓発します。また、「個別の教育支援計画」が幼稚園や保育所、認定こども園で作成・活用され、適切な支援が小学校等へ引き継がれていくよう指導・助言します。

(教育委員会学校支援課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
高等特別支援学校機能の整備件数(累計)	2件 (R元)	3件	

(2) 障がいのある児童生徒のニーズへの対応



現状と課題

- 医療的ケアを必要とする特別支援学校の児童生徒が校外学習等に参加する場合、保護者の送迎や同行が必要になる状況があります。
- 特別支援学校における児童生徒は、重度・重複化、多様化してきており、多様な教育的ニーズに対応する教員の専門性の向上が必要です。
- 障がいの状況に応じた合理的配慮がなされ、障がいのある児童生徒一人一人が特性に応じた指導・支援が適切に行われる体制の充実が必要です。
- 「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」では、いじめの防止や早期発見等のため、障がいのある児童生徒への適切な指導や必要な支援を行うこととしています。
- 発達障がいのある児童生徒への理解が徐々に高まりつつあるなか、発達障がいの特性を踏まえた支援や、発達障がいのある児童生徒一人一人に合わせた支援を切れ目なく行うための体制のさらなる充実が必要です。
- 聴覚障がいの専門的な療育及び教育機関が岐阜市にあることから、遠距離地域に居住する幼児児童生徒は、専門的な指導、支援、相談を受けにくい状況にあります。専門的な療育や教育を受けることのできる体制を整備することが必要です。

今後の取組み

【障がいのある児童生徒の支援体制の充実】

- ① 特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒が、保護者が同行しなくても安心して校外学習等に参加できるよう、看護師を配置するなどの医療的ケア実施体制を整備します。

(教育委員会特別支援教育課)
- ② 各障がい種別に対する専門性の高い教育を行う特別支援学校(岐阜地域の5校)をコア・スクールとして位置付け、様々な専門分野に関する指導的立場の教職員(コア・ティーチャー)を養成し、コア・スクールの専門性向上を図ります。

【情報環境整備関連(再掲)】(教育委員会特別支援教育課)
- ③ 特別な支援が必要な就学前児の早期発見・早期支援体制の一層の促進を図るとともに、個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用した切れ目のない支援の引継ぎの周知・徹底を図ります。

(教育委員会特別支援教育課)

- ④ 一人一人のニーズに応じた「合理的配慮」を継続的に実施し、切れ目のない支援を行うために、障がいのあるなしにかかわらず必要に応じて「個別の教育支援計画」を作成し、進学時の確実な引継ぎを徹底します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑤ 児童生徒の就学先については、本人・保護者と合意形成を図りつつ、各市町村において総合的な観点から判断・決定することができるよう、市町村の担当者に対する研修会を実施するなどにより、市町村の体制づくりを支援します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑥ 障がいの特性に応じた学習上、生活上の困難さを改善し、持てる力を最大限に発揮できるように、ICT機器やデジタル教材の理解・普及に努めます。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑦ 小・中学校や義務教育学校、高等学校の通常の学級に在籍する、特別な支援が必要な児童生徒が安心して学び、将来の自立した生活に必要な力を高めるため、見通しがもてる学習過程や、集中しやすい教材・教具の工夫・改善等を取り入れた授業づくりを推進します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑧ 教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導、必要な支援を行うことにより、発達障がいを含む、障がいのある児童生徒がかかわるいじめの防止を図ります。

(教育委員会学校安全課)

【発達障がい児童生徒の支援】

- ⑨ 各地域の発達障がいのある児童生徒に対する指導力を備えた小・中学校の教員を発達障がいコア・ティーチャーに指名し、コア・ティーチャーによる実践的な通級担当教員の養成研修を実施します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑩ 高等学校においても、小・中学校段階で個別の支援を受けていた生徒が、必要に応じて引き続き支援を受けることができるよう、該当校の状況に応じて支援員の配置や、「少人数コミュニケーション講座」による指導を行います。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑪ 発達障がいの可能性のある児童生徒に対する合理的配慮の提供や一人一人の特性に応じた指導・支援が適切に行われるように、通常学級の担任等への助言を継続的に行うシステム（発達障がいコア・ティーチャー、指導教諭等）を継続します。

(教育委員会特別支援教育課)

【聴覚障がいのある児童生徒等の支援】

- ⑫ 飛騨地域及び東濃地域において、聴覚障がい支援の専任教員や専門性の高い教員を配置し、聴覚障がいのある児童生徒の保護者等を対象とした相談会、近隣の小・中学校等

への指導助言等を行います。また、飛騨地域においては幼児教室を実施します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑬ 岐阜聾学校をはじめ、県立の高等学校及び特別支援学校で学ぶ聴覚障がいに関わる合理的配慮を必要とする児童生徒に対し、コミュニケーション力の伸長や学習内容の習得を目的として、音声認識ソフトを活用した学習支援を行います。

(教育委員会特別支援教育課)

(3) 教員の専門性の向上



現状と課題

- 障がいの多様化に伴い、特別支援学校、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校において発達障がい等の特別な教育的ニーズのある児童生徒一人一人に適切な支援を行うことのできる教員の育成や指導力の向上が必要です。
- 近年、発達障がいを対象とする通級指導教室が急増しており、適切に通級教室の指導を行うことのできる教員の育成が喫緊の課題となっています。

今後の取組み

- ① 飛騨地域及び東濃地域において、聴覚障がい支援に携わる小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の教員を対象とした研修を実施します。
(教育委員会特別支援教育課)
- ② 小、中、義、高等学校の教員に対し発達障がいの特性を踏まえ、該当児童生徒一人一人に合わせた適切な支援を行うために必要な実践的な指導力を身に付けるための研修を実施します。
(教育委員会特別支援教育課)
- ③ 障がいの多様化が進む中で、特別支援学校だけでなく、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校においても、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用等、適切な支援を行うための研修を充実し、管理職の指導のもと障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の向上を図ります。

【障害者差別解消法関連（再掲）】(教育委員会教育研修課)

【発達障がい児童生徒の支援】

- ④ 各地域の発達障がいのある児童生徒に対する指導力を備えた小・中学校の教員を発達

障がいコア・ティーチャーに指名し、コア・ティーチャーによる実践的な通級担当教員の養成研修を実施します。

【障がいのある児童生徒への対応関連（再掲）】（教育委員会特別支援教育課）

数値目標

項 目	基準値 (時点)	R5 末目標	備 考
特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許 状保有率	82.7% (R元)	おおむね 100%	

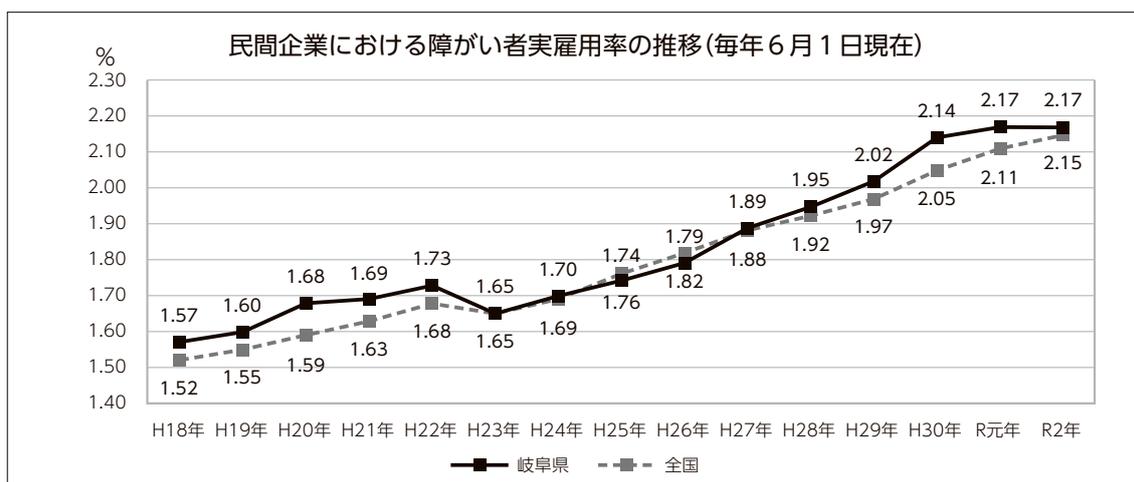
2 雇用・就労の促進

(1) 障がい者の一般就労拡大の推進



現状と課題

- 本県の民間企業における障がい者雇用の状況は、障がい者雇用についての理解と関心の高まりにより近年着実に進展しています。令和2年6月1日現在で障がい者実雇用率は2.17%と、全国平均の2.15%を上回りました。しかし、法定雇用率（2.2%）には及ばない上、令和3年3月1日には法定雇用率が2.3%に引き上げられており、今後も、障がい者の就業促進と職業的自立の重要性について、事業主をはじめ、広く県民に理解を深めていただくため、啓発広報の充実に努める必要があります。



- 民間企業における在職障がい者数やハローワークを通じた就職件数、新規求職申込件数は増加しており、一般就労を通じた社会参加は着実に進んでいますが、法定雇用率達成企業は54.5%（前年比0.8ポイント下降）に留まっています。
- 特別支援学校卒業生及び一般就労を希望する軽度の知的障がいのある生徒の増加は今後も見込まれるため、実習先・就労先の受け入れ企業を拡大し、生徒一人一人のニーズに合った就労支援を強化する必要があります。
- 障がい者の職域の拡大及び職業訓練の充実等を図るとともに、保健、福祉、教育、就業支援等の関係機関と連携した支援体制の構築に努め、民間企業への円滑な就業及び職場への定着を促進する必要があります。

- 令和元年6月に改正された障害者雇用促進法に基づき、各任命権者（知事、教育委員会、警察本部長など）は、職員を対象とする「障がい者活躍推進計画」を定めており、計画に掲げる目標の達成に向けて、障がいのある職員の職業生活における活躍の推進に関する取組みを着実に進める必要があります。
- また、令和3年3月1日からの法定雇用率の改定に伴い、県の公的機関における法定雇用率も引き上げられることから（地方公共団体及び警察本部 2.5%→2.6%、教育委員会 2.4%→2.5%）、上記の計画に基づき、引き続き障がい者雇用の推進に努める必要があります。
- 平成30年度から一般就労に移行した障がい者の就労に伴う日常、社会生活上の支援に対応する就労定着支援事業が開始されました。
- 一般企業等への就労をめざす特別支援学校高等部生徒や高等特別支援学校生徒の実習先や就労先を拡大する必要があります。
- 障がい者の農業分野での活躍を通じた、農業経営の発展のため、農業と福祉の連携を推進する必要があります。
- 障がい者就労支援施設と農業者間の相互理解や情報共有を図り農福連携を進めることにより、障がい者の就労機会の拡大を図る必要があります。
- 障がい者の働き方のひとつとして、企業における在宅勤務（テレワーク）の導入が期待されています。

今後の取組み

【雇用の場の拡大】

- ① 経済団体、障がい者関係団体、福祉関係者、NPO等の関係者で情報交換や現状の課題の検討などを行い、各種施策の改善、拡充等に役立てます。
(商工労働部労働雇用課)
- ② 障がい者雇用推進セミナーを開催するなど、啓発活動の実施に努め、障がい者の雇用促進に関する事業主の理解を深めます。
(商工労働部労働雇用課)
- ③ 岐阜労働局等関係機関と連携し、特定求職者雇用開発助成金をはじめとする各種助成制度やトライアル雇用、ジョブコーチ制度をはじめとする各種支援制度の普及、啓発を図り、法定雇用率未達成企業の解消に努めます。

(商工労働部労働雇用課)

- ④ 障がい者雇用優良事業所及び優秀勤労障がい者の表彰を行い、広く県民に周知することで、障がい者の雇用促進と職業の安定を図ります。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑤ 積極的に障がい者を雇用している県内の中小企業（障がい者雇用率4%以上）、在宅就業支援団体及び障害福祉サービス事業所等から県が優先的に物品等を調達する制度（通称「ハート購入制度」）を引き続き実施し、障がい者の雇用の促進と継続及び福祉的就労の促進を図ります。また、県内市町村に対し、県はハート購入制度の導入について積極的に働きかけます。

(商工労働部労働雇用課)

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑥ 障がい者の雇用に積極的に取り組んでいる県内の中小企業者及び組合の事業資金を通常より有利な利率で融資することにより、障がい者の雇用の促進を図ります。

(商工労働部商業・金融課)

- ⑦ 障がい者の一般就労の拡大に向けて、県内企業に対し、実習の受け入れや求人申込に向けた働きかけを行います。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑧ 障がい者雇用企業支援センターを設置し、障がい者に適した業務の洗い出し、経営等のコンサルティングやジョブコーチ養成研修を実施するほか、就労機会の拡大に向けた就労相談会等を開催するなど、障がい者雇用に関し総合的な企業支援を行います。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑨ 増加する精神障がい者の就労と雇用に対応するため「精神障がい者就労支援ワーカー」を配置し、就労から職場定着に至る専門的な支援を行います。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑩ 人事課内に設置する「障がい者就労オフィス『かがやきオフィスぎふ』」や本庁及び現地機関の幅広い所属における就労の場の確保を通じ、県における障がい者雇用を継続します。

(総務部人事課)

- ⑪ 障がいに関する理解促進、啓発のための研修や障害者職業生活相談員による訪問相談など、「岐阜県障がい者活躍推進計画」に定める取組みを実施することで、障がいのある職員が働きやすい職場環境整備を進めます。

(総務部人事課)

- ⑫ 障がいに関する理解促進、啓発のための研修や障害者総括相談員による訪問相談など、「岐阜県教育委員会障がい者活躍推進計画」に定める取組みを実施することで、障がいのある職員が働きやすい職場環境整備を進めます。

(教育委員会教育総務課)

- ⑬ 「岐阜県警察障がい者活躍推進計画」に基づき、障がいの特性に応じた職員の募集・採用試験の案内や障害者職業生活相談員による部内研修会等を実施するなど、全ての職員に障がい特性の理解の促進を図る取組みを推進します。

(警察本部警務課)

- ⑭ 障がい者雇用企業支援センターにおいて、企業のテレワーク導入に関する相談対応、支援を行います。

(商工労働部労働雇用課)

【特別支援学校卒業生の就労支援の充実】

- ⑮ 圏域ごとに「障がい者雇用開拓員」を設置し、事業所の個別訪問による障がい者雇用の普及啓発及び職場実習先・就職先の開拓を進めます。また、特別支援学校との連携のうえ、生徒一人一人のニーズに合った就労支援及び卒業後の定着支援を行います。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑯ 「働きたい！応援団ぎふ」登録企業を拡大し、地域の企業と一体になった職業教育を推進するとともに、労働・福祉関係機関との連携により、卒業後の定着支援等、企業と生徒をつなぐきめ細かな就労支援を充実します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑰ 特別支援学校高等部や高等学校等を卒業する予定の生徒（卒業年度の10月までに就職先が決まっておらず、一般就労を希望する場合）を対象に、企業での1ヶ月以内の職場実習を実施し、就労の促進を図ります。

(商工労働部労働雇用課)

【就業に向けた支援施策の推進】

- ⑱ 在宅での就業を希望する障がい者を対象にITを活用した研修を充実し、職域の拡充を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑲ 岐阜労働局等関係機関と連携し、障がい者の特性と能力に合ったより多くの職場実習先や就職先の開拓・確保を行うとともに、短期の職場実習を実施し、障がい者及び事業所双方の理解を深め、就職の促進を図ります。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑳ 就労継続支援事業所を利用する障がい者を対象に、障がい者雇用に取り組む企業の見学会への参加、就労相談会への参加を支援することにより、一般就労意欲の向上を図ります。

(商工労働部労働雇用課)

- ㉑ 就職に必要な知識・技能を習得するために、民間事業者等に委託して実施する障がい者の職業訓練の機会の拡充に努めます。訓練実施においては、障がい者の意思疎通手段の確保に配慮します。また、障がい者職業訓練コーディネーターが訓練カリキュラムをコーディネートし、障がい者の個別の事情に応じた効果的な訓練実施に努めます。

【情報環境整備関連（再掲）】（商工労働部労働雇用課）

- ②② 公共職業安定所と連携し、訓練修了後の雇用を前提に障がい者がスムーズに作業環境に適應するための実地訓練を企業等に委託して実施します。

（商工労働部労働雇用課）

- ②③ 障がい者の職業能力の開発を図るため、岐阜県障がい者技能競技大会（アビリンピック）を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部と共催で開催するとともに、上位入賞者を全国障害者技能競技大会へ派遣します。

（商工労働部労働雇用課）

- ②④ 岐阜県障がい者総合就労支援センターにおいて、障がい者の一般就労を、相談、職業訓練、職業紹介、定着支援により総合的に支援します。

【ぎふ清流福祉エリア関連（再掲）】（商工労働部労働雇用課）

- ②⑤ 障がい者の就労等に対する支援として、各圏域の中核的な社会福祉法人等に障害者就業・生活支援センターを設け、雇用、保健福祉等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言等の支援を行います。

【専門性の高い相談支援関連（再掲）】（商工労働部労働雇用課）

- ②⑥ 障がい者の就労等に対する支援として、障害者就業・生活支援センターに生活支援担当者を設置し、雇用、保健福祉等の関係機関との連携を図りつつ、日常生活、地域生活に関する助言を行います。

【専門性の高い相談支援関連（再掲）】（健康福祉部障害福祉課）

□県内の障害者就業・生活支援センター一覧（令和3年3月末現在）

圏域	施設名	運営主体
岐阜	岐阜障がい者就業・生活支援センター	（社福）岐阜市社会福祉事業団
	清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせ	（社福）舟伏
西濃	西濃障がい者就業・生活支援センター	（社福）あゆみの家
中濃	ひまわりの丘障害者就業・生活支援センター	（社福）岐阜県福祉事業団
東濃	東濃障がい者就業・生活支援センターサテライトt	（社福）陶技学園
飛騨	ひだ障がい者就業・生活支援センターぷりずむ	（社福）飛騨慈光会

- ②⑦ 難病生きがいサポートセンターに相談員を設置し、難病患者の就労に関する相談・支援を実施します。

（健康福祉部保健医療課）

- ②⑧ 農業分野と福祉分野をつなぐマッチングを推進するとともに、ノウフクマルシェの開催など農福連携の普及啓発を推進します。

（農政部農業経営課）

- ②⑨ 障がい者職業能力開発校において、障がい者が一般就労を目指す上で必要となる知識

や技能を習得するための訓練を実施します。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑩ 県立ハローワークにおいて、障がい者の職業紹介事業を関係機関と連携しながら実施します。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑪ 障がい者職業能力開発校において、テレワークに必要な Web 会議ツールの利用体験などを実施します。

(商工労働部労働雇用課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
県内障がい者の実雇用率	2.17% (R元)	2.30%	「岐阜県成長・雇用戦略2017」におけるR2末時点の数値目標を据置き(戦略改訂時に見直し)
特別支援学校高等部及び高等特別支援学校卒業生のうち、就職を希望する生徒の就職率	98.6% (R元)	100%	
「働きたい!応援団ぎふ」登録企業数	900社 (R元)	1,000社	
多様な障がい者委託訓練による就職率	48.6% (R元)	55.0%	
チャレンジトレーニング事業による就職率	47.0% (R元)	55.0%	
難病生きがいサポートセンターにおける1年間の就労相談件数	780件 (R元)	増加	

(2) 福祉的就労の充実



現状と課題

- 障がい者が地域において生活する上で、就労の場、活動の場があるということは、生計の維持、生活の質の向上に大きな役割を果たしています。

- 県内就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上に向けた取組みを推進するため、岐阜県工賃向上計画を策定しています。
- 一般就労が困難な方に対しては、福祉的就労の充実により、社会参加の機会を拡大する必要がありますが、県内就労継続支援B型事業所の平均工賃（R元：16,486円/月）は、全国平均（16,369円/月）を上回っていますが、目標平均工賃（20,000円/月）には及んでおらず、向上に向けた取組みが必要です。

□平均工賃・賃金

（単位：円/月）

施設種別/県・全国別		H27	H28	H29	H30	R元
就労継続支援A型	岐阜県	70,752	70,017	70,600	72,522	75,090
	全 国	67,795	70,720	74,085	76,887	78,975
就労継続支援B型	岐阜県	13,166	13,718	14,010	15,191	16,486
	全 国	15,033	15,295	15,603	16,118	16,369

- 就労継続支援事業を充実させるためには、事業所間や、事業所と企業等とのネットワークが必要であり、市町村においても多部門にまたがる連携が必要です。
- 障害者総合支援法には、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるために、障がい者の就労を重要施策として位置づけています。このため、引き続き、福祉施設から一般就労への移行の促進に努める必要があります。
- 特別支援学校卒業生は増加傾向にあり、生徒一人一人のニーズに合った就労支援をさらに強化する必要があります。
- 障害者優先調達推進法が平成25年4月に施行され、同法に基づき、地方公共団体等は毎年度障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、当該年度の終了後、調達の実績を公表することが義務付けられました。また、障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努める必要があります。

今後の取組み

- ① 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所が生産する製品の受注・販路の拡大、商品開発等を通じて授産活動の活性化を図るため、セルフ支援センターの活動強化を支援します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② セルフ支援センターに設置した複数の事業所が共同で仕事を受注する共同受注窓口の運営を促進し、受注の拡大を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ③ 経営コンサルタントや専門家の派遣、研修など、就労継続支援B型事業所の工賃向上に向けた取組みを推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ 5圏域ごとに障がい者の就労支援のためのネットワーク会議を設置し、就労継続支援事業所、企業、市町村の福祉部門及び商工部門等が参加する障がい者就労に関する情報交換会、講演、研修等を行い、地域のネットワーク構築を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 就労継続支援A型事業所について、収入の改善等により、賃金水準の向上を図るよう指導します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑥ 精神障がい者が生活訓練を行っている作業所等への通所費用の経済的負担を軽減することにより、精神障がい者の社会復帰及び社会参加を促進します。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑦ 福祉的就労を希望する生徒についても、一般就労と同様、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等との連携のうえ、生徒一人一人のニーズに合った就労支援及び卒業後の定着支援を行います。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑧ 物品の購入や役務の提供などについて、県優先調達推進方針を毎年度策定し、官公需の受注機会を拡大するための取組みを進めます。また、市町村の調達方針策定や受注拡大に向けた取組みの推進について助言や支援を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑨ 農業分野における工賃向上に向けた職域の拡大を図るため、生産者と福祉事業所間の農作業受託の仲介支援や、福祉事業所に対する専門家派遣、農業参入セミナーの開催など、農福連携の取組みを推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑩ 農業分野と福祉分野をつなぐマッチングを推進するとともに、ノウフクマルシェの開催など農福連携の普及啓発を推進します。

【障がい者の一般就労関連（再掲）】（農政部農業経営課）

数値目標

項目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
就労継続支援B型事業所の平均工賃	16,486 円 (R元)	20,000 円	

3 外出や移動の支援

(1) 移動支援の充実



現状と課題

- 障がい者の社会参加を支援するため、障がい者の外出や移動の支援を目的とした福祉サービスの一層の充実を図る必要があります。

- 障害者総合支援法における障がい者の移動支援のサービスは、自立支援給付や市町村の地域生活支援事業の中で行われています。
しかし、市町村の地域生活支援事業については、支援の対象者及び範囲等について各市町村が定めることとされているため、市町村間で移動支援のサービスに格差が生じている状況です。

- 身体障がい者の自立及び社会参加を促進するため、身体障害者補助犬の育成を支援するとともに、身体障害者補助犬が不適切に同伴拒否されることがないように、身体障害者補助犬法の普及啓発を行う必要があります。

今後の取組み

- ① 重度の視覚障がいのある人や脳性麻痺等による全身性の障がいのある人の外出する機会を確保するため、同行援護事業等について、周知を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 車いす等を使用する在宅の重度身体障がい者が利用するため、介助者が運転する福祉車輛の購入やリフト付き車輛への改造等を支援します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 市町村が実施する移動支援事業における外出支援の方策や支援の在り方等について、市町村の協議会や圏域障害者自立支援推進会議の場で検討されるよう働きかけていきます。

【福祉人材確保関連（再掲）】(健康福祉部障害福祉課)
- ④ 身体障害者補助犬の育成、使用者への貸与を行うほか、公共施設はもとより、民間施設において身体障害者補助犬の同伴を拒否されることがないように、身体障害者補助犬法について事業者をはじめ広く県民に対し啓発を行います。
(健康福祉部障害福祉課)

4 障がい者スポーツの充実

(1) 障がい者スポーツの充実



現状と課題

- 県では平成24年にぎふ清流大会を通じた競技人口の拡大や選手の競技力向上の取組みを実施し大きな成功を収めました。ぎふ清流大会における取組みを一過性に終わらせることなく、スポーツによる障がい者の社会参加を推進するため、障がい者スポーツの普及促進を図っていく必要があります。
- 一般スポーツに比べて、障がい者がスポーツを行う機会が少ないため、障がい者スポーツの裾野拡大を進める取組みが必要です。
- 東京2020パラリンピックは1年延期となりましたが、開催を契機とした障がい者アスリートの発掘・育成・強化の取組みにより、世界最高峰の舞台を目指す県内の障がい者アスリートが増加し、競技力も着実に向上してきました。この取組みの成果を、東京大会だけでなくその後の次世代アスリートの育成に繋げていく必要があります。
- 競技力向上のためには、障がい者スポーツを支える環境の整備を進める必要があります。第2期岐阜県障がい者総合支援プランでの取組みにより、競技団体の組織化、専門指導者や練習場所の確保が進み、環境は整いつつありますが、県内選手が実施する競技が増えたことや、選手のレベルアップの状況に合わせて、こうした取組みを更に継続していく必要があります。
- 子どもから高齢者、障がいがある方もない方もレクリエーションに触れ合う機会を創出するため、レクリエーションの指導者派遣事業を展開しています。

今後の取組み

【東京2020パラリンピック及び東京大会後を見据えた取組みの推進】

- ① 令和3年に延期となった東京2020パラリンピックにおいて、10名の岐阜県ゆかりのパラリンピアン輩出をめざし、出場が有力視される選手の競技力向上を支援します。
(清流の国推進部競技スポーツ課)

- ② 東京大会後のパラリンピック等での活躍が期待できる次世代のトップアスリートを育成するため、県内の障がい者アスリート、チーム、競技団体の競技力向上を支援します。

(清流の国推進部競技スポーツ課)

- ③ スポーツを通じた社会参加を促進するため、全国障害者スポーツ大会への県選手団の派遣を実施し、派遣選手の競技力の向上に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ 岐阜県障害者スポーツ大会等を開催し、幅広い障がい者の社会参加を目指します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 精神障がい者スポーツ大会の開催を通じて、日頃、社会参加の機会が少なくなりがちな精神障がい者の方の相互交流、体力の向上を目指すとともに、県民の精神障がいに対する理解促進を図ります。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑥ 障がいのある人もない人も、県民皆がレクリエーションに触れることのできる「ぎふ清流レクリエーションフェスティバル」を開催し、レクリエーションを通じた交流を促進します。

【共生社会条例関連（再掲）】(清流の国推進部ねりんピック推進事務局)

- ⑦ 令和3年に岐阜県では初めて開催される「全国健康福祉祭（ねりんピック）」に、障がいのある人の参加を積極的に促すなど、スポーツ・レクリエーション・文化を通じた交流の場を創出します。

【共生社会条例関連（再掲）】(清流の国推進部ねりんピック推進事務局)

【障がい者スポーツの裾野の拡大】

- ⑧ 障がい者のスポーツ参加の機会を増やすため、障がい者スポーツ体験教室を実施競技及び地域を限定せず、希望に応じて県内各所で開催します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑨ 障がい者が新たな障がい者スポーツに触れられるよう県下全域でスポーツ教室を開催するとともに、競技人口拡大に向けた取組みを支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑩ 障がい者スポーツの普及を図るため、障がい者スポーツを行う者の裾野を広げるための取組みや、障がい者スポーツにおける功労者を讃える取組みを実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

【障がい者スポーツを支える環境整備】

- ⑪ 障がい者スポーツの裾野拡大を支える人材の育成、活用のため、初級障がい者スポーツ指導員の養成講習会を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑫ 公認指導者の養成研修会への参加、中央競技団体や強豪チームへの指導者の研修派遣を支援するとともに、健常者の競技団体指導者を活用するなど、専門指導者の養成を進めます。

(清流の国推進部競技スポーツ課)

- ⑬ 障がい者スポーツ競技団体の組織化を進めるため、競技団体設立のための準備、設立後の運営を支援します。

(清流の国推進部競技スポーツ課)

- ⑭ 障がい者スポーツ活動の場として、特別支援学校の体育施設の優先利用など、県立学校体育施設の開放に引き続き取り組みます。

(清流の国推進部競技スポーツ課)

- ⑮ ぎふ清流福祉エリア内に整備した「福祉友愛プール」及び「福祉友愛アリーナ」の全県的な活用を促進するとともに、エリア内の連携によるスポーツ活動の推進を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑯ 県の障がい者スポーツを統括する(一社)岐阜県障害者スポーツ協会の活動に対する継続的な支援を行い、引き続き県の障がい者スポーツ振興の推進役としての役割を強化していきます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑰ 障がい者スポーツを普及するための競技団体等の活動を支援します。

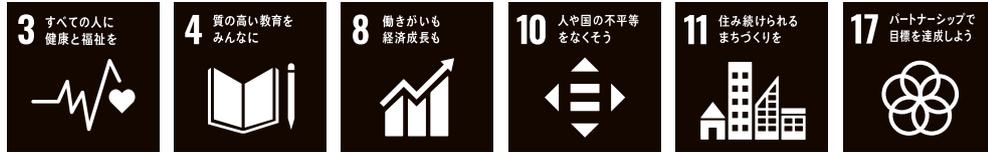
(健康福祉部障害福祉課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
東京パラリンピックへの県ゆかりの選手輩出数	1人 (H28 リオ)	10人 (R3 東京)	
障がい者スポーツ教室の開催数	31回 (R元)	39回	

5 障がい者の芸術文化活動の充実

(1) 障がい者の芸術文化活動の充実



現状と課題

- 平成30年6月、芸術文化活動の振興を図るため、障害者文化芸術活動推進法が施行されました。これに基づき、国において、平成31年3月に障害者文化芸術活動推進基本計画が策定され、障がい者の文化芸術活動の促進に関する施策の推進が図られています。
- 芸術文化活動に参加することは、障がい者の生活を豊かにし、社会参加を促進するうえで重要なことです。また、県民の障がい者に対する理解と認識を深めるうえでも、大きな役割を果たしています。
- 本県における障がい者の芸術文化活動の一層の推進に向けては、特に障がい者や事業所の取組みを支援する仕組みづくりを進め、県全域で障がい者芸術を定着させていく必要があります。
- このほか、障がい者の芸術文化活動の振興に向けては、芸術文化活動を行う障がい者の裾野拡大や発表機会の拡充を進めていく必要があります。
- 岐阜県障がい者ふれあい福祉フェアの開催等、障がい者の芸術文化活動の発表の場を提供し、障がい者の芸術文化活動の振興を図っていく必要があります。
- 障がい者の芸術文化活動を振興するために、県の障がい者芸術文化活動を総合的にコーディネートできる人材が必要です。
- 芸術活動を行う障がい者の裾野拡大を図るためには、県内全域で障がい者が芸術活動に触れる機会を創出する必要があります。
- 図書館等の文化施設では、車いす等での移動に配慮した設備の改善が求められています。
- 図書館では、新型コロナウイルス感染拡大防止の方策を徹底した上で、視覚障がい者

向けの対面読書サービスを継続することが課題となっています。

今後の取組み

【障がい者芸術を推進する仕組みづくりの推進】

- ① 障害者文化芸術活動推進法の趣旨に基づき、国や市町村、関係機関と連携を図りながら、障がい者による文化芸術活動を幅広く推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ② ぎふ清流文化プラザを「障がい者の文化芸術活動の拠点」と位置付け、障がい者の文化芸術活動を紹介する企画展示の実施など、障がい者の文化芸術活動の発表の場や障がい者文化芸術の情報発信・情報交流の場として活用を進めます。

【共生社会条例関連（再掲）】（環境生活部県民文化局文化創造課）

- ③ ぎふ清流文化プラザ内の障がい者芸術文化支援センターに障がい者文化芸術コーディネーターを設置するなど、障がい者の芸術文化活動に関する相談支援や障がい者の発掘、登録・育成、ネットワークづくり、情報発信を行うとともに、障がい者の芸術文化活動の総合的な支援を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

【障がい者芸術文化活動の裾野拡大や発表機会の充実等】

- ④ より多くの障がい者が芸術文化活動を体験できるように、県下全域で芸術教室を開催するとともに、芸術家派遣や出張アトリエ等を実施します。また、移動が困難な障がい者のために、派遣型の芸術教室やバス借り上げによる移動支援を実施するとともに、自宅等で楽しめるインターネットを活用した事業を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 障がい者の活動意欲の高揚を図るため、公益財団法人岐阜県教育文化財団等と連携して、障がい者の制作した絵画等による展覧会及び岐阜県障がい者ふれあい福祉フェアの開催等、創作活動等の成果を発表する機会の拡充に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

(環境生活部県民文化局文化創造課)

- ⑥ 障がい者の制作した絵画等をポジフィルムに登録し、官公庁や企業等にその利用を呼びかけ、使用料の一部を制作者に還元するアートバンク事業（ふれあいアートステーション・ぎふ）の実施を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑦ 「岐阜県芸術文化顕彰・奨励」において、障がいのあるなしにかかわらず、優れた文化振興活動等を積極的に表彰します。

(環境生活部県民文化局文化創造課)

- ⑧ 令和6年度に岐阜県での開催が予定されている全国障害者芸術・文化祭に向けて、国や関係団体との調整を行い、障がい者の芸術文化活動の推進及び障がい者芸術の裾野拡

大を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

【芸術文化に親しめる環境の整備】

- ⑨ 県立の文化施設（美術館、図書館等）において、障がい者に配慮した鑑賞、閲覧等の手段を確保します。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)

- ⑩ 録音図書の製作・提供、対面読書の実施、視覚・身体障がい者への在宅郵送サービスの実施など、障がいの有無にかかわらず全ての人が図書館を利用できる機会を提供します。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)

- ⑪ 図書館では、施設内の移動の容易化、もしくは介助体制を整えることなどを検討し、車いす等での移動に配慮します。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)

- ⑫ 図書館ではバリアフリーコーナーを設置・拡充し、障がい者サービス関連資料や機器を紹介するなどして、サービスの利用促進を図ります。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)

- ⑬ 図書館では、マルチメディアデイジー図書を紹介するチラシを作成し、障がいの理解と、資料の利用普及を推進します。

【情報環境整備関連（再掲）】 (環境生活部県民文化局文化伝承課)

- ⑭ 県内市町図書館等を対象とした研修を実施するなど、全県域図書館での障がい者サービスの推進を図ります。

【情報環境整備関連（再掲）】 (環境生活部県民文化局文化伝承課)

- ⑮ 図書館では、視覚障がい者向けの対面読書について、新型コロナウイルス感染拡大防止の方策を徹底し、オンラインなど対面以外の方法を導入するなどしてサービスを継続します。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)

【生涯学習の振興】

- ⑯ 身体障がい者及び精神障がい者の生涯学習を推進するため、放送大学岐阜学習センターの入学料、授業料の一部を助成します。

(環境生活部環境生活政策課)

- ⑰ 障がい者の生涯を通じた多様な学習活動の支援を推進するため、生涯学習、学校教育、社会教育、スポーツ、文化、福祉、保健、医療、労働等の関係部局間の連携体制を整備します。

(環境生活部環境生活政策課)

数値目標

項 目	基準値 (時点)	R5 末目標	備 考
障がい者芸術事業開催圏域数	5 圏域 (R元)	5 圏域	

Ⅲ 日常生活を支える福祉の充実

1 障がい者の地域生活支援

(1) 親亡き後の住まいの場の確保と地域移行支援



現状と課題

- 障害福祉サービス等を提供する事業所については、年々増加してきましたが、一部のサービスによっては、まだまだ不足するサービスもあります。また、事業所の増加に合わせ、サービスの質の向上も求められています。
- 県においては、「第1期岐阜県障害福祉計画（平成18～20年度）」からこれまで地域移行を推進しつつ入所定員数を削減してきました。令和元年度入所定員は2,339人と、平成17年度定員比で151人の減員となっています。
- 一方、入所施設の待機者数は、今後3年以内に入所が必要な方が約200人います。また、時期未定としている待機者は約300人おり、3年前の同時期の約400人からは減少したものの、依然として多くいます。このことから、入所が必要な方が相当数おり、入所施設の確保が必要な状況にあります。
- 県が令和元年度に行った障がい者のニーズ調査では、自宅にて生活している重度の障がい者のうち3人に1人の方が3年後に入所施設が必要、約半数の方が親亡き後に必要との回答がありました。
- 一方で、同調査においては、軽度の障がい者を中心に、グループホームを必要とする声が多数ありました（自宅にて生活する軽度障がい者のうち5人に1人が3年後に必要、3人に1人が親亡き後に必要と回答）。
- また、同年度に県が特別支援学校の児童生徒の保護者に対して実施したニーズ調査では、知的障がいのある児童生徒の保護者を中心に、小学部及び中学部においては親亡き後に入所施設を望む声が多いものの、卒業に近い高等部の生徒においては、グループホームを望む声が入所施設より多くなる傾向が見られました。

- 県内の障がい者関係団体からは、「グループホームの整備促進とともに、地域生活支援拠点等の整備、日中系サービスの充実等が必要」「障がいの程度にかかわらず、親亡き後の住まいや必要なサービスが適切に確保されることが必要」との意見をいただきました。
- 障がい者の地域生活への移行を進めていくためには、障害福祉サービスやグループホーム等の住まいの受け皿の整備といったハード・ソフト面の整備・充実だけでなく、障がい者に対する地域の理解の促進や、万一の際のバックアップ態勢など、障がい者の地域生活を支えるための総合的な環境整備が必要です。
- 平成30年度における障害福祉サービス事業所等の情報公表制度導入により、事業者情報を広く一般公開することが必要とされました。
- 平成30年度に、介護保険サービスと障害福祉サービスとの間で相互参入がし易くなる共生型サービス制度が導入されました。
- 県営住宅について、現状では、心身障がい者世帯からの優先入居の申込みについて、ほぼ全ての事例で入居に対応することができています。引き続き、障がい者の優先入居に対応していくことが必要です。
- 視覚障がい者の高齢化が進む中で、これまで整備に向けて検討を行ってきた盲養護老人ホームについては、県内初の施設が整備され、令和3年度から開設される予定であり、今後の活用が期待されます。

今後の取組み

- ① 障害福祉計画（第5章）に基づき、訪問系サービス、日中活動系サービス、障害児通所支援及び居住系サービス等について、計画におけるサービス見込みに応じたサービス量の確保に努めます。

（健康福祉部障害福祉課）
- ② 障害福祉サービス等を提供する事業者に対する適正な指導の実施などにより質の向上に努めます。また、障害福祉サービス等の内容等について、利用者がわかりやすいよう、必要な情報を提供するよう努めます。

（健康福祉部障害福祉課）
- ③ 情報公表制度における事業者情報の公表率を100%とすべく、事業者の情報公表への取組みを推進します。

（健康福祉部障害福祉課）

【訪問系・日中活動系サービス等の充実】

- ④ 障がいのある人が身近な地域で満足のいく訪問系サービスが受けられるよう、事業者の新規参入や介護保険制度の訪問介護事業者の参入によるサービス量の確保・質的充実を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑤ 精神障がい者の特性やニーズに適切に対応できる人材を確保するため、研修会を通じて専門性の高い居宅介護（ホームヘルプ）従事者の養成に努めます。
(健康福祉部保健医療課)
- ⑥ 難病患者等が安心して在宅での療養生活を送れるよう、難病患者に対応できるホームヘルパー（難病患者等ホームヘルパー）の養成・資質向上に引き続き取り組みます。
(健康福祉部保健医療課)
- ⑦ 在宅の小児慢性特定疾病児童の日常生活の便宜を図るため、地域のニーズを踏まえて日常生活用具給付事業に取り組む市町村を引き続き支援します。
(健康福祉部保健医療課)
- ⑧ 平成30年4月に導入された「共生型サービス」については、社会的、地域的ニーズを踏まえ、県条例等の基準に沿って、共生型サービスの適切な実施を推進します。
【障がい者の地域生活支援関連（再掲）】(健康福祉部高齢福祉課)
(健康福祉部障害福祉課)

【生活の場の確保・充実】

- ⑨ 施設入所者数は、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況や県内の向こう3年間の入所施設の待機者が相当数（約200人）ある状況、さらには障がい者のニーズ調査における入所施設が必要との結果（自宅にて生活する重度障がい者の3人のうちの1人が3年後に必要と回答）を踏まえ、現状維持を目標とします。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑩ 地域で暮らすための住まいの場として、グループホームの整備を国の補助制度を活用するなどして促進し、施設入所者や入院患者が地域生活に移行できるようにするとともに、同居している介護者の高齢化等も視野に入れた、在宅からの移行に対応する観点からもグループホームの整備を推進します。また、障がいの程度の重い方や高齢の障がい者の入居ニーズにも対応できるグループホームの整備を促進します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑪ 自宅あるいは施設からグループホームへの移行については、グループホームへの理解が未だ深まっていないことで進まないことも考えられることから、グループホームが、外部サービスを利用しながら自立した自分らしい生活を送ることが期待できる場であることがわかるような事例集を作成し、市町村と連携して啓発を行います。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑫ グループホームの整備については、地域住民の理解が得られないこと等により滞るケ

ースもあることから、グループホームの開設に係る手引書を作成し、整備に向けて必要となる準備等をあらかじめ示すことで、着実な整備を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑬ 障がい者の地域生活を支えるために、相談、体験の機会、緊急時の受入れなど、居住支援機能と地域支援機能を持った地域生活支援拠点等が圏域ごとに整備されるよう、引き続き促進します。

そのために、相談支援特別アドバイザー、圏域サポーターを市町村等に派遣し、整備に向けた助言を行うとともに、各圏域の障害者自立支援推進会議において、地域の関係機関の調整を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑭ 既に整備されている地域生活支援拠点等については、年1回以上、整備後の拠点等が地域のニーズ・課題に応えられているかを検証し、改めて必要な機能の確保について検討するよう、整備主体である市町村に促します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑮ 地域生活支援拠点等の整備・運用に係る関係者の情報交換の場を設け、各拠点等の運用状況、課題等についての様々な情報をお互いに交換することで、各拠点等の機能のさらなる充実、強化に繋がられるようにします。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑯ 県営住宅における障がい者の優先入居を引き続き実施します。また、車いすでの生活が可能で住戸の整備を推進します。なお、市町村営住宅に関しても市町村と協力・連携をしていきます。

(都市建築部住宅課)

- ⑰ 段差の解消や手すりの設置等、県営住宅のバリアフリー化を引き続き推進します。

(都市建築部住宅課)

- ⑱ 障がい者の方が同居される世帯の、バリアフリー等の性能を有した住宅の取得及び改修に対して支援します。

(都市建築部住宅課)

- ⑲ 障がい者等住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録、登録住宅の改修や入居者への経済的支援、入居のマッチングや情報提供を行う「新たな住宅セーフティネット制度」を推進し、障がい者等が安心して暮らせる住まいの確保に努めます。

(都市建築部住宅課)

- ⑳ 国予算状況により、施設整備補助金の採択が困難な状況となっている中で、障がい者の地域移行に重要な役割を担うグループホーム整備について、国の補助制度に採択されない場合に、県独自の支援策(県単補助)により、市町村と連携して支援していきます。

(健康福祉部障害福祉課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
難病患者等ホームヘルパーの養成者数 (累計)	1,322 人	1,440 人 以上	
福祉対応リフォーム実施済み県営住宅数 (累計)	257 戸 (R元)	297 戸	

(2) 入院中の精神障がい者の地域移行、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の推進



現状と課題

- 平成 29 年 2 月に、「入院医療中心から地域生活中心」という国の政策理念に基づく施策をより強力で推進し、精神障がい者の一層の地域移行を地域において具体的な政策手段により実現していくため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」という新たな政策理念が示されました。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことを指します。このしくみが、「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を支えるものになり、また、多様な精神疾患等に対応するための土台づくりとしての基盤整備にもつながることが期待されます。
- これまで地域移行・地域定着事業の実施など、患者を退院に導く仕組みを整備してきた結果、精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行が徐々に促進されてきました。しかし、精神障がい者を直接支援する人材が不足していること、住居・就労・活動の場等地域の受け皿が十分でないこと、市町村における精神保健福祉施策への認識にばらつきがあること等、精神障がい者の地域移行に向けては、多くの課題があります。
- このような状況の中で、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する必要があります。

- また、措置入院から退院した後の患者についても、医療等の継続的な支援を受け、地域で孤立することなく生活を送れるようにするためには、措置入院中から措置解除後の各段階において、明確な責任主体を中心として、関係者による退院後の医療等の支援が進められていく仕組みを設ける必要があります。

今後の取組み

【「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の推進】

- ① 地域生活に必要な体制整備を推進するために保健所が、病院や市町村、福祉サービス事業者等への働きかけや、地域の必要なサービス体制に関する指導・助言や、相談支援専門員への指導・助言等、地域での退院促進や地域生活支援の体制整備の総合的な調整を実施します。

(健康福祉部保健医療課)

- ② 保健所が主催する地域移行推進会議や保健・医療・福祉関係者による協議の場において、地域の事業所や医療機関などと、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるための、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括システム」の構築推進が図られるよう協議・検討を行っていきます。

(健康福祉部保健医療課)

- ③ 平成26年4月の精神保健福祉法の改正により、医療保護入院を行った際に病院に義務付けられた「退院後生活環境相談員」が十分機能するよう、病院に対する指導を行います。

(健康福祉部保健医療課)

【入院中の精神障がい者の地域移行支援】

- ④ 精神障がい者の社会的入院等を防ぎ、当事者及び家族の意思を尊重した地域移行ができるよう、精神科病院へ入院する際には、本人への支援に加えて、家族を含めた包括的な支援を行います。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑤ ピアサポーターの活用により、当事者の視点やリカバリーの経験を踏まえた働きかけを行うことで、地域移行・地域定着の推進を図ります。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑥ 措置入院患者が退院後も切れ目なく必要な医療などの支援が受けられるよう、措置入院中から、市町村、民間支援団体などの関係者と支援内容等の検討を行うための調整会議を保健所に設置し、退院後支援における関係機関の役割の確認、調整などを適切に行うため「退院後支援計画」を作成します。

(健康福祉部保健医療課)

数値目標

項 目	基準値 (時点)	R5 末目標	備 考
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	310日 (H28)	316日以上	平成28年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)退院後1年以内の地域における平均生活日数
精神病床における入院需要(県内患者数)	3,270人 (R元)	3,082人 以下	
精神病床における入院需要(県内患者数) 急性期(3カ月未満)	679人 (R元)	780人 以下	
精神病床における入院需要(県内患者数) 回復期(3カ月以上1年未満)	455人 (R元)	540人 以下	
精神病床における入院需要(県内患者数) 慢性期(1年以上)	2,136人 (R元)	1,762人 以下	
保健・医療・福祉関係者による協議の場の 開催回数	0回 (R元)	5回以上	

(3) 発達障がい児者支援の充実



現状と課題

- 平成28年に改正された発達障害者支援法は、「ライフステージを通じた切れ目のない支援」、「家族なども含めたきめ細やかな支援」、「地域の身近な場所で受けられる支援」が大きな柱となっており、地域の実情に合わせた支援体制の構築が求められています。
- 県の支援拠点である発達障害者支援センターの相談件数は増加傾向にあり、そのうち成人期の相談が全体の約半数を占めています。発達障がいの認知度の広がりにより、成人期の支援ニーズが高まっていますが、県全体を見ると中学・高等学校・専門学校・大学卒業後のフォロー体制や、支援者間の情報共有・引継ぎ体制は十分とは言えない現状があります。

- 「ライフステージを通じた切れ目のない支援」を行うため、各圏域に発達障がい地域支援マネジャーを配置していますが、特に成人期以降の支援について、さらなる充実、強化が求められています。
- 地域での支援体制を強化するため、発達障がい児者やその家族に適切な対応のできる支援者の養成と、支援者間のネットワーク構築を図る取組みが必要です。
- また、発達障がい支援において早期発見・早期支援が重要とされていますが、専門的医療機関は限られており、県立希望が丘こども医療福祉センターの初診予約は約3か月待ち（令和2年9月時点）など、依然として初診待機期間の長期化が続いています。
- 発達障がい児者やその家族が身近な地域で安心して生活できるよう、本人・家族同士が互いに支え合う活動の推進や、県民に対する正しい理解の普及を図る必要があります。

今後の取組み

【身近な地域で受けられる支援の充実】

- ① 県発達障害者支援センター及び圏域発達障がい支援センターにおいて発達障がい児者やその家族からの相談に応じるとともに、市町村、保育所、学校、障害福祉サービス事業所等に対し、研修、連絡調整、助言等を行い、地域の支援体制の強化を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 市町村における個別支援ファイル（サポートブック）の作成、活用を促進し、教育と福祉の連携及びライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築を目指します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 成人期の発達障がい者が身近な地域で支援を受けられる体制を整備するため、県発達障害者支援センター及び圏域発達障がい支援センターが地域のネットワーク体制の構築に向けて働きかけを行います。
(健康福祉部障害福祉課)
- ④ ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等と連携し、成人期の発達障がい者に対して、就労や生活に重点を置いた支援を実施します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑤ 高齢期を迎える発達障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村に対し、障害福祉サービスと医療・介護等多職種連携体制の整備を図るよう働きかけます。
(健康福祉部障害福祉課)

- ⑥ 福祉、教育、医療、保健、労働その他の関連分野の有識者で構成される発達障がい者等支援体制整備推進連携会議（発達障害者支援地域協議会）において、県内の支援体制の状況等を把握、評価し、次なる施策の展開に繋がります。

（健康福祉部障害福祉課）

- ⑦ 発達障がい児者やその家族に対して、適切な対応を行うことのできる地域の支援者を養成するため、発達障がいに関する各種研修の充実を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

【発達障がい医療提供体制の強化】

- ⑧ 発達障がい児者が身近な地域で診療が受けられる体制を強化するため、各圏域の発達障がい専門外来を設置する医療機関に対し、支援を行います。

（健康福祉部障害福祉課）

- ⑨ 発達障がいの診療が可能な医療機関の情報を集約して県民向けに公開する等、発達障がい児者が医療資源に繋がりがやすい環境を整備します。

（健康福祉部障害福祉課）

- ⑩ 県立希望が丘こども医療福祉センター内に設置した発達精神医学研究所の運営により、発達障がい診療や支援を通じて、発達障がいに対応できる医師や療育人材の育成を図ります。

（健康福祉部医療福祉連携推進課）

- ⑪ 発達障がい児者が日頃受診するかかりつけ医等の医療従事者に対し、発達障がいに関する研修を行い、地域の医療機関で発達障がいの特性に合わせた適切な対応を受けられる体制の整備を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

【本人・家族支援の充実】

- ⑫ 同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児者の家族同士等の活動の提供、周知等を行い、ピアサポート活動の推進を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

- ⑬ 発達障がい児者の家族支援体制の構築を図るため、市町村に対するペアレントトレーニング（親が子の行動を観察し、特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと）の普及やペアレントメンター（発達障がい児者の子育て経験のある親で、その経験を生かし相談を行う者）の養成及びその派遣を県内全域に拡大します。

（健康福祉部障害福祉課）

【発達障がいについての理解促進】

- ⑭ 自閉症をはじめとする発達障がいの理解を深めるため、国連が制定した4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」の機会をとらえ、市町村や障がい者関係団体と連携して県内各地でブルーライトアップや啓発物品の配布等の活動を行います。

【共生社会条例関連（再掲）】（健康福祉部障害福祉課）

- ⑮ 社会全体で支え合う体制を構築するため、県内各地で幅広く「発達障がいサポーター養成講座」を開催し、発達障がいに対する正しい理解の普及を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

（4）高齢障がい者への支援の充実



現状と課題

- 市町村においては、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいの生活を地域全体で支える「地域生活支援拠点」の整備が進められています。
- しかしながら、令和元年度末時点で地域生活支援拠点の整備を終えた市町村は14市町村に止まり、また、障がい者関係団体からは「介護」等との連携を図る必要性があるなどの地域生活支援拠点の機能強化を求める意見があります。障害者総合支援法に基づき市町村に設置される協議会では、介護との連携推進を課題と位置付けている協議会は5協議会に止まっています。
- また、障がい者が満65歳以上となった場合は、原則として介護保険サービスを優先利用することとなりますが、障がいの個別の状況に応じ、障害福祉サービスと介護保険サービスを併せて利用できることとなっています。しかし、相談支援専門員と介護支援専門員の連携が十分でないなどの指摘があります。
- 一方、市町村においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。
- 地域包括ケアシステムを構築するため、全ての市町村において、介護保険法に基づく「在宅医療・介護連携推進事業」が進められ、医療・歯科医療・訪問看護・介護等の多職種連携体制の整備が進められています。
- しかしながら、地域包括ケアシステムは障がいのある高齢者のためにも構築されるものですが、在宅医療・介護連携推進事業では、知的障がいや発達障がいなどの障がいのある高齢者支援についての検討が進んでいない現状があります。

今後の取組み

【現状把握と課題抽出】

- ① 高齢障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる体制整備は一義的に市町村の役割ですが、県では複数の地域をモデル地域に指定し、高齢障がい者を地域で支えていくために、医療・福祉資源等の現状把握や課題抽出を図り、課題解決に向けた施策を検討します。

(健康福祉部障害福祉課)

【高齢障がい者を支える体制づくり】

- ② 高齢障がい者を共に支え、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員（障がい）や居宅サービス計画を作成する介護支援専門員の連携を図るため、相互の制度理解や連携方法を学ぶ研修会を開催し、障がい福祉・介護の連携体制を構築します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ③ さらに、高齢化は疾病等のリスクが高まることから、障がい福祉・介護関係者だけでなく、医療・歯科医療・訪問看護などの職種との連携が重要になって来ます。県が主催する在宅医療・介護連携推進圏域別研究会等において、市町村に対し、高齢障がい者をも支える多職種連携体制の構築を働きかけます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ 地域包括ケアシステムは日常生活圏域（主に中学校区単位）での構築を目指していることから、地域包括支援センター職員に対し、障がい福祉に関する研修を開催し、障がいのある高齢者が身近な地域で相談できる体制整備を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

【住まいの場の確保と共生型サービスの整備推進】

- ⑤ 地域で暮らすための住まいの場として、グループホームの整備を国の補助制度を活用するなどして促進し、施設入所者や入院患者が地域生活に移行できるようにするとともに、同居している介護者の高齢化等も視野に入れた、在宅からの移行に対応する観点からも整備を推進します。また、障がいの程度の重い方や高齢の障がい者の入居ニーズにも対応できるグループホームの整備を促進します。

さらに、グループホームの整備に当たり、地域住民の理解が得られやすいように、障がい者及びグループホームに対する理解の促進を図ります。

【障がい者の地域生活支援関連（再掲）】(健康福祉部障害福祉課)

- ⑥ 平成30年4月に導入された「共生型サービス」については、社会的、地域的ニーズを踏まえ、県条例等の基準に沿って、共生型サービスの適切な実施を推進します。

【障がい者の地域生活支援関連（再掲）】(健康福祉部高齡福祉課)

(健康福祉部障害福祉課)

2 施設入所者への環境・サービスの質の向上

(1) 入所施設の居住環境の整備やサービスの質の向上



現状と課題

- 障害者総合支援法における障害者支援施設については、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に照らし、地域の実情や障がい者本人のニーズ等を踏まえた入所者支援を進める必要があります。
- 施設利用者の支援に当たっては、利用者の自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の障がいの重度化・高齢化に適切に対応するとともに、プライバシーの確保など、生活の質を高める必要があります。
- 「DXで生活を豊かに、DXで生活を安心に、DXで生活を便利に」することを目指し、「岐阜県DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画（仮称）」の策定に向けた検討が進められています。障がい福祉分野においても、DXを活用した施策を推進する必要があります。

今後の取組み

- ① 重度障がい者のための入所施設等の環境やサービスの質の向上を図ります。
 - ・居室の個室化など居住環境の整備や、強度行動障がいを持った人に対する支援技術の向上などハード・ソフト両面の整備を促進します。
 - ・施設等において利用者の個別支援計画の作成、サービスの提供について統括を行うサービス管理責任者に対する研修を実施します。
 - ・障がい者の高齢化が進み、また、医療的ケアが必要な障がいが増えるなかで、施設における医療行為の方向性や対策について、今後検討をしていきます。

（健康福祉部障害福祉課）
 - ② 障害福祉サービス施設等の業務省力化、生産性向上及び新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、オンライン面会システムや介護ロボット、ICT機器等の導入を推進します。
- （健康福祉部障害福祉課）

(2) 県立ひまわりの丘の再整備



現状と課題

- 県立ひまわりの丘は、知的障がい児・者の入所支援施設であり県の障がい福祉施設の中核機関として機能していますが、施設の老朽化及び利用者に適した環境への改善（高齢化や重度化が進んでいることを踏まえた生活環境の改善）のため施設の再整備が急務となっています。
- ひまわりの丘「第三学園」及び「第四学園」については、県福祉事業団が設置運営主体となり、同一敷地内で段階的に建て替えを進めており、平成29年4月にはひまわりの丘「いこい棟」、平成30年4月に「事務・センター棟」、令和2年6月には「なごみ棟」が利用開始となりました。また、新棟の利用開始に伴い、第四学園は令和2年5月に廃止となり、同年に解体工事を実施しました。

今後の取組み

- ① 令和4年4月に「いきいき・すまいる棟」が利用開始できるよう、引き続きひまわりの丘の建て替えを進めます。また、利用開始に伴い、廃止となる「第三学園」の解体工事を令和4年に行います。
なお、これらの建て替えの中で、利用者の高齢化や障がいの重度化や強度行動障がい等への専門的な対応促進を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

ひまわりの丘再整備の工事概要（第三・第四学園）



3 生活支援に係る各種制度等の活用促進

(1) 各種手当制度や割引・減免制度の周知徹底



現状と課題

- 障がい者が地域社会の中で自立し、生き生きとした生活を送るためには、生活の糧となる所得の確保が重要です。
- 生活安定のための各種手当や関連制度などの活用を促進するため、積極的に広報活動を展開し、周知徹底に努める必要があります。

今後の取組み

- ① 障がい者の生活安定のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知徹底を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 障がい者の経済的負担を軽減するため、障害福祉サービス制度の内容や利用方法等について紹介する「岐阜県障がい者福祉の手引」を活用し、鉄道や有料道路等の運賃・料金の割引制度、NHK放送受信料の減免制度等について周知の徹底を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 市町村が実施している重度心身障害者医療費助成制度（県が事業費の1／2を補助）について、市町村と連携して、制度内容、手続き方法等について周知徹底を図ります。
(健康福祉部国民健康保険課)

Ⅳ 質の高い保健・医療提供体制の整備

1 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実

(1) 各種健診の受診勧奨や保健指導、心の健康づくりの推進



現状と課題

- 県では、生涯を通じた健康づくりの実現に向けて、壮年期死亡の減少、生活習慣病を原因とした障がいの減少、健康格差の縮小を基本目標とした健康増進計画「第3次ヘルスプランぎふ21」を策定し、県民一人一人、また県全体で健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を目指しています。
- 健康寿命の延伸を図るためには、これまでの取組みをさらに推進するとともに、「健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進」や「自然に健康になれる環境づくり」「行動変容を促す仕掛け」など新たな手法も活用した取組みを推進することが必要です。
- 妊娠期から乳幼児期において、疾病等の予防・早期発見が障がいの予防や軽減につながることから、保健、医療、福祉等の連携を図りながら、より一層の保健施策を充実していくことが必要です。
また、県においては、早期支援を目的とした医療機関との連携による支援体制を整備していますが、育児不安等精神的な問題による妊産婦に対する支援依頼数が年々増加傾向にあるため、妊産婦等の孤立感や負担感を軽減し、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援体制の整備が重要となります。
- 市町村では、地域住民の健康の保持、増進を図るため、保険者として高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する特定健診・特定保健指導をはじめ、健康増進法による保健事業や各種がん検診を実施しています。障がいの原因となる疾病の予防や早期発見、重症化予防のために、各種健診の受診率向上に向けた取組みの強化や保健指導の充実を図っていく必要があります。
- 特定健診・特定保健指導や各種がん検診の実施率の向上に向け、市町村や医療保険者等の関係機関と連携し、保健事業の充実を図っていく必要があります。

- 食に関する価値観の変化やライフスタイルの多様化などにより、栄養の偏りや脂質・食塩の過剰摂取、野菜摂取量の不足など、生活習慣病に結びつく食生活習慣を改善させる必要があります。
- 雇用情勢の悪化等著しい社会経済情勢の変化は、労働者の職場における労働衛生の面に大きな影響を及ぼしており、特に最近では、従来以上に仕事が原因のうつ病など心の健康問題が生じています。このため、自殺予防対策を含めた心の健康づくり対策が大きな課題となっています。
- 安定的な産科医確保により、総合周産期母子医療センターをはじめとする三次周産期医療機関の機能が堅持できるよう、周産期医療機関関係者との協議を継続すると共に、周産期医療機関の連携や救急搬送体制等県内における新たな周産期医療体制の構築に向けた対応を図る必要があります。
- 新生児蘇生法講習会の受講者のうち、一次周産期医療機関の医師の受講が少ないため、一次周産期医療機関において適切に新生児蘇生を実施できるようにする必要があります。
- 幼児の視力発達については、おおむね5歳までで完了すると言われており、これまでに弱視等を発見できないと、その後、視力を得ることが難しくなるため、3歳児健診で弱視等を発見する必要がありますが、現行のランドルト環等を使ったスクリーニングは充分とは言えないことから対応が必要です。

今後の取組み

【健康づくりの推進】

- ① 県が策定した「第3次ヘルスプランぎふ21」（平成30～令和5年度）に基づき、関係団体と連携、協働しながら、県民一人一人の自覚と実践を基本とした健康づくりの取組みを促進します。

（健康福祉部保健医療課）

- ② 県民の自主的な健康づくりをポイント化し、ポイントに応じて特典が得られる「健康ポイント事業」や、企業による従業員への健康づくりなどの取組みを支援する「健康経営推進事業」を実施するなど、健康無関心層も含めた県民に対し行動変容を促すとともに、自然に健康になれる環境づくりを促進します。

（健康福祉部保健医療課）

【疾病等の予防、早期発見】

- ③ 障がいの原因となる脳神経疾患、心疾患、CKD（慢性腎臓病）、COPD（慢性閉塞性肺疾患）等の誘因の生活習慣病（高血圧症、糖尿病、脂質異常症、喫煙等動脈硬化症）

予防、がん予防をはじめ、うつ病、アルコール依存症、ニコチン依存症、高齢化に伴う認知症、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）といった健康課題を予防するために、保健事業、健康づくりに取り組みます。

（健康福祉部保健医療課）

- ④ 市町村と協同して妊産婦の健康教育、保健指導及び健康診査、各種乳幼児健康診査の充実を図るとともに、新生児に対する先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施して疾病等の早期発見に努めます。

また、妊娠・出産・育児において、不安や孤立感等を持つ対象者の早期把握・継続的支援を行うため、市町村における妊娠届出書等を活用した妊娠期の支援や、子どもの成長発達の段階に応じたきめ細かい健康診査・育児相談の充実を図り、子育て世代包括支援センター等地域に密着した支援体制の強化を推進します。

（健康福祉部子ども・女性局子育て支援課）

- ⑤ 県では「第3次岐阜県食育推進基本計画－未来へつなぐ清流の国ぎふの食育（平成29年3月策定）」に基づき、次世代を担う子供と食生活の課題が多い青年期を重点世代として取組むとともに、障がい者が生涯を通じて健康で元気に暮らせるように低栄養予防を目的としたフレイル対策として食育を推進します。

（健康福祉部保健医療課）

- ⑥ 岐阜県方式の児童生徒の集団心電図検査や心臓・腎臓疾患の学校生活管理指導票を活用した健康診断を実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。

（教育委員会体育健康課）

- ⑦ 心の健康づくりに関する知識の普及、啓発を図るとともに、保健所、精神保健福祉センター等関係機関の連携による相談支援体制の充実・強化を図ります。また、第3期岐阜県自殺総合対策行動計画（平成30年10月策定）に基づき、うつ病対策や相談体制の充実など、自殺予防に向けた取組みを進めます。

（健康福祉部保健医療課）

- ⑧ 壮年期からの生活習慣病予防意識の向上を図るため、市町村や医療保険者と連携し、特定健診・特定保健指導の効果的な実施や各種がん検診等の保健事業の充実に努めます。

また、市町村や保険者等と連携し、健診や医療費等のヘルスデータを活用して健康実態を把握し、効果的な健康施策の展開を進めます。

（健康福祉部保健医療課）

- ⑨ アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する正しい理解を促すために普及啓発活動の実施などに努めるとともに、依存症相談拠点における専門相談や、専門的な医療の提供体制の充実を図り、依存症の早期発見・早期治療に努めます。

（健康福祉部保健医療課）

- ⑩ 胃がん検診の受診の動機づけとして、50、54、58、62歳の受診者の自己負担金相当額の補助により受診率の向上に努めます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑪ 3歳児眼科検診のあり方について、検査機器（ビジョンスクリーナー）を用いた方法について、市町村での実施に向けて体制を整備します。

(健康福祉部子ども・女性局子育て支援課)

【治療体制の充実】

- ⑫ 総合医療センターをはじめとする三次周産期医療機関において、ハイリスク妊産婦や新生児を受け入れる体制を維持し、高度医療の提供に努めます。また、周産期医療協議会を通じて、関係機関等との連携を図りながら各圏域における出産前後の医療体制を確立させ、県における出産前後の医療ネットワークの整備を進めます。

(健康福祉部医療整備課)

- ⑬ 周産期医療に携わる医師・看護職員等を対象に専門的な知識・技術を習得するための研修等を行い、従事者の資質の向上に努めます。

(健康福祉部医療整備課)

- ⑭ 医療機関の選択に資するため、インターネット等による医療機関の医療機能に関する情報の提供を促進します。

(健康福祉部医療整備課)

- ⑮ 周産期医療関係者による岐阜県周産期医療協議会を開催し、緊急時に最適な医療機関へ妊婦等を搬送し、迅速に医療が提供できるよう、「妊婦救急搬送マニュアル」の改訂を行うとともに、三次周産期医療機関において24時間体制の電話連絡システムによる妊婦等の受入体制を維持するための支援を行います。

(健康福祉部医療整備課)

- ⑯ 引き続き、一次周産期医療機関の医師への研修等の受講勧奨に取り組みます。

(健康福祉部医療整備課)

2 障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実

(1) 保健・医療体制の充実



現状と課題

- 障がい者は、身体に何らかの疾病を抱えている人も多く、障がい者の多くが自身の健康や体力に不安を抱いており、医療的ケアを必要としています。
- 障がい児者は、口腔の管理や治療が困難な場合が多く、個々の障がいに応じた日常的口腔ケア等の対応や、歯科診療には多くの医療スタッフや長時間の診療を要することもあり、専門的な人材育成を推進することが必要です。
- 精神障がい者の在宅生活を支援するため、地域で適切な精神医療が受けられる体制を整備するとともに、保健所や精神保健福祉センター等において様々な精神保健相談や訪問指導など、地域における精神保健対策の充実を図っていくことが重要です。
- 交通事故や脳血管疾患等による脳損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい等の後遺症を呈する高次脳機能障がいなど新たな障がいへの対応が求められています。

今後の取組み

【医療体制の充実】

- ① 歯科疾患の予防や口腔機能向上を推進するため、人材育成等の歯科保健医療事業の充実を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

【精神障がい者に対する保健、医療の充実】

- ② 保健所、精神保健福祉センター等において、多様化する精神疾患の早期発見と早期治療のための相談体制の充実を図り普及啓発を行います。また、自殺予防対策の一環として、市町村と連携を図りながら、ゲートキーパーの養成を行い、地域において自身や周囲の人の心の健康に関心を持てる人材を育成します。

(健康福祉部保健医療課)

- ③ 精神障がい者の人権に配慮した医療を推進するため、精神医療審査会において入院の必要性や入院患者の処遇について審議を行います。

(健康福祉部保健医療課)

- ④ 入院患者の処遇改善など、精神障がい者に対する適切な医療の確保を図るため、医療機関に対し、実地指導等を通じて助言・指導を行います。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑤ 地域で生活する精神障がい者の適正な医療の確保を24時間体制で支援するため、輪番制による精神科救急医療システムにより、精神疾患の急変、急発により速やかに医療を必要とする者に対し、迅速かつ適切な医療を行います。

(健康福祉部保健医療課)

【高次脳機能障がいへの対応】

- ⑥ 広く高次脳機能障がいに対する理解を深めるため、普及啓発活動の実施に努めます。

【共生社会条例関連（再掲）】(健康福祉部保健医療課)

- ⑦ 高次脳機能障がい者への専門相談を行う支援拠点機関や圏域コーディネーターを設置することで、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、医療や福祉、就労など包括的な指導、助言等の相談支援体制の推進を図ります。

【専門性の高い相談支援関連（再掲）】(健康福祉部保健医療課)

(2) 療育体制の充実



現状と課題

- 各市町村において、障がいを早期に発見し、成長段階や個々の特性に合わせた適切な支援を行うため、療育機関、保健センター、医療機関、保育所、学校等と連携し、早期に療育（発達支援）を提供する体制の確保に取り組んでいますが、障がい児本人の状況やニーズにきめ細かく応える体制の整備が求められています。

- 療育（発達支援）を行う県内の障害児通所支援事業所数は増加傾向にあり、平成26年から5年間で児童発達支援事業所は1.75倍、放課後等デイサービス事業所は3.49倍に増加しました。障がい児が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、サービスの質の向上に向けた職員の専門性確保や支援者間のネットワーク構築を図る必要があります。

今後の取組み

【県立希望が丘こども医療福祉センターにおける療育支援】

- ① 県立希望が丘こども医療福祉センターにおいて、重度障がい児・肢体不自由児の受入れ、リハビリ、レスパイトのための短期入所、発達障がい児の診療など、障がい児とその家族に対する支援・療育を総合的に行います。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

【地域療育体制の構築】

- ② 県立希望が丘こども医療福祉センターの医師やリハビリスタッフ等の専門チームを地域に派遣し、地域の療育支援体制の強化を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 療育支援に携わる障害児通所支援事業所職員等に対し、研修を実施し、職員の専門性向上を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ④ 県発達障害者支援センター及び圏域発達障がい支援センターにおいて発達障がい児者やその家族からの相談に応じるとともに、市町村、保育所、学校、障害福祉サービス事業所等に対し、研修、連絡調整、助言等を行い、地域の支援体制の強化を図ります。
【発達障がい児者支援関連（再掲）】(健康福祉部障害福祉課)
- ⑤ 障がいのある児も地域で保育を受けられるよう、市町村に働きかけるなど障がい児を受け入れる保育所、認定こども園の増加を促進します。
(健康福祉部子ども・女性局子育て支援課)
- ⑥ 障がい児保育に携わる保育士等を対象に専門的な知識・技術を習得するための研修等を行い、従事者の資質の向上に努めます。
(健康福祉部子ども・女性局子育て支援課)
- ⑦ 岐阜県保育士・保育所支援センターに障がい児保育に関する相談員を配置し、保育所、認定こども園等における障がい児保育に関する助言・指導を行います。
(健康福祉部子ども・女性局子育て支援課)

(3) 強度行動障がい支援体制の充実**現状と課題**

- 自傷、他害行為などの行動が頻回に出現する強度行動障がいのある方は、県が平成26年度に実施した調査によると、県内に約480人、うち約80人が在宅で生活を送っています。
- 県では平成26年度の調査結果を受け、強度行動障がいのある方の支援のため、中濃圏域をモデル地域として指定し、緊急時の医療的処置等を行う医療拠点及び退院後の短期入所などの障害福祉サービスについてコーディネート業務等を行う福祉拠点を整備しています。

- 医療拠点、福祉拠点への支援ニーズが中濃圏域に止まらず、他圏域からも寄せられている現状から、全県的に強度行動障がいのある方の支援ニーズが高いと考えられます。
- 一方、市町村から、強度行動障がいのある方の行動障がいが増えた時や、強度行動障がいのある方の家族が病気になった時などの緊急時に利用できる短期入所の確保に苦慮しているとの意見が寄せられています。
- 相談支援や短期入所の確保など支援体制が未だ十分とは言えないことから、支援者などの人材育成や基幹相談支援センター等の支援拠点の整備、医療機関を含めた関係機関のネットワーク構築などの体制整備に向けた取組みが必要です。

今後の取組み

【強度行動障がい支援体制の充実】

- ① 強度行動障がいのある方についての調査を平成26年度に実施しましたが、更なるニーズを把握し、適切な施策を策定するため、実態把握調査を実施します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 中濃圏域に設置している緊急時の対応等を行う医療拠点及び福祉支援拠点の他圏域への設置に努めます。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 在宅で生活している強度行動障がいのある方の家族が身近な地域で相談できるよう市町村の協議会と連携し、基幹相談支援センター等の相談支援体制の整備や関係機関のネットワーク構築を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ④ 緊急時の短期入所に対応するため、市町村が整備している地域生活支援拠点と連携し、空床の確保に努めます。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑤ 医療従事者向けに強度行動障がい研修を実施するほか、福祉従事者向けに医科的観点からの研修を実施するなど医療と福祉の連携を推進します。
(健康福祉部障害福祉課)

【強度行動障がいの構造化の取組みへの支援】

- ⑥ 令和4年度、社会福祉法人岐阜県福祉事業団が障害者支援施設「ひまわりの丘」を改築する時に合わせて、強度行動障がいのある方の生活環境などを整え、有効な支援方法とされる「構造化」の取組みを計画しています。同事業団が「構造化」に取り組む職員を養成するため、先進施設である独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」へ職員を研修派遣していますが、県ではその人材養成を支援します。
(健康福祉部障害福祉課)

【強度行動障がい支援者の養成】

- ⑦ 強度行動障がいのある方に適切な支援を行う人材を養成するため、強度行動障がい支援者養成研修を実施します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑧ サービスの質の向上が求められているため、強度行動障がい支援者養成研修修了者を対象として、より実践的な演習等を行うフォローアップ研修を実施します。
(健康福祉部障害福祉課)

(4) 重度障がい・医療的ケア児者支援の充実**現状と課題**

- 周産期をはじめとする医療の進歩や支援体制が充実する一方で、医療的ケアが必要な障がい児が年々増加し、また、医療的ケアが必要な障がい児の寿命も延びています。
- 医療的ケアが必要な在宅の障がい児者が利用できる短期入所等の障害福祉サービス事業所や在宅医療を提供する医療機関、支援に携わる人材の確保など、在宅支援体制の充実が必要です。
- 保護者の高齢化などもあり、在宅で生活する医療的ケアが必要な障がい児の入所ニーズも増加しています。

今後の取組み**【医療的ケアが必要な障がい児者在宅支援体制の充実】**

- ① 医療的ケアが必要な障がい児者を介護する家族を支援するため、重症心身障がい在宅支援センターみらいにおいて相談対応や家族間ネットワークづくりを行うほか、保護者のレスパイトに役立つ医療型短期入所事業所の増加を図ります。
(健康福祉部医療福祉連携推進課)
- ② 岐阜大学大学院医学系研究科内に設置した小児在宅医療教育支援センターの運営、医師・看護師・セラピストなど医療従事者向けの実務的・専門的な研修、医療・福祉等の支援を総合的に調整できるコーディネーターの養成及び喀痰吸引等研修費用の負担軽減等により、医療的ケアが必要な障がい児者を支援する医療・福祉人材の育成・確保を図ります。
(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- ③ 医療的ケアが必要な障がい児者の在宅生活を支える医療・保健・障がい福祉・保育・教育等の関係者による多職種連携の推進に向け、顔の見える関係づくりを目的とした研究会の開催や協議の場を設置することで、医療的ケアが必要な障がい児者支援体制の充実を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- ④ 在宅の医療的ケアが必要な障がい児者やその家族に対し、運動機能等の低下防止と情緒の安定、家庭における介護者のリフレッシュを図る「重症心身障がい児(者)いきがい創出支援事業」を実施し、地域社会の中で豊かな生活を送ることができるよう支援します。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- ⑤ 医師や歯科医師、看護師等を対象とした各種人材育成事業や小児在宅医療に関する研究会等により、医療的ケアが必要な障がい児者に対する訪問診療・訪問歯科診療・訪問看護ができる医療機関等の確保を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

【入所施設の整備・運営】

- ⑥ 県立希望が丘こども医療福祉センターにおいて、医療的ケアが必要な障がい児の受入れやレスパイトのための短期入所などを行い、障がい児とその家族に対する支援機能の充実を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- ⑦ 県立希望が丘こども医療福祉センター、岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやか、国立病院機構長良医療センターとの連携・役割分担により、医療的ケアが必要な障がい児者の入所需要に対応するとともに、今後18歳以上の医療的ケアが必要な障がい者の入所需要の増加が見込まれることから、療養介護施設の整備に向けた検討を進めます。

(健康福祉部医療整備課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
超重症児(者)・準超重症児(者)の医療型短期入所月平均利用日数	290日 (R元)	369日	
超重症児(者)・準超重症児(者)の受入れが可能な医療型短期入所事業所数(累計)	19箇所 (R元)	21箇所	
医療的ケア児等の支援に関する協議の場の設置数(累計)	30箇所 (R元)	48箇所	

医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(累計)	17人 (R元)	60人	
障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科健診の実施率	77.1% (H28)	90%	
障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科保健指導の実施率	65.7% (H28)	73%	

(5) 難病患者支援の充実



現状と課題

- 難病患者及びその家族（以下「難病患者等」という。）が住み慣れた地域において安心して生きがいを持って暮らすことができるよう、療養環境の整備に引き続き取り組むことが必要です。

今後の取組み

【良質かつ適切な医療の確保】

- ① 難病患者等の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分に対する助成に引き続き取り組みます。
(健康福祉部保健医療課)
- ② 難病患者に対し適時・適切な医療を提供するため、難病診療連携拠点病院・難病医療協力病院や関係団体等が相互に連携協力し、難病患者支援に係る相談窓口の整備や医療従事者等への研修等を行う難病医療ネットワーク事業に引き続き取り組みます。
(健康福祉部保健医療課)

【療養生活の質の維持向上】

- ③ 地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援や地域交流活動の推進、就労支援などを行う「難病生きがいサポートセンター」の機能の充実を図ります。
【専門性の高い相談支援関連（再掲）】(健康福祉部保健医療課)
- ④ 地域の実情に応じた支援体制の充実を図るため、保健所ごとに設置した難病対策地域協議会が中心となって市町村など関係機関の連携強化や情報共有に取り組めます。
(健康福祉部保健医療課)
- ⑤ 医療依存度の高い難病患者等が安心して在宅での療養生活を送れるようにするため、在宅人工呼吸器使用者支援事業や在宅難病患者一時入院事業に引き続き取り組みます。
(健康福祉部保健医療課)

- ⑥ 災害時における避難行動要支援者の避難支援体制の強化を図るため、市町村に対し難病患者等に係る情報の提供など必要な支援を行います。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑦ 公共施設の入場料等の減免について、県有施設以外の施設でも難病患者等を減免対象に加えていただけるよう、市町村に働きかけます。

(健康福祉部保健医療課)

(6) 難聴児支援の充実



現状と課題

- 耳のきこえは、乳幼児のことばの獲得、発達に欠かせないものであり、子どもの健やかな成長、ひいては将来の社会参加のためにも大切なものです。
- このため、本県では、難聴を早期に発見するため、新生児への聴覚スクリーニング検査の実施体制を整備しているところですが、この検査の結果を踏まえて療育又は教育に繋ぐ体制は必ずしも十分なものではありません。
- 難聴の子どもが、生まれ育つ地域において、できるだけ不自由なく暮らしていけるよう、新生児の段階から途切れなく支援できる体制を築く必要があります。
- また、聴覚障がいのある児童生徒が、学校生活において必要とする支援を適切に受けられることができるための体制の充実が必要です。

今後の取組み

【難聴児支援の体制づくり】

- ① 難聴児支援に係る保健・医療・福祉・教育の各分野の関係機関の連携の下、新生児から学齢期まで一貫して支援の繋ぎを行うセンター的機能を整備します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② センター的機能の整備により、難聴判明後の保護者に寄り添った相談対応を行うことで早期療育に繋げるとともに、難聴児専門の療育機関から離れた地域に住んでいても、できるだけ身近にて適切な療育が受けられるような体制づくりを推進します。
(健康福祉部障害福祉課)

【聴覚障がいのある児童生徒等の支援】

- ③ 飛騨地域及び東濃地域において、聴覚障がい支援の専任教員や専門性の高い教員を配

置し、聴覚障がいのある児童生徒の保護者等を対象とした相談会、近隣の小・中学校等への指導助言等を行います。また、飛騨地域においては幼児教室を実施します。

【障がいのある児童生徒への対応関連（再掲）】（教育委員会特別支援教育課）

- ④ 県立学校で学ぶ聴覚障がいに関わる合理的配慮を必要とする児童生徒に対し、コミュニケーション力の伸長や学習内容の習得を目的として、音声認識ソフトを活用した学習支援を行います。

【情報環境整備関連（再掲）】（教育委員会特別支援教育課）

3 リハビリテーション体制の整備

(1) 地域リハビリテーションの充実



現状と課題

- 障がいの早期発見、重度化、重複化及び高齢化の進展、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーションに対する需要も増大しており、質的にも高度化、多様化しています。
- 県では、障がいのある方の自立と社会復帰に向けた総合的なリハビリテーションサービスの提供を行う体制づくりが遅れており、急性期から回復期、維持期までの一貫した総合的なリハビリテーションサービスの提供が求められています。
- 精神疾患の再発防止と円滑な社会復帰を図るため、精神障がい者に対するリハビリテーション医学の普及・充実が求められています。
- 安らぎや癒しなど園芸の持つ効果を医療や福祉等に活かす「園芸福祉」を推進するため、ボランティアとして園芸福祉活動を実践できる「園芸福祉サポーター」の平均年齢の上昇等による活動人数の減少及び、新規サポーターの獲得が課題となっています。

今後の取組み

- ① 人材養成施設との連携を図り、関係団体と協力して人材の確保に取り組むとともに、人材養成施設や関係団体との連携を密にし、優秀な人材が確保できるよう研修等を通じて能力の向上を促進します。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)
- ② 精神障がいのある方のリハビリテーションについては、急性期のみならず、回復期、維持期のリハビリテーションも重要であることから、慢性疾患においては、回復過程に応じて療養場所を移して必要なリハビリテーションなどのサービスを受けるなど、医療機関相互の連携や福祉関係機関との連携により、地域における切れ目のない支援を受けられる体制づくりに努めます。

(健康福祉部保健医療課)
- ③ 「園芸福祉サポーター」の人材確保や活動促進のため、福祉系大学と連携し、学生向けの園芸福祉サポーター養成講座の開催を実施します。

(農政部農産園芸課)

数値目標

項 目	基準値 (時点)	R5 末目標	備 考
園芸福祉サポーター認定数	343 人 (R元)	450 人	

第5章 国の基本指針に即して定める「第6期障害福祉計画」

1 計画の策定にあたって

(1) 計画の性格及び位置付け

障害福祉計画は、障害者総合支援法第89条に基づき、国の定める「基本指針」(※)に即し、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

本県の障害福祉計画は、これまで、第1期計画(平成18～20年度)、第2期計画(平成21～23年度)、第3期計画(平成24～26年度)、第4期計画(平成27年～29年度)及び第5期計画(平成30～令和2年度)を策定しており、このうち第4期計画以降は、障害者基本法に基づく障害者計画と統合し、「岐阜県障がい者総合支援プラン」の中に位置付けて策定しております。

第6期計画(令和3～5年度)においても、引き続き、同プランの中に位置付けて策定します(第5章、第7章)。

※ 国の定める「基本指針」

根拠規定：障害者総合支援法第87条(基本指針)

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号) → 内容については、168～170ページに掲載

(2) 第6期計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

(3) 障害保健福祉圏域の設定

障害者総合支援法では、障がい者に身近な行政主体である市町村が、当事者のニーズを的確に把握したうえで障がい者の支援に取り組んでいくことを基本としていますが、専門的な支援については、広域的な取組みも必要です。

このため、指定障害福祉サービス等の見込量等については、5つの障害保健福祉圏域ごとに定めることとします。

(障害保健福祉圏域)

圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃圏域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

(4) 計画の推進体制

障害福祉計画における目標等について、年に1回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講じます。

①岐阜県障がい者総合支援懇話会等との協働

障害福祉計画を推進するためには、行政だけではなく、障がい者支援に関連するすべての者が連携し、積極的・主体的に取り組む必要があります。

このため、「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴き、実践活動面で障害福祉計画の推進に資するよう関係者間の協働を図ります。

②岐阜県障害者施策推進協議会への協議

障害福祉計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進捗管理と評価を行います。

また、障害福祉計画を見直す場合は、県民に広く意見募集するとともに岐阜県障害者施策推進協議会において、その内容を協議します。

(5) 障害福祉サービス等の見込量の算出

第6期障害福祉計画の目標年度である令和5年度における障害福祉サービス等の見込量は、市町村の報告数値を基礎として、第5期障害福祉計画の実績を踏まえ、算出しました。

①市町村との調整

市町村は障害福祉サービス等の見込量や目標数値等について、これまでの実績を踏まえ、各種調査や有識者会議等を実施したうえで計画数値を見込んでいます。

県においては市町村ごとの障害福祉サービス等の見込量を合計したうえで、サービスの種類ごとに精査・調整を行い、サービスの見込量を定めました。

2 数値（成果）目標

（1）令和5年度の数値（成果）目標の設定

国の基本指針では、①福祉施設の入所者の地域生活への移行、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援拠点等が有する機能の充実、④福祉施設から一般就労への移行等、⑤相談支援体制の充実・強化等、⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、令和5年度の数値（成果）目標を設定することとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和5年度の数値目標を次のとおり設定します。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 数値目標の設定

【国の基本指針】

- ・令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から、1.6%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。



【県の数値目標】

- ・令和5年度末の施設入所者数は、令和元年度末時点を基準に現状維持とします。
- ・令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者の3.5%（78人）以上が地域生活へ移行することを目指します。

【数値目標の積算】

項 目	数 値	備 考
① 令和元年度末の施設 入所者数	2,227 人	令和元年度末現在の施設入所者の県内市町村合計
② 令和5年度末の施設 入所者数	2,227 人	令和5年度末現在の施設入所者の県内市町村合計
③ 【目標値】 施設入所者数の減少 見込み (②-①) (割合 ③÷①)	0 人 (△0%)	令和元年度末現在の施設入所者の令和5年度末までの減少 見込み数
④ 【目標値】 地域生活移行者数 (割合 ④÷①)	78 人 (3.5%)	令和元年度末の施設入所者のうち、令和5年度末までにグ ループホーム、一般住宅等へ地域移行する者の数
(参考) 【第5期計画実績】 地域生活移行者数 (割合)	46(2.0%)	平成28年度末時点の施設入所者のうち、令和元年度末ま でにグループホーム、一般住宅等へ地域移行した者の数

イ 数値目標設定の考え方

- 施設入所者数は、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況や県内の向こう3年間の入所施設の待機者が相当数(約200人)ある状況を踏まえるとともに、障がい者の将来ニーズを見据え、セーフティネットの役割の重要性に鑑み、令和5年度末の施設入所者数の現状維持を目標値とします。
- 施設入所者の地域生活移行は、地域生活を望む入所者の希望を実現するため、また、緊急度の高く真に入所が必要な待機者が入所できるよう可能な限り推進していきます。しかしながら、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況等を踏まえ、入所者のうち、65歳以下かつ、障がい程度の中・軽度の方(※)である78人(3.5%)を、令和5年度末までに地域生活へ移行することを目標値とします。
(※障害支援区分4以下かつ、身体障害者手帳3級以下又は療育手帳B1以下の方)

ウ 指定障害者支援施設の必要定員総数の設定

- 国の基本指針では、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定めることとされているため、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、次のとおり設定します。

【指定障害者支援施設の必要定員総数】

区 分	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
障害者支援施設定員数	2,339 人				

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 数値目標の設定

【国の基本指針】

- ・令和5年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本に設定する。
- ・令和5年度時点の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を国が提示する推計式を用いて設定。
- ・令和5年度における入院後3ヶ月時点の退院率を、69.0%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- ・令和5年度における入院後6ヶ月時点の退院率を、86.0%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- ・令和5年度における入院後1年時点の退院率を、92.0%以上を基本として地域の実情に応じて設定。



【県の数値目標】

- ・令和5年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均が316日以上になることを目指します。
- ・令和5年度時点の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を国が提示する推計式を用いて設定します。
- ・令和5年度における入院後3ヶ月時点の退院率を、69.0%以上として設定します。
- ・令和5年度における入院後6ヶ月時点の退院率を、86.0%以上として設定します。
- ・令和5年度における入院後1年時点の退院率を、92.0%以上として設定します。

【数値目標の積算】

項 目	令和元年度実績	R5 年度目標
①【目標値】 退院後1年以内の地域における生活日数の平均	310日(*)	316日以上

*平成28年3月の精神病床からの退院者（入院後1年以内に限る）退院後1年以内の地域における平均生活日数

項 目	令和元年度実績	R5 年度目標
②【目標値】 65歳以上の1年以上長期入院患者数	1,198人	959人

項 目	令和元年度実績	R5 年度目標
③【目標値】 65歳未満の1年以上長期入院患者数	938人	803人

項 目	平成29年度実績	R5 年度目標
④【目標値】 入院後3ヶ月時点の退院率	68.8%	69.0%

項 目	平成29年度実績	R5 年度目標
⑤【目標値】 入院後6ヶ月時点の退院率	83.7%	86.0%

項 目	平成29年度実績	R5 年度目標
⑥【目標値】 入院後1年時点の退院率	89.6%	92.0%

イ 数値目標設定の考え方

- 国の基本指針においては、「退院後1年以内の地域における生活日数の平均」の目標値は316日以上とすることが基本とされています。これを踏まえ、本県においても、316日以上を目標とします。
- 国が提示する推計式を用いて「65歳以上の1年以上長期入院患者数」「65歳未満の1年以上長期入院患者数」を算出し、それぞれ、959人、803人を目標とします。
- 国の基本指針においては、「入院後3ヶ月時点の退院率」「入院後6ヶ月時点の退院率」「入院後1年時点の退院率」の目標値は、それぞれ69.0%以上、86.0%以上、92.0%以上とすることが基本とされております。これを踏まえ、本県においても、それぞれ69.0%以上、86.0%以上、92.0%以上を目標とします。

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

ア 数値目標の設定

【国の基本指針】

- ・令和5年度末までに各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。



【県の数値目標】

- ・令和5年度末までに各圏域に1つ以上が整備されることを目指します。
- ・整備された地域生活支援拠点等において、年1回以上運用状況の検証及び検討が実施されることを目指します。

【数値目標の積算】

項 目	令和元年度実績	令和5年度目標
【目標値】 地域生活支援拠点等が整備された圏域数	2 圏域	各圏域に1つ以上
【目標値】 年1回以上の運用状況の検証及び検討が実施された圏域数	－圏域	整備された各圏域において1回以上

イ 数値目標設定の考え方

- 地域生活支援拠点等とは、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に対応するため、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の項目の機能を満たす拠点又は複数の事業所・機関による面的な体制です。
- 国の基本指針においては、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討を実施することとされています。本県においては、各圏域に1つ以上整備されるとともに、整備された地域生活支援拠点等において、年1回以上運用状況の検証及び検討が実施されることを目標とします。

④福祉施設から一般就労への移行等

ア 数値目標の設定

【国の基本指針】

- ・令和5年度における就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労移行者数を令和元年度移行実績の 1.27 倍以上 とすることを基本とする。
- ・令和5年度における就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数を令和元年度移行実績の 1.30 倍以上 とすることを基本とする。
- ・令和5年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数を令和元年度移行実績の 1.26 倍以上 とすることを基本とする。
- ・令和5年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数を令和元年度移行実績の 1.23 倍以上 とすることを基本とする。
- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数のうち、7割 が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・令和5年度において、就労定着支援事業所のうち就労定着率が 8割以上 の事業所が 全体の7割以上 となることを基本とする。



【県の数値目標】

- ・令和5年度における就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労移行者数を令和元年度移行実績の 1.27 倍以上 とすることを目指します。
- ・令和5年度における就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数を令和元年度移行実績の 1.30 倍以上 とすることを目指します。
- ・令和5年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数を令和元年度移行実績の 1.26 倍以上 とすることを目指します。
- ・令和5年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数を令和元年度移行実績の 1.23 倍以上 とすることを目指します。
- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数のうち、7割 が就労定着支援事業を利用することを目指します。
- ・令和5年度において、就労定着支援事業所のうち就労定着率が 8割以上 の事業所が 全体の7割以上 となることを目指します。

【数値目標の積算】

項 目	数 値	備 考
① 令和元年度の一般就 労移行者数	230 人	令和元年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
② 【目標値】 令和5年度の一般就 労移行者数 (増加率 ②÷①)	293 人 (1.27 倍)	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数

項 目	数 値	備 考
③ 令和元年度の就労移 行支援事業の移行者 数	108 人	令和元年度において就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数
④ 【目標値】 令和5年度の就労移 行支援事業の移行者 数 (増加率 ④÷③)	141 人 (1.3 倍)	令和5年度において就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数

項 目	数 値	備 考
⑤ 令和元年度の就労継 続支援A型事業の移 行者数	86 人	令和元年度において就労継続支援A型事業を通じて一般就労した者の数
⑥ 【目標値】 令和5年度の就労継 続支援A型事業の移 行者数 (増加率 ⑥÷⑤)	109 人 (1.26 倍)	令和5年度において就労継続支援A型事業を通じて一般就労した者の数

項 目	数 値	備 考
⑦ 令和元年度の就労継 続支援B型事業の移 行者数	32 人	令和元年度において就労継続支援B型事業を通じて一般就労した者の数
⑧ 【目標値】 令和5年度の就労継 続支援B型事業の移 行者数 (増加率 ⑧÷⑦)	40 人 (1.23 倍)	令和5年度において就労継続支援B型事業を通じて一般就労した者の数

項 目	数 値	備 考
⑨ 【目標値】 令和5年度の就労定 着支援事業の利用割 合	7 割以上	令和5年度における就労移行支援事業所等を通じて一般就労した者のうち就労定着支援事業を利用した者の割合

項 目	数 値	備 考
⑩【目標値】 令和5年度の就労定着率8割以上の事業所の割合	7割以上	令和5年度における就労定着支援事業による就労定着率が8割以上の事業所の割合

イ 数値目標設定の考え方

- 令和5年度における福祉施設から一般就労する者の数については、国の基本指針において、令和元年度実績の1.27倍以上とすることが基本とされています。これを踏まえ、本県においても、令和5年度における福祉施設から一般就労する者の数を令和元年度実績の1.27倍以上（293人以上）とすることを目標とします。
- このうち、就労移行支援事業を通じた一般就労については、一般就労への移行において重要な役割を担うものであることから、国の基本指針を踏まえ、令和5年度の一般就労者数を令和元年度実績の1.30倍以上（141人以上）とすることを目指します。
- また、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、国の基本指針を踏まえ、令和5年度の一般就労者数を令和元年度実績の1.26倍以上（109人以上）、1.23倍以上（40人以上）とすることを目指します。
- 加えて、一般就労に至った後の定着も重要であることから、国の基本指針を踏まえ、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労者数のうち7割が就労定着支援事業を利用すること及び就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上とすることを目指します。

⑤相談支援体制の充実・強化等

ア 数値目標の設定

【国の基本指針】

- ・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的、専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。



【県の数値目標】

- ・令和5年度末までに、各市町村に基幹相談支援センターが設置されることを目指します。

【数値目標の積算】

項 目	令和元年度実績	令和5年度目標
【目標値】 基幹相談支援センターの設置市町村数	29 市町村	42 市町村

イ 数値目標設定の考え方

- 国の基本指針においては、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的、専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とすることとされています。この体制は、基幹相談支援センターの設置により確保されることとなることから、本県においては、各市町村に同センターが設置されることを目標とします。

⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

ア 数値目標の設定

【国の基本指針】

- ・都道府県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及び共有回数の見込みを設定する。



【県の数値目標】

- ・指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に指導監査を実施した場合に、その結果を関係自治体と共有します。

【数値目標の積算】

項 目	令和元年度実績	令和5年度目標
【目標値】 指導監査を実施した際における関係自治体との結果の共有の回数	—	1回

イ 数値目標設定の考え方

- 適切な障害福祉サービスの提供に重点を置いた実地指導を行うことにより事業者の法令順守の認識を促すことや、不正受給等による指定取消事案等を無くすことは、障害福祉サービスの質の向上に直接影響します。

そのため、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する年間の指導監査結果について関係市町村と情報共有する機会を設けることにより、障害福祉サービスの一層の質の向上を図っていきます。

(2) 令和5年度の活動指標の設定

国の基本指針では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を達成するため、令和5年度の活動指標を見込むことが適当であるとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和5年度の活動指標を次のとおり設定します。

【福祉施設から一般就労への移行等 活動指標】

事 項	令和元年度実績	令和5年度見込
(1) 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数	230人	293人
(2) 障がい者に対する職業訓練の受講者数	13人	40人
(3) 福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	455人	460人
(4) 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	127人	130人
(5) 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数	175人	160人

【発達障がい者等に対する支援 活動指標】

事 項	令和元年度実績	令和5年度見込
(1) 発達障害者支援地域協議会の開催回数	2回	2回
(2) 発達障害者支援センターによる相談支援件数	3,043件	3,050件
(3) 発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	9件	10件
(4) 発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	1,214件	1,250件
(5) 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	243件	250件
(6) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	85人	194人
(7) ペアレントメンターの人数	27人	32人
(8) ピアサポートの活動への参加人数	360人	449人

【「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築 活動指標】

事 項	令和元年度実績	令和5年度見込
(1) 精神障がい者の地域移行支援	4人	43人
(2) 精神障がい者の地域定着支援	4人	39人
(3) 精神障がい者の共同生活援助	263人	320人
(4) 精神障がい者の自立生活援助	3人	38人
(5) 精神病棟における退院患者の退院後の行き先	自宅 269人 施設 30人 医療機関 50人 他 26人	自宅 355人 施設 37人 医療機関 63人 他 30人

3 障害福祉サービス等の見込量と確保策等

(1) 指定障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保策等

国の基本指針では、都道府県障害福祉計画の作成に関する事項として、各年度の指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策及びその質の向上のために講ずる措置を区域ごとに定めることとされています。

本計画においては、令和2年度までの障害福祉サービスなどの実績（見込）を踏まえ、令和3年度～5年度のサービス見込量を定めるとともに、その確保及び質の向上に関する方策を定めました。

今後は、この方策に基づき、県と市町村が協働して、障害福祉サービス等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。また、整備にあたっては、サービス提供事業者に働きかけを行うとともに、サービスの質の向上につながる支援を行います。

なお、サービス見込量は、各市町村におけるサービス見込量を基に積算しています。

※個別の単位については、次のとおりです。

【時間分】 月間のサービス提供時間

【人日分】 「月間の利用人数」 × 「1人1月当たりの平均利用日数」 で算出されるサービス量

【人 分】 月間の利用人数

①訪問系サービス

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
居宅介護	居宅での入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたるサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有するため、常時介護を必要とする人への居宅での長時間にわたる介護や移動中の介護などの総合的なサービス
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行うサービス
行動援護	自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がいのある人又は統合失調症等の重度の精神に障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するためのサービス
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人のサービス利用計画に基づく、居宅介護等複数の包括的サービス

イ サービス見込量

項 目	単 位	第5期計画	第6期計画		
		令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
居宅介護	人分	1,846	1,940	2,001	2,064
	時間分	26,551	28,323	29,195	30,085
重度訪問介護	人分	49	64	68	73
	時間分	9,462	11,088	11,815	12,249
同行援護	人分	235	266	276	290
	時間分	3,413	4,076	4,203	4,389
行動援護	人分	105	131	145	163
	時間分	1,906	2,267	2,461	3,015
重度障害者等包括支援	人分	0	3	5	6
	時間分	0	224	251	281

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- 重度訪問介護、同行援護、行動援護など専門的な知識・技能を要する分野を中心に、居宅介護従事者の養成を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 在宅における医療的ケアが必要な障がい者の支援のため、重度訪問介護従業者研修や介護職員等によるたん吸引等の研修を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

②日中活動系サービス（生活介護）

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
生活介護	常時介護を要する障害支援区分3以上（50歳以上は障害支援区分2以上）の人を対象とし、主として昼間において、障害者支援施設等で入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス

イ サービス見込量

項 目	単 位	第5期計画	第6期計画		
		令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
生活介護	人分	4,888	5,012	5,101	5,189
	人日分	100,963	109,743	111,589	113,552

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

③日中活動系サービス（自立訓練）

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
自立訓練 (機能訓練)	病院や施設を退院・退所し、身体的リハビリテーションの継続が必要な身体に障がいのある人等を対象とし、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を行うサービス
自立訓練 (生活訓練)	病院や施設を退院・退所し、社会的リハビリテーションの実施が必要な人等を対象とし、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上を図るための訓練を行うサービス

イ サービス見込量

項 目	単 位	第5期計画	第6期計画		
		令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
自立訓練（機能訓練）	人分	8	15	17	20
	人日分	78	224	266	320
自立訓練（生活訓練）	人分	190	223	240	259
	人日分	2,827	3,534	3,770	4,076

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- 病院や施設を退院・退所した人など、対象となる者が限定されており、確保可能な事業所数が限られることから、市町村の協議会や圏域障害者自立支援推進会議等を通じて、サービスが不足する地域を把握するとともに、広域的な見地で事業所の確保に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

④日中活動系サービス（就労系サービス）

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
就労移行支援	就職を希望する人に、生産活動等の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス
就労継続支援 (A型)	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う、一般雇用に近い形態のサービス
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う、従来の福祉的就労（障害者授産施設）に近い形態のサービス
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、その就労先企業や関係機関等との連絡調整及び課題解決に向けた支援等を行うサービス

イ サービス見込量

項 目	単 位	第5期計画	第6期計画		
		令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
就労移行支援	人分	400	460	490	524
	人日分	6,322	7,614	8,138	8,808
就労継続支援（A型）	人分	2,561	2,684	2,797	2,916
	人日分	50,137	54,757	56,667	58,736
就労継続支援（B型）	人分	3,696	3,894	4,108	4,329
	人日分	67,315	73,564	77,304	81,062
就労定着支援	人分	138	170	227	265

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。

（健康福祉部障害福祉課）

- 就労移行支援事業については、標準的な利用期間の定めがあり、一定期間以上の継続的な利用が制限されています。このため、経営上、大人数の定員設定が難しいことから、既存の就労系サービス事業所に対して、多機能型による事業運営について提案します。

（健康福祉部障害福祉課）

- サービス提供の現場において支援プロセスの管理、支援に携わる従業者への指導・助言等を行うサービス管理責任者に対し、サービスを提供するうえでの必要な知識や理解を深めるための研修を実施し、支援の質の向上を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

⑤日中活動系サービス（療養介護）

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
療養介護	常時医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行うサービス

イ サービス見込量

項 目	単 位	第5期計画	第6期計画		
		令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
療養介護	人分	210	215	218	223

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 県立希望が丘こども医療福祉センター、岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやかと、国立病院機構長良医療センターとの連携・役割分担により、医療的ケアが必要な障がい児者の入所需要に対応するとともに、今後18歳以上の医療的ケアが必要な障がい者の入所需要の増加が見込まれることから、療養介護施設の整備に向けた検討を進めます。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- 障がい児者医療を支える医療人材を育成するため、医療的ケアが必要な障がい児者の医療や看護等に必要となる知識・技術に関する専門的な研修を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

⑥日中活動系サービス（短期入所）

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
福祉型短期入所	病気などで家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的な期間での障害者支援施設等への宿泊を伴う入所・介護のサービス
医療型短期入所	病気などで家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的な期間での医療機関への宿泊を伴う入所・介護のサービス

イ サービス見込量

項 目	単 位	第5期計画	第6期計画		
		令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
短期入所（福祉型）	人分	680	794	860	928
	人日分	4,150	4,965	5,321	5,669
短期入所（医療型）	人分	191	228	251	269
	人日分	852	1,065	1,155	1,226

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 日常的に医療的ケアを必要とする障がい児者（医療的ケア児等）の家族が、身近な地域で安心してレスパイトサービスが利用できるよう、医療・福祉人材の育成・確保や事業所への運営支援等を通じて、医療型短期入所事業を実施する医療機関の増加を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

（健康福祉部医療福祉連携推進課）

- 医療的ケアの実態に対応した短期入所の報酬単価の設定を必要に応じ国へ要望するとともに、引き続き受け入れ拡大につながる支援策を実施していきます。

（健康福祉部障害福祉課）

（健康福祉部医療福祉連携推進課）

⑦居住系サービス

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
施設入所支援	常時介護を要する障害支援区分4以上（50歳以上は障害支援区分3以上）の人に主として夜間において、障害者支援施設等で入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助、介護を行うサービス
自立生活援助	定期的に居宅を訪問し、家事や体調に変化がないか、必要な助言を行うとともに、利用者からの相談や要請があった際には、訪問等による対応を行うサービス

イ サービス見込量

項 目	単 位	第5期計画	第6期計画		
		令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
施設入所支援	人分	2,284	2,284	2,284	2,284
共同生活援助	人分	1,477	1,578	1,678	1,783
自立生活援助	人分	1	24	32	39

(注) 施設入所支援のサービス見込量は、目標値や県内の向こう3年間の待機者数を踏まえて算出したため、各圏域の合計とは異なる。

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 地域で暮らすための住まいの場として、グループホームの整備を国の補助制度を活用するなどして促進し、施設入所者や入院患者が地域生活に移行できるようにするとともに、同居している介護者の高齢化等も視野に入れた、在宅からの移行に対応する観点からも整備を推進します。また、障がいの程度の重い方や発達障がいの方の入居ニーズにも対応できるグループホームの整備を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 自宅あるいは施設からグループホームへの移行については、グループホームへの理解が未だ深まっていないことで進まないことも考えられることから、グループホームが、外部サービスを利用しながら自立した自分らしい生活を送ることが期待できる場であることがわかるような事例集を作成し、市町村と連携して啓発を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- グループホームの整備については、地域住民の理解が得られないこと等により滞るケースもあることから、グループホームの開設に係る手引書を作成し、整備に向けて必要となる準備等をあらかじめ示すことで、着実な整備を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 障がい者の地域生活を支えるために、居住支援機能と地域支援機能を持った地域生活支援拠点等が圏域ごとに整備されるよう、引き続き促進します。

そのために、相談支援特別アドバイザー、圏域サポーターを市町村等に派遣し、整備に向けた助言を行うとともに、各圏域の障害者自立支援推進会議において、地域の関係機関の調整を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- 既に整備されている地域生活支援拠点等については、年1回以上、整備後の拠点等が地域のニーズ・課題に応えられているかを検証し、改めて必要な機能の確保について検討するよう、整備主体である市町村に促します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 地域生活支援拠点等の整備・運用に係る関係者の情報交換の場を設け、各拠点等の運用状況、課題等についての様々な情報をお互いに交換することで、各拠点等の機能のさらなる充実、強化に繋げられるようにします。

(健康福祉部障害福祉課)

⑧相談支援

ア 提供サービスの概要

項目	備考
計画相談支援	支給決定前のサービス等利用計画案及び支給決定後の計画の作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行うサービス
地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を提供するサービス
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を提供するサービス

イ サービス見込量

項目	単位	第5期計画	第6期計画		
		令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	人分	3,743	3,905	4,030	4,151
地域移行支援	人分	7	23	33	42
地域定着支援	人分	5	25	31	38

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村において総合的な相談支援業務や権利擁護・地域移行等の施策を担う基幹相談支援センターの設置を促進します。

また、設置済みとなっている市町村に対しても、その機能の充実・強化が図られるよう、働きかけます。

(健康福祉部障害福祉課)

- 相談支援従事者研修において、意思決定支援への配慮、高齢障がい者への対応やサービス等利用計画の質の向上等を踏まえた質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 主任相談支援従事者養成研修の実施により、市町村と連携しながら、地域づくり、人材育成、困難事例への対応等、相談支援に関して地域の指導的な役割を担う人材となる主任相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

(2) 圏域ごとの障害福祉サービス等の見込量について

市町村障害福祉計画における障害福祉サービス等の見込量を圏域ごとに集計したものを次のとおり定めます。

なお、県では、市町村ごとの障害福祉サービス等の見込量を合計したうえで、サービスの種類ごとに精査・調整を行い、サービス見込量を定めていることから、ここでの県合計の数値は、(1)に示した県のサービス見込量とは一部異なっております。

① 岐阜圏域

○訪問系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
居宅介護	人分	836	867	896	927
	時間分	13,567	14,188	14,660	15,144
重度訪問介護	人分	22	27	29	32
	時間分	4,106	4,938	5,377	5,673
同行援護	人分	110	116	119	123
	時間分	2,240	2,435	2,523	2,612
行動援護	人分	40	46	55	66
	時間分	632	708	850	1,027
重度障害者等包括支援	人分	0	2	3	3
	時間分	0	204	216	216

○日中活動サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
生活介護	人分	1,747	1,790	1,830	1,869
	人日分	32,884	33,966	34,744	35,526
自立訓練（機能訓練）	人分	1	4	4	6
	人日分	21	71	71	100
自立訓練（生活訓練）	人分	77	90	96	104
	人日分	1,290	1,584	1,687	1,835
就労移行支援	人分	167	184	194	205
	人日分	2,601	2,833	3,022	3,209
就労継続支援（A型）	人分	1,167	1,201	1,236	1,274
	人日分	22,679	23,412	24,052	24,730
就労継続支援（B型）	人分	1,387	1,476	1,556	1,640
	人日分	24,228	26,011	27,465	29,024
就労定着支援	人分	61	75	87	101

療養介護	人分	76	78	79	81
短期入所（福祉型）	人分	230	251	272	299
	人日分	931	1,025	1,134	1,255
短期入所（医療型）	人分	108	123	137	150
	人日分	410	514	575	631

○居住系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
施設入所支援	人分	789	786	785	778
共同生活援助	人分	567	591	625	659
自立生活援助	人分	0	5	7	10

○相談支援		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	人分	1,435	1,523	1,576	1,632
地域移行支援	人分	2	7	9	12
地域定着支援	人分	0	7	7	9

② 西濃圏域

○訪問系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
居宅介護	人分	293	307	314	323
	時間分	4,604	5,191	5,308	5,407
重度訪問介護	人分	10	13	14	16
	時間分	2,184	2,688	2,946	3,084
同行援護	人分	31	42	43	48
	時間分	367	574	588	650
行動援護	人分	42	56	59	65
	時間分	933	1,159	1,189	1,553
重度障害者等包括支援	人分	0	1	1	2
	時間分	0	20	20	50

○日中活動系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
生活介護	人分	919	945	962	980
	人日分	24,736	30,988	31,540	32,041
自立訓練（機能訓練）	人分	0	3	3	4
	人日分	0	68	68	88
自立訓練（生活訓練）	人分	13	21	23	27
	人日分	209	469	501	555
就労移行支援	人分	69	81	88	96
	人日分	1,381	1,991	2,099	2,316
就労継続支援（A型）	人分	333	358	373	391
	人日分	7,935	10,444	10,689	11,076
就労継続支援（B型）	人分	662	674	711	752
	人日分	17,501	20,388	21,207	22,073
就労定着支援	人分	9	13	24	30
療養介護	人分	41	43	44	45
短期入所（福祉型）	人分	130	156	168	180
	人日分	1,104	1,554	1,599	1,643
短期入所（医療型）	人分	8	15	19	23
	人日分	23	58	71	86

○居住系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
施設入所支援	人分	330	329	324	317
共同生活援助	人分	264	279	295	314
自立生活援助	人分	0	7	9	13

○相談支援		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	人分	814	863	881	898
地域移行支援	人分	3	9	10	11
地域定着支援	人分	1	8	8	9

③ 中濃圏域

○訪問系サービス		第5期計画	第6期計画		
項 目	単 位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
居宅介護	人分	249	278	292	306
	時間分	2,896	3,169	3,279	3,412
重度訪問介護	人分	7	10	11	11
	時間分	43	151	161	161
同行援護	人分	32	35	38	41
	時間分	329	379	384	398
行動援護	人分	10	14	14	14
	時間分	154	174	176	179
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

○日中活動系サービス		第5期計画	第6期計画		
項 目	単 位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
生活介護	人分	983	1,015	1,037	1,050
	人日分	19,050	19,913	20,140	20,393
自立訓練（機能訓練）	人分	2	1	3	3
	人日分	12	20	62	62
自立訓練（生活訓練）	人分	39	43	47	50
	人日分	392	480	533	587
就労移行支援	人分	65	77	79	82
	人日分	629	764	791	841
就労継続支援（A型）	人分	537	588	633	680
	人日分	9,134	9,972	10,630	11,325
就労継続支援（B型）	人分	641	674	723	774
	人日分	9,479	10,185	10,832	11,514
就労定着支援	人分	20	26	41	48
療養介護	人分	38	38	39	40
短期入所（福祉型）	人分	185	209	222	234
	人日分	1,150	1,233	1,331	1,421
短期入所（医療型）	人分	61	69	69	68
	人日分	342	392	392	390

○居住系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
施設入所支援	人分	459	455	452	447
共同生活援助	人分	276	305	320	336
自立生活援助	人分	1	3	4	4

○相談支援		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	人分	561	557	592	623
地域移行支援	人分	2	4	7	10
地域定着支援	人分	4	8	11	14

④ 東濃圏域

○訪問系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
居宅介護	人分	239	246	255	262
	時間分	2,995	3,075	3,188	3,302
重度訪問介護	人分	8	9	9	9
	時間分	3,121	3,230	3,250	3,250
同行援護	人分	33	37	39	41
	時間分	318	338	353	369
行動援護	人分	7	8	9	9
	時間分	69	86	96	96
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

○日中活動系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
生活介護	人分	780	799	807	817
	人日分	15,320	15,746	15,991	16,257
自立訓練（機能訓練）	人分	0	1	1	1
	人日分	0	20	20	20
自立訓練（生活訓練）	人分	27	30	31	33
	人日分	494	511	529	564
就労移行支援	人分	61	73	84	94
	人日分	1,098	1,283	1,464	1,647
就労継続支援（A型）	人分	392	404	420	434
	人日分	7,749	8,094	8,418	8,684
就労継続支援（B型）	人分	670	725	762	791
	人日分	11,021	11,645	12,218	12,622
就労定着支援	人分	23	26	43	52
療養介護	人分	26	27	27	27
短期入所（福祉型）	人分	92	112	127	143
	人日分	651	713	788	876
短期入所（医療型）	人分	12	14	18	20
	人日分	65	73	86	88

○居住系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
施設入所支援	人分	449	452	451	450
共同生活援助	人分	244	270	293	317
自立生活援助	人分	0	6	6	6

○相談支援		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	人分	574	593	613	629
地域移行支援	人分	0	2	3	3
地域定着支援	人分	0	2	3	3

⑤ 飛騨圏域

○訪問系サービス		第5期計画	第6期計画		
項 目	単 位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
居宅介護	人分	229	242	244	246
	時間分	2,489	2,700	2,760	2,820
重度訪問介護	人分	2	5	5	5
	時間分	8	81	81	81
同行援護	人分	29	36	37	37
	時間分	160	350	355	360
行動援護	人分	6	7	8	9
	時間分	118	140	150	160
重度障害者等包括支援	人分	0	0	1	1
	時間分	0	0	15	15

○日中活動系サービス		第5期計画	第6期計画		
項 目	単 位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
生活介護	人分	459	463	465	473
	人日分	8,973	9,130	9,174	9,335
自立訓練（機能訓練）	人分	5	6	6	6
	人日分	45	45	45	50
自立訓練（生活訓練）	人分	34	39	43	45
	人日分	442	490	520	535
就労移行支援	人分	38	45	45	47
	人日分	613	743	762	795
就労継続支援（A型）	人分	132	133	135	137
	人日分	2,640	2,835	2,878	2,921
就労継続支援（B型）	人分	336	345	356	372
	人日分	5,086	5,335	5,582	5,829
就労定着支援	人分	25	30	32	34
療養介護	人分	29	29	29	30
短期入所（福祉型）	人分	43	66	71	72
	人日分	314	440	469	474
短期入所（医療型）	人分	2	7	8	8
	人日分	12	28	31	31

○居住系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
施設入所支援	人分	257	266	266	266
共同生活援助	人分	126	133	145	157
自立生活援助	人分	0	3	6	6

○相談支援		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	人分	359	369	368	369
地域移行支援	人分	0	1	4	6
地域定着支援	人分	0	0	2	3

⑥ 県合計

○訪問系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
居宅介護	人分	1,846	1,940	2,001	2,064
	時間分	26,551	28,323	29,195	30,085
重度訪問介護	人分	49	64	68	73
	時間分	9,462	11,088	11,815	12,249
同行援護	人分	235	266	276	290
	時間分	3,413	4,076	4,203	4,389
行動援護	人分	105	131	145	163
	時間分	1,906	2,267	2,461	3,015
重度障害者等包括支援	人分	0	3	5	6
	時間分	0	224	251	281

○日中活動系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
生活介護	人分	4,888	5,012	5,101	5,189
	人日分	100,963	109,743	111,589	113,552
自立訓練（機能訓練）	人分	8	15	17	20
	人日分	78	224	266	320
自立訓練（生活訓練）	人分	190	223	240	259
	人日分	2,827	3,534	3,770	4,076
就労移行支援	人分	400	460	490	524
	人日分	6,322	7,614	8,138	8,808
就労継続支援（A型）	人分	2,561	2,684	2,797	2,916
	人日分	50,137	54,757	56,667	58,736
就労継続支援（B型）	人分	3,696	3,894	4,108	4,329
	人日分	67,315	73,564	77,304	81,062
就労定着支援	人分	138	170	227	265
療養介護	人分	210	215	218	223
短期入所（福祉型）	人分	680	794	860	928
	人日分	4,150	4,965	5,321	5,669
短期入所（医療型）	人分	191	228	251	269
	人日分	852	1,065	1,155	1,226

○居住系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
施設入所支援	人分	2,284	2,284	2,284	2,284
共同生活援助	人分	1,477	1,578	1,678	1,783
自立生活援助	人分	1	24	32	39

○相談支援		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	人分	3,743	3,905	4,030	4,151
地域移行支援	人分	7	23	33	42
地域定着支援	人分	5	25	31	38

第6章 国の基本指針に即して定める「第2期障害児福祉計画」

1 計画の策定にあたって

(1) 計画の性格及び位置付け

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の22に基づき、国の定める「基本指針」(*)に即し、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

本県の障害児福祉計画は、障害者基本法に基づく障害者計画及び障害者総合支援法に基づく障害福祉計画とともに、「岐阜県障がい者総合支援プラン」の一部として第1期計画（平成30～令和2年度）を策定しており、第2期計画（令和3～5年度）においても、引き続き、同プランの中に位置付けて策定します（第6章）。

※ 国の「基本指針」

根拠規定：児童福祉法第33条の19（基本指針）

厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

→ 指針の内容については、168～170ページに掲載

(2) 第2期計画の期間

この計画の期間は、第6期障害福祉計画と同様、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

(3) 障害保健福祉圏域の設定

第6期障害福祉計画と同様、障害児通所支援等の見込量等については、5つの障害保健福祉圏域ごとに定めることとします。

(障害保健福祉圏域)

圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃圏域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

(4) 計画の推進体制

第6期障害福祉計画と同様、目標等については、年に1回は実績を把握し、障がい児施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害児福祉計画の見直しの措置を講じます。

①岐阜県障がい者総合支援懇話会等との協働

第6期障害福祉計画と同様、障害児福祉計画を推進するために、「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴き、実践活動面で障害児福祉計画の推進に資するよう関係者間の協働を図ります。

②岐阜県障害者施策推進協議会への協議

第6期障害福祉計画と同様、障害児福祉計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行います。

また、障害児福祉計画を見直す場合は、県民に広く意見募集するとともに岐阜県障害者施策推進協議会において、その内容を協議します。

(5) 障害児通所支援等の見込量の算出

第2期障害児福祉計画の目標年度である令和5年度における障害児通所支援等の見込量は、市町村の報告数値を基礎として、これまでの実績を踏まえ、算出しました。

①市町村との調整

市町村は障害児通所支援等の見込量や目標数値等について、これまでの実績を踏まえ、各種調査や有識者会議等を実施したうえで計画数値を見込んでいます。

県においては市町村ごとの障害児通所支援等の見込量を合計したうえで、種類ごとに精査・調整を行い、見込量を定めました。

2 数値（成果）目標

（1）令和5年度の数値（成果）目標の設定

国の基本指針では、①障害児支援の提供体制の整備等について、地域の実情を踏まえ、令和5年度の数値（成果）目標を設定することとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和5年度の数値目標を次のとおり設定します。

①障害児支援の提供体制の整備等

ア 数値目標の設定

【国の基本指針】

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本として、地域の実情を踏まえて設定（困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない）。
- ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。
- ・令和5年度末までに、県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。
- ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とし地域の実情に応じて設置（困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない）。
- ・令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本として、地域の実情を踏まえて設定（市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上で圏域での設置であっても差し支えない）。



【県の数値目標】

- ・令和5年度末までに、圏域ごとに、児童発達支援センターを設置することを目指します。
- ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指します。
- ・令和5年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを目指します。
- ・令和5年度末までに、圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することを目指します。
- ・令和5年度末までに、県、圏域及び各市町村（圏域での設置を含む）において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目指します。

【数値目標の積算】

項 目	令和元年度実績	令和5年度目標
①【目標値】 圏域ごとに、児童発達支援センターを設置	3 圏域	圏域ごとに設置
②【目標値】 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	18 市町村	42 市町村
③【目標値】 県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を構築	—	1 か所
④【目標値】 圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保	3 圏域	圏域ごとに確保
⑤【目標値】 圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保	4 圏域	圏域ごとに確保

項 目	設置主体	令和元年度実績	令和5年度目標	備考
⑥【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	県	1 か所	1 か所	
	圏域	5 圏域	5 圏域	
	市町村 (圏域での設置を含む)	14 市町村	42 市町村	困難な場合は圏域での設置でも差し支えない。

イ 数値目標設定の考え方

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、各圏域に1か所以上、児童発達支援センターの設置を目標とします。
- 障がい児の地域社会への参加、包容を推進するため、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標とします。
- 聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるようにするため、県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを目標とします。
- 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、各圏域に1か所以上、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することを目標とします。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、県、各圏域、各市町村それぞれにおいて、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標とします。

ウ 指定障害者支援施設の必要定員総数の設定

- 国の基本指針では、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定めることとされているため、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、次のとおり設定します。

【指定障害者支援施設の必要定員総数】

区 分	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
障害者支援施設定員数	343人	343人	343人	343人	343人

(2) 令和5年度の活動指標の設定

国の基本指針では、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を達成するため、令和5年度の活動指標を見込むことが適当であるとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和5年度の活動指標を次のとおり設定します。

【医療的ケア児に対する支援 活動指標】

項 目	令和元年度実績	令和5年度見込
(1) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	17人	60人

【発達障がい者等に対する支援 活動指標】(再掲)

項 目	令和元年度実績	令和5年度見込
(1) 発達障害者支援地域協議会の開催回数	2回	2回
(2) 発達障害者支援センターによる相談支援件数	3,043件	3,050件
(3) 発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	9件	10件
(4) 発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	1,214件	1,250件
(5) 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	243件	250件
(6) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	85人	194人
(7) ペアレントメンターの人数	27人	32人
(8) ピアサポートの活動への参加人数	360人	449人

また、国の基本指針では、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について示されています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、障がい児の受入れに関する見込量を次のとおり設定します。

【障害児の受入れに関する見込量】

種別	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込
保育所・認定こども園	1,231人	1,277人	1,291人
放課後児童健全育成事業	467人	475人	477人

3 障害児通所支援等の見込量と確保策等

(1) 障害児通所支援等の見込量と確保策等

国の基本指針では、都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項として、区域ごとの各年度の障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策及びその質の向上のために講ずる措置を定めることとされています。

本計画においては、令和2年度までの障害児通所支援等の実績（見込）を踏まえ、令和3年度～5年度のサービス見込量を定めるとともに、その確保及び質の向上に関する方策を定めました。

今後は、この方策に基づき、県と市町村が協働して、障害児通所支援等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。また、整備に当たっては、サービス提供事業者に働きかけを行うとともに、サービスの質の向上につながる支援を行います。

なお、サービス見込量は、各市町村におけるサービス見込量を基に積算しています。

①障害児通所支援

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
児童発達支援	通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援
医療型児童発達支援	治療及び通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援
放課後等デイサービス	通所による社会との交流の促進の支援や生活能力の向上のための訓練等を行う支援
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う支援
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援

イ サービス見込量

項目	単位	第1期計画	第2期計画		
		令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人分	3,449	3,762	3,856	3,951
	時間分	17,494	20,154	21,014	21,913
医療型児童発達支援	人分	99	116	123	130
	時間分	576	705	733	762
放課後等デイサービス	人分	3,983	4,185	4,397	4,603
	時間分	47,276	52,671	55,612	58,589
保育所等訪問支援	人分	129	194	202	221
	時間分	210	296	320	380
居宅訪問型児童発達支援	人分	4	17	20	26
	時間分	36	130	143	164

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村による障がい児の療育支援体制の確保のため、市町村や児童発達支援事業所等のニーズに応じ、県立希望が丘こども医療福祉センターの医師等の医療従事者や作業療法士等の派遣、関係職員の専門研修により、関係機関の障がい児支援技術の向上等を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- 発達障がい児に対する地域支援機能を強化するため、各圏域に設置している「圏域発達障がい支援センター」により、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等に対し、研修、連絡調整、助言等を行います。

(健康福祉部子育て支援課)

(健康福祉部障害福祉課)

- 就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、学校と障害児通所支援事業所等の緊密な連携等を図るべく、県・市町村内で障がい児支援担当部局と教育委員会との連携体制を確保します。

(健康福祉部障害福祉課)

(教育委員会特別支援教育課)

- 国が定める「放課後等デイサービスガイドライン」「児童発達支援ガイドライン」の周知徹底、児童発達支援管理責任者を対象とする圏域研修、発達障がいに関する研修の実施や関係団体・事業所との連携の促進等により、支援の質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

②障害児入所支援

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
福祉型障害児入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うサービス
医療型障害児入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うサービス

イ サービス見込量

項 目	単 位	第1期計画	第2期計画		
		令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
福祉型障害児入所支援	人分	62	62	62	62
医療型障害児入所支援	人分	40	40	40	40

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 福祉型障害児入所支援は、障がい児に対する発達支援、自立支援、社会的養護等の機能を有する地域のセーフティーネットとしての役割があり、本県においては、2施設においてそれが担われているところです。今後も、国の施策を注視しながら、必要なセーフティーネットの維持を図ってまいります。

また、県、市町村、施設、学校、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等の関係機関の連携により、入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるようにすることで、支援の質の向上を図ってまいります。

(健康福祉部障害福祉課)

- 医療型障害児入所施設「県立希望が丘こども医療福祉センター」や、「岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやか」、「国立病院機構長良医療センター」との連携・役割分担により医療的ケアを必要とする障がい児（医療的ケア児等）の入所ニーズに対応します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

③障害児相談支援

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
障害児相談支援	支給決定前の障害児支援利用計画案及び支給決定後の計画の作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行うサービス

イ サービス見込量

項 目	単 位	第1期計画	第2期計画		
		令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
障害児相談支援	人分	1,987	2,290	2,407	2,527

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 相談支援従事者研修において、意思決定支援への配慮、高齢障がい者への対応やサービス等利用計画の質の向上等を踏まえた質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 主任相談支援従事者養成研修の実施により、市町村と連携しながら、地域づくり、人材育成、困難事例への対応等、相談支援に関して地域の指導的な役割を担う人材となる主任相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

(2) 圏域ごとの障害児通所支援等の見込量について

市町村障害児福祉計画における障害児通所支援等の見込量を圏域ごとに集計したものを次のとおり定めます。

① 岐阜圏域

○障害児通所、障害児入所、
障害児相談支援

項 目	単 位	第1期計画	第2期計画		
		令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人分	911	1,023	1,086	1,156
	人日分	6,197	6,798	7,458	8,205
医療型児童発達支援	人分	88	101	107	113
	人日分	522	617	644	668
放課後等デイサービス	人分	1,768	1,881	2,005	2,134
	人日分	21,051	22,843	24,630	26,493
保育所等訪問支援	人分	67	76	80	85
	人日分	121	138	149	174
居宅訪問型児童発達支援	人分	2	6	7	9
	人日分	31	80	88	95
福祉型障害児入所支援	人分	28	28	28	28
医療型障害児入所支援	人分	24	24	24	24
障害児相談支援	人分	694	836	894	957

② 西濃圏域

○障害児通所、障害児入所、
障害児相談支援

項 目	単 位	第1期計画	第2期計画		
		令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人分	805	865	876	886
	人日分	4,867	6,172	6,306	6,419
医療型児童発達支援	人分	7	8	8	9
	人日分	39	45	45	50
放課後等デイサービス	人分	522	538	554	569
	人日分	10,189	12,755	13,114	13,442
保育所等訪問支援	人分	4	8	8	12
	人日分	7	13	15	26
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	6	6	8
	人日分	0	30	30	38
福祉型障害児入所支援	人分	7	7	7	7
医療型障害児入所支援	人分	2	2	2	2
障害児相談支援	人分	542	578	600	622

③ 中濃圏域

○障害児通所、障害児入所、 障害児相談支援		第1期計画	第2期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人分	710	754	762	771
	人日分	2,338	2,599	2,621	2,644
医療型児童発達支援	人分	4	6	6	6
	人日分	15	42	42	42
放課後等デイサービス	人分	728	750	795	841
	人日分	7,551	7,987	8,540	9,126
保育所等訪問支援	人分	35	69	69	72
	人日分	45	81	81	90
居宅訪問型児童発達支援	人分	1	3	4	5
	人日分	1	12	15	20
福祉型障害児入所支援	人分	6	6	6	6
医療型障害児入所支援	人分	5	5	5	5
障害児相談支援	人分	259	273	292	312

④ 東濃圏域

○障害児通所、障害児入所、 障害児相談支援		第1期計画	第2期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人分	640	661	671	676
	人日分	2,441	2,567	2,601	2,612
医療型児童発達支援	人分	0	0	1	1
	人日分	0	0	1	1
放課後等デイサービス	人分	676	706	727	738
	人日分	5,961	6,386	6,588	6,711
保育所等訪問支援	人分	16	21	25	31
	人日分	27	40	51	62
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	1	1	2
	人日分	0	4	4	5
福祉型障害児入所支援	人分	10	10	10	10
医療型障害児入所支援	人分	8	8	8	8
障害児相談支援	人分	309	327	344	358

⑤ 飛騨圏域

○障害児通所、障害児入所、 障害児相談支援		第1期計画	第2期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人分	383	459	461	462
	人日分	1,651	2,018	2,028	2,033
医療型児童発達支援	人分	0	1	1	1
	人日分	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人分	289	310	316	321
	人日分	2,524	2,700	2,740	2,817
保育所等訪問支援	人分	7	20	20	21
	人日分	10	24	24	28
居宅訪問型児童発達支援	人分	1	1	2	2
	人日分	4	4	6	6
福祉型障害児入所支援	人分	11	11	11	11
医療型障害児入所支援	人分	1	1	1	1
障害児相談支援	人分	183	276	277	278

⑥ 県合計

○障害児通所、障害児入所、 障害児相談支援		第1期計画	第2期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人分	3,449	3,762	3,856	3,951
	人日分	17,494	20,154	21,014	21,913
医療型児童発達支援	人分	99	116	123	130
	人日分	576	705	733	762
放課後等デイサービス	人分	3,983	4,185	4,397	4,603
	人日分	47,276	52,671	55,612	58,589
保育所等訪問支援	人分	129	194	202	221
	人日分	210	296	320	380
居宅訪問型児童発達支援	人分	4	17	20	26
	人日分	36	130	143	164
福祉型障害児入所支援	人分	62	62	62	62
医療型障害児入所支援	人分	40	40	40	40
障害児相談支援	人分	1,987	2,290	2,407	2,527

第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、相談支援、移動支援、コミュニケーション支援など、障がいのある人たちが安心して自立した地域生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村及び都道府県が主体となって実施するものです。

このうち、都道府県においては、特に専門性の高い相談支援事業や広域的な対応が必要な事業、指導者育成事業などを実施することとされています。

本県では、専門性・広域の視点から、次のような地域生活支援事業を展開していきます。

1 県が行う地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 専門性の高い相談支援事業

特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

① 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援センターは、発達障がい児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がいに関する各般の問題について発達障がい児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障がい児者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障がい児者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とします。

- 発達障がい児者やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連携強化により地域の総合的な支援体制の整備を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

延べ利用見込み者数

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用見込み者数	3,050人	3,050人	3,050人

② 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障がいに対する県全体の相談体制を強化し、医療関係者、県民及び市町村職員等への普及・啓発を図ります。

- 高次脳機能障害相談支援事業

相談体制を強化するため、支援拠点機関における相談を継続するとともに、身近な地域において相談が可能となるよう、圏域ごとに設置したコーディネーターが引き続き相談支援を行います。

(健康福祉部保健医療課)

○ 高次脳機能障害啓発・人材養成事業

高次脳機能障がいについては、普及・啓発を継続することで、徐々に認知されるようになってきましたが、まだ社会的な理解が十分ではないため、さらに普及・啓発活動及び研修会を継続していきます。

(健康福祉部保健医療課)

○ 地域連携型の支援システムの構築

高次脳機能障がいに対する医療やリハビリテーションを身近な地域で受けることができるよう、圏域ごとに指定した協力医療機関と支援拠点病院が連携を強化していきます。さらに、安心して地域生活が送れるよう、圏域コーディネーターが所属する地域支援協力機関や協力医療機関等連携病院（精神科病院）とも連携し、地域連携型の支援システムの構築を推進します。

(健康福祉部保健医療課)

地域支援協力機関設置数（支援拠点病院を含む）・支援拠点機関等への相談件数見込み（延べ）

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域支援協力機関設置数	7か所	7か所	7か所
支援拠点機関等への相談件数見込み（延べ）	1,200件	1,200件	1,200件

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

- 身体障がい者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成します。

また、現任者に対するスキルアップ研修の実施により資質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

合格者数※

年 度	通訳・筆記	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合格者数累計	手話通訳者	30人	36人	42人
	要約筆記者（手書）	53人	57人	61人
	要約筆記者（PC）	26人	29人	32人

※手話通訳者及び要約筆記者（手書・PC）は養成研修終了後、統一試験を受験し合格することで、手話通訳者・要約筆記者（手書・PC）となります

② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

- 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成するとともに、現任者に対するスキルアップ向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

実養成講習修了見込み者数

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実養成講習修了見込み者数	15人	15人	15人

③ 失語症意思疎通支援養成事業

- 失語症者に対する意思疎通支援者を養成し、失語症者の社会参加を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

意思疎通支援者講習終了見込み者数

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講習修了見込み者数	18人	18人	18人

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的としています。

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

- 聴覚障がい者の自立と社会参加を図るため、障がい福祉関係団体が主催又は共催する広域的な行事に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

(健康福祉部障害福祉課)

実利用見込み件数

年 度	通訳・筆記	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込み件数	手話通訳者	300件	300件	300件
	要約筆記者(手書)	60件	60件	60件
	要約筆記者(PC)	15件	15件	15件

② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

- 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

(健康福祉部障害福祉課)

実利用見込み件数

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込み件数	650件	650件	650件

③ 失語症意思疎通支援派遣事業

- 失語症者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションの確保及び外出等の支援を行う意思疎通支援者を派遣します。

(健康福祉部障害福祉課)

実利用見込み件数

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込み件数	150件	300件	450件

(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整備することにより、広域的な派遣を円滑に実施し、聴覚障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的としています。

- 市町村域又は都道府県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合には、県が市町村間の派遣調整を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

(5) 広域的な支援事業

① 圏域相談支援体制整備事業

圏域ごとに相談支援等に関する特別アドバイザー及び圏域サポーターを配置し、市町村における障がい者相談支援体制の構築に向けて必要な支援を行うとともに、広域的・専門的な相談支援を行っております。

- 市町村の協議会の運営の活性化と基幹相談支援センターの設置に向けた支援により、相談支援体制の整備を図るため、各圏域に1人（岐阜圏域は2人）の特別アドバイザー及び同人数の圏域サポーターを設置しております。

(健康福祉部障害福祉課)

② 精神障害者地域移行・地域生活支援事業

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進します。

県では、精神障がい者の視点を重視した支援を充実する観点や、精神障がい者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、ピアサポーター（※）の積極的な活用に努めます。

※ピアサポーターとは

ピアサポート（精神障がいの当事者（経験者）として、自身の精神疾患や病状等の経験を通じて同じ障がいを持つ方に対して支援）を行う人。ピアサポーターは、精神障がい者の相談や地域交流・自己啓発などの社会参加活動を支援する。

- ピアサポーターの活用により、当事者の視点やリカバリーの経験を踏まえた働きかけを行うことで、地域移行・地域定着支援の推進を図ります。

【入院中の精神障がい者の地域移行支援・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進（再掲）】

（健康福祉部保健医療課）

ピアサポーターの登録見込み者数（実人数）

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録見込み者数	34人	35人	37人

③ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障がいをもつ障がい児者への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」を設置し、発達障がい児者への支援体制の充実を図ります。

- さまざまな関係者で構成する「県発達障がい者等支援体制整備推進連携会議」を開催します。

（健康福祉部障害福祉課）

開催見込み数

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催見込み数	2回	2回	2回

<p>四 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p> <p>(一) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p> <p>(二) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びそのための方策</p>	<p>①市町村障害福祉計画を基礎として、④の令和五年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和五年度までの各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>②指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p> <p>③市町村障害福祉計画を基礎として、地域生活支援拠点等の整備の方策について、圏域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>④別表第四の三の項に掲げる式により算出した、令和五年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を定めること。</p> <p>①市町村障害児福祉計画を基礎として、令和五年度末までの各年度における指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>②指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p>
<p>五 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策</p>	<p>①障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用状況や供給体制について、国民健康保険団体連合会へ委託する自立支援給付の支払に関するデータの分析等により的確に把握すること。</p> <p>②障害者等のニーズを踏まえ、必要な住まい、訪問系サービス、日中活動の拠点及び障害児支援の提供体制が適切に整備されているかという視点から課題を整理すること。</p> <p>③①及び②を踏まえ、障害者等の支援に必要な指定障害福祉サービス及び障害児通所支援の種類及び量の見通しを作成すること。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービス及び障害児通所支援を実施する事業所数を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画を作成すること。</p>

六 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総	令和五年度までの各年度における指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を定めること。
七 都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	都道府県が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。 ①実施する事業の内容 ②各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み ③各事業の見込量の確保のための方策 ④その他実施に必要な事項
八 指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置	指定障害福祉サービス等支援に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。
九 関係機関との連携に関する事項 (一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他関係機関との連携に関する事項 (二) 区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項	都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法を定めること。 都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法を定めること。
十 都道府県障害福祉計画等の期間	都道府県障害福祉計画等の期間を定めること。
十一 都道府県障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価	各年度における都道府県障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

第8章 達成目標

【I】安心して暮らせる社会環境づくり

項目	設定事項	設定単位	達成目標			
			基準値(時点)	期間増	R5末目標	
継続	乗合バスに占めるノンステップバス車両の割合	導入率	%	42.8 (H30)	13.6	56.4 (R4)
継続	主要な生活関連経路の横断箇所における信号機等のバリアフリー化率	割合	%	100 (R元)	—	100
継続	交番及び駐在所の改築、改修においてスロープ、自動ドア、ローカウンター、客溜の整備が行われた割合	整備率	%	48.6 (R元)	9.5	58.1
新規	福祉友愛プール年間利用者数	利用者数	人	42,683 (R元)	2,317	45,000
新規	福祉友愛アリーナ年間利用率	利用率	%	59.4 (R元)	16.6	76.0
継続	手話通訳者統一試験合格者数(累計)	合格者数	人	20 (R元)	22	42
継続	要約筆記者(手書)統一試験合格者数(累計)	合格者数	人	49 (R元)	12	61
継続	要約筆記者(PC)統一試験合格者数(累計)	合格者数	人	23 (R元)	9	32
継続	盲ろう者通訳・介助者養成人数(累計)	養成人数	人	287 (R元)	23	310
継続	失語症者意思疎通支援者養成人数(累計)	養成人数	人	35 (R元)	54	89
継続	要配慮者利用施設がある土砂災害特別警戒区域の着手率	割合	%	89.4 (R元)	10.6	100
継続	介護福祉士等修学資金貸付利用者数(累計)	貸付人数	人	1,983 (R元)	480	2,463
継続	学生等のインターンシップ、1日体験受入数(介護)(累計)	受入人数	人	838 (R元)	374	1,212

【Ⅱ】 社会参加と自立を進める支援の充実

項 目		設定 事項	設定 単位	達成目標		
				基準値 (時点)	期間増	R 5 末 目標
新規	高等特別支援学校機能の整備件数(累計)	整備 件数	件	2 (R 元)	1	3
新規	特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許 状保有率	割合	%	82.7 (R 元)	17.3	おおむね 100
継続	県内障がい者の実雇用率	実雇 用率	%	2.17 (R 元)	0.13	2.30 (*)
新規	特別支援学校高等部及び高等特別支援学校 卒業生のうち、就職を希望する生徒の就職 率	割合	%	98.6 (R 元)	1.4	100
継続	「働きたい！応援団 ぎふ」登録企業数 (累計)	企業 数	社	900 (R 元)	100	1,000
継続	多様な障がい者委託訓練による就職率	就職 率	%	48.6 (R 元)	6.4	55.0
継続	チャレンジトレーニング事業による就職率	就職 率	%	47.0 (R 元)	8.0	55.0
継続	難病生きがいサポートセンターにおける1 年間の就労相談件数	相談 件数	件	780 (R 元)	—	増加
継続	就労継続支援B型事業所の平均工賃	円	円	16,486 (R 元)	3,514	20,000
福祉施設から一般就労への移行等（※）						
継続	年間一般就労移行者数	移行 者数	人	227 (R 元)	62	289
新規	就労移行支援事業を通じた年間一般就労移 行者数	利用 者数	人	121 (R 元)	37	158
新規	就労継続移行支援A型事業を通じた年間一 般就労移行者数	利用 者数	人	89 (R 元)	24	113
新規	就労継続移行支援B型事業を通じた年間一 般就労移行者数	利用 者数	人	38 (R 元)	9	47

新規	一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用割合	割合	%	—	—	70
新規	就労定着支援による職場定着率が8割以上の事業所の割合	割合	%	—	—	70
新規	基幹相談支援センターの設置（※）	市町村数	市町村	—	—	42
新規	指導監査を実施した際における関係自治体との結果の共有（※）	割合	%	—	—	100
継続	東京パラリンピックへの県ゆかりの選手輩出数	選手数	人	1 (H28)	9	10 (R3)
新規	障がい者スポーツ教室の開催数	回数	回	31 (R元)	8	39
新規	障がい者芸術事業開催圏域数	開催圏域	圏域	5 (R元)	—	5

（*）「岐阜県成長・雇用戦略 2017」における R 2 末時点の数値目標を据置き（戦略改訂時に見直し）

【Ⅲ】 日常生活を支える福祉の充実

項目		設定事項	設定単位	達成目標		
				基準値 (時点)	期間増	R 5 末 目標
継続	難病患者等ホームヘルパーの養成者数 (累計)	養成人数	人	1,322 (R元)	118	1,440 以上
継続	福祉対応リフォーム実施済み県営住宅数 (累計)	供給戸数	戸	257 (R元)	40	297
福祉施設の入所者の地域生活への移行（※）						
継続	施設入所者数（※）	入所者数	人	2,227 (R元)	—	2,227
継続	地域生活移行者数（※）	令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の3.5% (78人)の地域生活への移行を推進します。				
入院中の精神障がい者の地域生活への移行						
新規	精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数（※）	日数	日	310日 (H28) (*)	6	316日 以上

継続	65歳以上の1年以上長期入院患者数(※)	在院者数	人	1,198 (R元)	△ 239	959
継続	65歳未満の1年以上長期入院患者数(※)	在院者数	人	938 (R元)	△ 135	803
継続	入院後3ヶ月経過時点の退院率(※)	退院率	%	68.8 (H29)	0.2	69.0 以上
継続	入院後6ヶ月経過時点の退院率(※)	退院率	%	83.7 (H29)	2.3	86.0 以上
継続	入院後1年経過時点の退院率(※)	退院率	%	89.6 (H29)	2.4	92.0 以上
継続	精神病床における入院需要(県内患者数)	患者数	人	3,270 (R元)	△ 188	3,082 以下
継続	精神病床における入院需要(県内患者数) 急性期(3カ月未満)	患者数	人	679 (R元)	101	780 以下
継続	精神病床における入院需要(県内患者数) 回復期(3カ月以上1年未満)	患者数	人	455 (R元)	85	540 以下
継続	精神病床における入院需要(県内患者数) 慢性期(1年以上)	患者数	人	2,136 (R元)	△ 374	1,762 以下
新規	保健・医療・福祉関係者による協議の場の 開催回数	開催 回数	回	0 (R元)	5	5以上
継続	地域生活支援拠点等の整備(※)	圏域 数	圏域	2 (R元)	3	5
新規	整備された地域生活支援拠点等の運用状況 の検証および検討の実施(※)	開催 回数	回	整備された拠点等において年1回以上運用状況の 検証および検討を実施		
継続	圏域ごとに、児童発達支援センターを設置 (※)	圏域 数	圏域	4 (R元)	1	5
継続	全市町村において、保育所等訪問支援を利用 できる体制を構築(※)	市町 村数	市町 村	24 (R元)	18	42
継続	圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援 する児童発達支援事業所を確保(※)	圏域 数	圏域	5 (R元)	—	5
継続	圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援す る放課後等デイサービス事業所を確保(※)	圏域 数	圏域	5 (R元)	—	5

継続	医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置（市町村においては、圏域での設置を含む）（※）	県数	県	1 (R元)	—	1
		圏域数	圏域	5 (R元)	—	5
		市町村数	市町村	24 (R元)	18	42

（※）平成28年3月の精神病床からの退院者（入院後1年以内に限る）退院後1年以内の地域における平均生活日数

【Ⅳ】 質の高い保健・医療提供体制の整備

項目	設定事項	設定単位	達成目標			
			基準値 (時点)	期間増	R5末 目標	
継続	超重症児(者)・準超重症児(者)の医療型短期入所月平均利用日数	平均 利用 日数	日	290 (R元)	79	369
継続	超重症児(者)・準超重症児(者)の受入れが可能な医療型短期入所事業所数(累計)	事業 所数	か所	19 (R元)	2	21
継続	医療的ケア児等の支援に関する協議の場の設置数(累計)	事業 所数	か所	30 (R元)	18	48
継続	医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(累計)	配置 人数	人	17 (R元)	43	60
継続	障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科健診の実施率	割合	%	77.1 (H28)	12.9	90
継続	障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科保健指導の実施率	割合	%	65.7 (H28)	7.3	73
新規	県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を構築（※）	県数	県	0 (R元)	1	1
新規	園芸福祉サポーター認定数	累計 人数	人	343 (R元)	107	450

注：（※）は、第5章「国の基本方針に即して定める『第6期障害福祉計画』」及び第6章「国の基本方針に即して定める『第2期障害児福祉計画』」における数値（成果）目標との重複項目。

障がい者のニーズ（将来必要なサービス） について

〔 第3期岐阜県障がい者総合支援プランの
策定に向けた障がい者のニーズ調査より 〕

○第3期岐阜県障がい者総合支援プランにおける施設入所者数の設定等の見通しを立てるため、全県的な規模でのアンケート調査を実施した。

- ・実施方法：障がい者との意思疎通に精通した相談支援専門員による、計画相談、モニタリングの場を用いた聴取調査(障がい者の生の声を直接聴取)
- ・対象者：障害福祉サービスの利用のために相談支援を利用している障がい者
- ・実施方法：一般社団法人ぎふケアマネジメントネットワークに委託(令和元年7月～12月)
- ・調査人数：3,176名

(単位：人)

	全体	障害支援区分ごと			障がい種別ごと(重複あり)				
		区分なし	区分 1～3	区分 4～6	知的 障がい	身体 障がい	精神 障がい	発達 障がい	
回答者数(人)	3,176	1,016	772	1,388	1,755	774	698	59	
現在の 住まい (回答者数)	自宅	2,074	853	543	678	1,030	508	540	52
	グループホーム	382	32	162	188	382	41	51	3
	入所施設	531	42	11	478	332	195	36	0
	その他	188	88	56	44	88	30	71	4

調査による現在の住まい(自宅、グループホーム、入所施設)ごとの障がい者の
ニーズ(3年後及び将来に必要なサービス)を次に示す。

自宅にて生活している方（障害支援区分ごと）

◎ 重度の方（区分4～6）では、「緊急時に受け入れてくれるところ」「いつでも相談できる場所や人」の次に「入所施設」を必要としている声が多い。

◆生活に必要なサービス ※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

	区分なし		区分1～3		区分4～6	
	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来
いつでも相談できる場所や人	72%	79%	72%	74%	52%	56%
ひとり暮らしの体験や練習	21%	26%	18%	20%	11%	13%
緊急時に受け入れてくれるところ	23%	26%	42%	46%	58%	57%
養護者の休息のための受け入れ	9%	9%	14%	14%	35%	32%
グループホーム	13%	21%	21%	32%	25%	34%
入所施設	5%	9%	7%	13%	32%	44%
居宅介護等の訪問支援	12%	19%	39%	42%	30%	32%
通所の生活介護	7%	10%	16%	18%	39%	38%
通所の就労系事業所	52%	51%	39%	37%	18%	18%
移動支援の事業所	10%	12%	22%	23%	27%	27%
その他	8%	8%	7%	8%	6%	8%
回答者数（人）	853		543		678	

(複数回答あり)

自宅にて生活している方（障がいの種別ごと）

◎ 身体障がいでは「グループホーム」より「入所施設」を必要としている声が多いが、それ以外では「入所施設」より「グループホーム」を必要としている声が多い。

◆生活に必要なサービス ※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

	知的障がい		身体障がい		精神障がい		発達障がい	
	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来
いつでも相談できる場所や人	62%	65%	62%	63%	75%	85%	58%	71%
ひとり暮らしの体験や練習	20%	22%	10%	12%	15%	21%	25%	33%
緊急時に受け入れてくれるところ	44%	45%	47%	46%	26%	33%	33%	38%
養護者の休息のための受け入れ	22%	20%	24%	22%	11%	12%	21%	21%
グループホーム	27%	38%	15%	21%	9%	17%	19%	25%
入所施設	18%	27%	19%	28%	5%	9%	6%	15%
居宅介護等の訪問支援	23%	26%	38%	41%	19%	29%	15%	15%
通所の生活介護	25%	26%	27%	26%	6%	11%	21%	23%
通所の就労系事業所	36%	35%	28%	28%	49%	46%	37%	38%
移動支援の事業所	21%	22%	26%	25%	9%	11%	27%	25%
その他	5%	5%	11%	13%	7%	7%	8%	10%
回答者数（人）	1,030		508		540		52	

(複数回答あり)

グループホームにて生活している方（障害支援区分ごと）

◎「いつでも相談できる場所や人」、「グループホーム」を必要としている声が多い。
また、通所系のサービス(生活介護、就労系)を必要としている声も多い。

◆生活に必要なサービス

※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

	区分なし		区分1～3		区分4～6	
	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来
いつでも相談できる場所や人	59%	63%	72%	79%	73%	66%
ひとり暮らしの体験や練習	28%	31%	25%	23%	18%	14%
緊急時に受け入れてくれるところ	19%	25%	17%	22%	18%	16%
養護者の休息のための受け入れ	6%	13%	9%	9%	7%	7%
グループホーム	38%	34%	60%	63%	73%	72%
入所施設	9%	9%	11%	16%	23%	30%
居宅介護等の訪問支援	0%	0%	9%	19%	16%	15%
通所の生活介護	3%	3%	15%	15%	33%	34%
通所の就労系事業所	38%	41%	30%	31%	27%	24%
移動支援の事業所	3%	3%	23%	20%	32%	34%
その他	3%	9%	5%	9%	5%	6%
回答者数（人）	32		162		188	

(複数回答あり)

グループホームにて生活している方（障がいの種別ごと）

◎「いつでも相談できる場所や人」、「グループホーム」を必要としている声が多いが、
身体障がいの方は「入所施設」も比較的多い。

◆生活に必要なサービス

※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

	知的障がい		身体障がい		精神障がい		発達障がい	
	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来
いつでも相談できる場所や人	71%	71%	80%	78%	59%	78%	0%	33%
ひとり暮らしの体験や練習	22%	19%	22%	22%	25%	29%	0%	33%
緊急時に受け入れてくれるところ	18%	19%	24%	27%	24%	33%	0%	0%
養護者の休息のための受け入れ	8%	8%	5%	12%	6%	18%	0%	0%
グループホーム	65%	65%	66%	68%	39%	45%	0%	0%
入所施設	17%	23%	34%	44%	14%	20%	0%	0%
居宅介護等の訪問支援	12%	15%	32%	32%	8%	14%	0%	0%
通所の生活介護	23%	24%	41%	37%	6%	12%	0%	0%
通所の就労系事業所	29%	28%	49%	44%	33%	35%	0%	0%
移動支援の事業所	26%	26%	37%	32%	12%	10%	0%	0%
その他	5%	8%	7%	5%	2%	8%	0%	100%
回答者数（人）	382		41		51		3	

(複数回答あり)

入所施設にて生活している方（障害支援区分ごと）

◎ 回答者のほとんどである重度の方（区分4～6）は、「入所施設」を必要とする声が多い。

◆生活に必要なサービス

※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

	区分なし		区分1～3		区分4～6	
	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来
いつでも相談できる場所や人	26%	55%	100%	100%	45%	45%
ひとり暮らしの体験や練習	19%	33%	27%	36%	11%	12%
緊急時に受け入れてくれるところ	24%	38%	9%	18%	16%	14%
養護者の休息のための受け入れ	12%	26%	0%	0%	7%	5%
グループホーム	12%	10%	55%	55%	14%	14%
入所施設	7%	7%	55%	45%	63%	65%
居宅介護等の訪問支援	17%	19%	27%	27%	8%	6%
通所の生活介護	12%	12%	18%	27%	14%	12%
通所の就労系事業所	26%	38%	36%	45%	11%	10%
移動支援の事業所	19%	17%	45%	45%	15%	14%
その他	24%	36%	0%	27%	8%	9%
回答者数（人）	42		11		478	

(複数回答あり)

入所施設にて生活している方（障がいの種別ごと）

◎ 特に知的障がいの方には、「入所施設」を必要とする声が多い。

◆生活に必要なサービス

※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

	知的障がい		身体障がい		精神障がい		発達障がい	
	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来
いつでも相談できる場所や人	43%	45%	50%	50%	42%	67%	0%	0%
ひとり暮らしの体験や練習	13%	15%	9%	12%	22%	33%	0%	0%
緊急時に受け入れてくれるところ	16%	15%	17%	18%	31%	33%	0%	0%
養護者の休息のための受け入れ	7%	5%	8%	7%	19%	25%	0%	0%
グループホーム	14%	14%	14%	14%	11%	22%	0%	0%
入所施設	70%	70%	47%	53%	11%	14%	0%	0%
居宅介護等の訪問支援	7%	6%	13%	10%	19%	19%	0%	0%
通所の生活介護	15%	14%	11%	10%	19%	17%	0%	0%
通所の就労系事業所	10%	10%	13%	13%	31%	36%	0%	0%
移動支援の事業所	12%	13%	23%	21%	17%	25%	0%	0%
その他	9%	10%	5%	6%	0%	14%	0%	0%
回答者数（人）	332		195		36		0	

(複数回答あり)

障がい児のニーズ（将来必要なサービス） について

〔 第3期岐阜県障がい者総合支援プランの
策定に向けた障がい児のニーズ調査より 〕

○第3期岐阜県障がい者総合支援プランにおける施設入所者数の設定等の見通しを立てるため、県下の特別支援学校に通う児童生徒の保護者に対するアンケート調査を実施した。

- ・実施方法：特別支援学校を通して、児童生徒の保護者に調査票を配布し、記入を求めた。
- ・対象者：特別支援学校に通う児童生徒の保護者
- ・調査時期：令和元年12月11日～令和2年1月31日
- ・回答者数：配布先人数2,569人 回答者数1,807人(回収率70.3%)

(単位：人)

幼稚部（舊学校）		小学部		中学部		高等部	
1年	5	1年	99	1年	121	1年	285
2年	4	2年	113	2年	102	2年	278
3年	3	3年	104	3年	136	3年	280
		4年	100				
		5年	90				
		6年	78				
計	12	計	584	計	359	計	843
不明				9			
総計				1,807			

障がいの種別ごとの保護者のニーズ(卒業後及び将来に必要なとして望むサービス)を次に示す。

全体集計

◎ 小・中学部では、6割以上の保護者が将来、入所施設を望んでいるが、高等部では40%に低下し、グループホームを望む保護者(44%)の方が多くなる。

◆今後望むサービス ※「卒業後」…特別支援学校卒業後、「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

支援（サービス）の内容	計		幼稚部		小学部		中学部		高等部	
	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来
いつでも相談できる場所や人	65%	65%	92%	92%	65%	62%	64%	61%	65%	68%
ひとり暮らしの体験や練習	32%	31%	33%	33%	31%	31%	30%	28%	34%	33%
緊急時に受け入れてくれるところ	45%	38%	0%	8%	58%	47%	54%	40%	33%	32%
養護者の休息のための受け入れ	40%	26%	0%	8%	58%	35%	47%	30%	26%	19%
グループホーム	37%	50%	0%	0%	42%	57%	41%	57%	32%	44%
入所施設	35%	52%	0%	8%	43%	66%	42%	60%	26%	40%
居宅介護等の訪問支援	21%	30%	17%	25%	28%	32%	25%	28%	15%	28%
通所の生活介護	28%	20%	17%	8%	40%	27%	36%	24%	16%	13%
通所の就労系事業所	58%	47%	58%	83%	63%	51%	58%	44%	53%	45%
移動支援の事業所	33%	31%	0%	0%	37%	36%	42%	38%	26%	25%
その他	6%	4%	0%	0%	5%	3%	5%	4%	6%	5%
回答者数（人）	1,798		12		584		359		843	

(複数回答あり)

全体集計(施設入所児のみを抜粋)

◎ 小・中学部では、8割前後の保護者が将来、入所施設を望んでいるが、高等部では45%に低下し、グループホームを望む保護者(55%)の方が多くなる。

◆今後望むサービス ※「卒業後」…特別支援学校卒業後、「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

支援（サービス）の内容	計		幼稚部		小学部		中学部		高等部	
	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来
いつでも相談できる場所や人	67%	71%	-	-	59%	59%	67%	78%	70%	73%
ひとり暮らしの体験や練習	19%	15%	-	-	12%	6%	22%	11%	20%	20%
緊急時に受け入れてくれるところ	35%	33%	-	-	41%	24%	44%	39%	30%	34%
養護者の休息のための受け入れ	20%	16%	-	-	18%	6%	28%	22%	18%	18%
グループホーム	35%	48%	-	-	24%	53%	17%	28%	48%	55%
入所施設	51%	61%	-	-	71%	82%	67%	78%	36%	45%
居宅介護等の訪問支援	25%	18%	-	-	29%	12%	22%	22%	25%	18%
通所の生活介護	9%	4%	-	-	18%	6%	11%	11%	5%	0%
通所の就労系事業所	34%	22%	-	-	41%	24%	28%	17%	34%	23%
移動支援の事業所	30%	29%	-	-	24%	24%	39%	50%	30%	23%
その他	6%	8%	-	-	6%	12%	0%	0%	9%	9%
回答者数（人）	79		0		17		18		44	

※本表回答者に係る入所施設は障害児入所施設のほか児童養護施設等の児童福祉施設を含む。

(複数回答あり)

知的障がいのある児童生徒

◎ 小・中学部では、7割前後の保護者が将来、入所施設を望んでいるが、高等部では45%に低下し、グループホームを望む保護者(50%)の方が多くなる。

◆今後望むサービス ※「卒業後」…特別支援学校卒業後、「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

支援（サービス）の内容	計		幼稚部		小学部		中学部		高等部	
	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来
いつでも相談できる場所や人	64%	64%	—	—	67%	61%	60%	59%	64%	68%
ひとり暮らしの体験や練習	32%	30%	—	—	30%	31%	30%	26%	34%	32%
緊急時に受け入れてくれるところ	49%	41%	—	—	60%	50%	62%	42%	36%	34%
養護者の休息のための受け入れ	45%	29%	—	—	61%	37%	53%	33%	30%	22%
グループホーム	43%	58%	—	—	48%	65%	47%	63%	38%	50%
入所施設	40%	58%	—	—	48%	71%	47%	66%	30%	45%
居宅介護等の訪問支援	22%	29%	—	—	28%	32%	25%	27%	17%	28%
通所の生活介護	32%	21%	—	—	44%	29%	42%	25%	18%	14%
通所の就労系事業所	59%	47%	—	—	66%	54%	58%	43%	53%	44%
移動支援の事業所	35%	33%	—	—	40%	38%	44%	38%	28%	27%
その他	6%	3%	—	—	4%	3%	5%	3%	7%	4%
回答者数（人）	1,263		0		433		260		570	

(複数回答あり)

発達障がいのある児童生徒

◎ どの時点(幼稚部及び小学部の「将来」を除く)においても、入所施設よりグループホームを望む保護者の方がやや多い。

◆今後望むサービス ※「卒業後」…特別支援学校卒業後、「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

支援（サービス）の内容	計		幼稚部		小学部		中学部		高等部	
	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来
いつでも相談できる場所や人	67%	65%	100%	100%	66%	61%	68%	61%	67%	70%
ひとり暮らしの体験や練習	37%	36%	100%	100%	35%	34%	31%	30%	41%	39%
緊急時に受け入れてくれるところ	48%	40%	0%	100%	62%	48%	51%	39%	38%	35%
養護者の休息のための受け入れ	42%	29%	0%	100%	58%	40%	45%	25%	29%	22%
グループホーム	42%	57%	0%	0%	48%	66%	45%	59%	37%	51%
入所施設	36%	55%	0%	0%	44%	68%	41%	56%	29%	45%
居宅介護等の訪問支援	20%	32%	100%	100%	25%	36%	16%	25%	18%	33%
通所の生活介護	27%	21%	100%	100%	39%	29%	29%	20%	18%	16%
通所の就労系事業所	64%	52%	100%	100%	70%	57%	63%	48%	60%	50%
移動支援の事業所	34%	32%	0%	0%	39%	37%	37%	34%	29%	28%
その他	5%	4%	0%	0%	5%	4%	1%	1%	6%	5%
回答者数（人）	839		1		283		155		400	

(複数回答あり)

身体障がいのある児童生徒

◎ どの時点(幼稚部を除く)においても、グループホームより入所施設を望む保護者の方が多い。

◆今後望むサービス ※「卒業後」…特別支援学校卒業後、「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

支援（サービス）の内容	計		幼稚部		小学部		中学部		高等部	
	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来
いつでも相談できる場所や人	59%	60%	88%	100%	58%	63%	65%	56%	55%	58%
ひとり暮らしの体験や練習	21%	21%	38%	50%	20%	23%	19%	16%	25%	20%
緊急時に受け入れてくれるところ	50%	40%	0%	13%	55%	46%	55%	40%	41%	32%
養護者の休息のための受け入れ	50%	32%	0%	13%	59%	36%	57%	33%	36%	25%
グループホーム	29%	39%	0%	0%	32%	43%	27%	39%	29%	34%
入所施設	39%	61%	0%	13%	41%	69%	41%	63%	35%	52%
居宅介護等の訪問支援	31%	30%	25%	38%	36%	33%	35%	27%	21%	28%
通所の生活介護	46%	27%	25%	13%	51%	33%	51%	28%	36%	18%
通所の就労系事業所	43%	35%	63%	100%	48%	40%	41%	24%	36%	34%
移動支援の事業所	38%	33%	0%	0%	36%	34%	44%	36%	38%	31%
その他	9%	4%	0%	0%	8%	2%	8%	6%	11%	7%
回答者数（人）	506		8		217		124		157	

(複数回答あり)

障がい福祉に関するアンケート調査結果

I 調査の概要

1 調査目的

県では、「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン（平成30～令和2年度）」に基づく各種施策を実施し、「人にやさしい岐阜県づくり」を目指しています。

障がい福祉に対する県民の皆さんの意識を把握し、今後の障がい福祉行政の参考とするとともに、上記プランの改訂の参考とするため、アンケート調査を実施しました。

2 調査対象など

○調査対象

県政モニター 836 人（うちインターネットモニター 507 人）

○調査方法

郵送及びインターネット

○調査期間

令和2年7月14日～7月31日

○回収結果

744 人（回収率 89.0%）

構成比はパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。

そのため、合計が100%にならない場合があります。

3 結果概要

○障がいを理由とする差別や偏見について

障がいを理由とする差別が「ある」「少しはある」が合わせて92.7%となった。

○県が力を入れるべき共生社会実現に向けた取組みについて

他の選択肢に比べ、「障がいに関する理解の促進」が75.5%と最も高い結果となった。他方、「共生社会の実現に向け、県民の模範となる活動を行った個人や団体の表彰」は24.7%にとどまった。

○障がいのある人にとっての住みやすさについて

「どちらともいえない」が最も多く42.3%、次いで「おおむねそう思う」が20.8%となった。なお、「そう思う」「おおむねそう思う」を合せた割合は26.4%となった。

○県が力を入れるべき障がい福祉行政について

「道路・交通・建物のバリアフリー化」（63.0%）、「障がいのある子どもやその親に対する支援の充実」（62.0%）、「障がい者の就労支援の推進」（61.6%）、「障がいに関する理解啓発や障がい者差別の解消」（59.4%）が高い結果となった。

4 回答属性

(1) 性別

区分	人数(人)	割合(%)
男性	341	45.8%
女性	402	54.0%
無回答	1	0.1%
計	744	100.0%

(2) 年代別

区分	人数(人)	割合(%)
10歳代	7	0.9%
20歳代	94	12.6%
30歳代	123	16.5%
40歳代	151	20.3%
50歳代	142	19.1%
60歳代	134	18.0%
70歳代以上	92	12.4%
無回答	1	0.1%
計	744	100.0%

(3) 居住圏域別

区分	人数(人)	割合(%)
岐阜圏域	367	49.3%
西濃圏域	123	16.5%
中濃圏域	135	18.1%
東濃圏域	95	12.8%
飛騨圏域	23	3.1%
無回答	1	0.1%
計	744	100.0%

Ⅱ 調査結果

問1 あなたは、障がいがある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見が社会にあると思いますか。

区 分	人数 (人)	割合 (%)
ある	394	53.0%
少しはある	295	39.7%
ない	27	3.6%
わからない	24	3.2%
無回答	4	0.5%
計	744	100.0%

問2 国では、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。

この法律では、障がいのある方に対して、行政機関（国・都道府県・市町村）や民間事業者（会社やお店等）による「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について定められています。

あなたは、この法律をご存じですか。

区 分	人数 (人)	割合 (%)
内容を含めて知っている	146	19.6%
名前は知っている	264	35.5%
内容も名前も知らない	330	44.4%
無回答	4	0.5%
計	744	100.0%

問3 県では、平成28年4月に「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」を施行し、共生社会実現に向けた取組みを進めています。このうち、あなたが力を入れる必要があると思うものは何ですか。（複数回答 回答者738人）

区 分	人数 (人)	割合 (%)
障がいに関する理解の促進	557	75.5%
障がいに関する教育機会の充実	482	65.3%
幼い頃からの障がいのある人とない人との交流の促進	472	64.0%
共生社会の実現に向け、県民の模範となる活動を行った個人や団体の表彰	182	24.7%
わからない	31	4.2%
その他	31	4.2%
計	1,755	

【「その他」の主な回答】

- ・バリアフリーからユニバーサルデザインへの県民の意識変革の取り組み
- ・障がいのある人が個性を生かして輝ける場の創出
- ・障がい者またはその家族が地域社会へ積極的に意見できる環境

問4 あなたは、岐阜県は障がいのある人にとって住みやすい県だと思いますか。

区分	人数（人）	割合（％）
そう思う	42	5.6%
おおむねそう思う	155	20.8%
どちらともいえない	315	42.3%
あまりそう思わない	88	11.8%
全くそう思わない	16	2.2%
わからない	123	16.5%
無回答	5	0.7%
計	744	

問5 障がい福祉行政について、あなたが、今後もっと力を入れる必要があると思うものは何ですか。（複数回答 回答者 737 人）

区分	人数（人）	割合（％）
障がいに関する理解啓発や障がい者差別解消	438	59.4%
障がいのある子どもやその親に対する支援の充実	457	62.0%
災害発生時における障がい者の避難対策等の強化	329	44.6%
障がい者の高齢化に対する取組みの強化	339	46.0%
特別支援教育の充実	271	36.8%
障がい者のスポーツや芸術の推進	182	24.7%
道路・交通・建物のバリアフリー化	464	63.0%
障がい者の就労支援の推進	454	61.6%
特にない（わからない）	21	2.8%
その他	19	2.6%
計	2,974	

【「その他」の主な回答】

- ・地域で自立するためのハード面の資源の充実（グループホームを増やすなど）
- ・障がいの有無にかかわらず、生活しやすい環境作り 等

問6 あなたは、災害発生時（備えを含む）に障がいのある人のためにどのような支援ができると思いますか。

区 分	人数（人）	割合（％）
日頃の声掛けなどによる見守り	367	49.7%
町内会などの場における支援方法などの話し合い	228	30.9%
防災訓練への参加の呼びかけ	158	21.4%
家財の転倒防止器具の取り付けなどの手伝い	103	14.0%
災害時の避難支援（避難所までの誘導）	326	44.2%
避難生活時における障がいのある方への配慮	373	50.5%
障がいに関する知識の修得	272	36.9%
特にない（わからない）	38	5.1%
その他	8	1.1%
計	1,873	

【「その他」の主な回答】

- ・どんな障がいを持つ方がいるか、どこに住んでいるかの把握
- ・避難時の道順・水位の程度により避難者すべてが同等な環境で避難できるか疑問があり、障がい者を交えて実態を再検証する必要があると思う。 等

問7 あなたは「ヘルプマーク」をご存じですか。

区 分	人数（人）	割合（％）
意味も含めて知っている	523	70.3%
名前は知っている	138	18.5%
名前も意味も知らない	77	10.3%
無回答	6	0.8%
計	744	100.0%

岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例

平成 28 年 3 月 29 日岐阜県条例第 38 号

豊かな森を源として県内をあまねく流れる「清流」は、美しい自然や伝統的な文化を育んできただけでなく、里や街、人と人をつなぎ、地域の絆（きずな）を深め、障害のある人もない人も共に生きる社会を徐々に育んできた。

さらに、ぎふ清流大会においては、障害のある人が積み重ねた努力の成果を発揮する姿や障害を乗り越えて懸命に頑張る姿が、県民に感動を与えるとともに、県民総参加による地域の絆づくりの取組が、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりをさらに推し進める契機となった。

しかしながら、障害のある人の社会参加が進む中、今なお障害を理由とする差別や社会的障壁が存在することも事実である。

こうした状況を踏まえ、障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進することはもちろん、さらに一歩進んで、障害のある人とない人とが積極的に交流する機会を幼児期から増やし、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりを進めていかなければならない。

このため、障害のある人への誤解や偏見を無くしていくよう、教育や普及啓発、交流の機会の創出等に、県、障害者関係団体、市町村、県民及び事業者が、それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携して、又は一体となって取り組む必要がある。

ここに、全ての県民のために、障害を理由とする差別を解消するとともに、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない個人として尊重し合い、障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくりを目指して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、障害のある人に対する理解を深めることその他の障害を理由とする差別を解消するための取組及び障害のある人と障害のない人との交流を促進するための取組について、基本理念を定め、県の責務並びに障害者関係団体、市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、これらの取組に係る施策を総合的に推進することにより、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人も障害のない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる社会（以下「共生社会」という。）の実現を図り、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「障害のある人」とは、障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- 2 この条例において「障害」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。
- 3 この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（基本理念）

第3条 共生社会の実現は、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提に、次の事項を旨として図られなければならない。

- 一 全ての障害のある人は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全ての障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。
- 三 全ての障害のある人は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- 四 障害を理由とする差別及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。
- 五 県内に暮らす障害のある人の生活だけでなく、県外から訪れる障害のある人の過ごしやすさにも配慮されること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための施策（以下「共生社会実現施策」という。）を総合的かつ主体的に策定し、及び実施する責務を有する。

（障害者関係団体の役割）

第5条 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人の意見を聴き、必要に応じ、県及び市町村に対し必要な措置を講ずるよう要請することその他の共生社会を実現するために必要な障害のある人に対する支援を行うよう努めるものとする。

- 2 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、県、市町村又は他の障害者関係団体が実施する共生社会実現施策又は障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための取組について協力するよう努めるものとする。

（市町村及び障害者関係団体との連携等）

第6条 県は、市町村が独自の工夫により、共生社会実現施策を実施する場合は、市町村と連携して共生社会実現施策を推進するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、障害者関係団体が前条第二項の取組を実施する場合は、障害者関係団体と連携して共生社会実現施策を推進するとともに、その活動に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、前二項に規定する市町村及び障害者関係団体と連携し、又は一体となって共生社会実現施策を推進するものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、社会的障壁があると感じた場合は、周囲の人に対してそれを積極的に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県、障害者関係団体又は市町村が実施する共生社会実現施策又は第五条第二項の取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業者は、障害のある人の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに、雇用環境の整備その他適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止

第9条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第3章 共生社会実現施策

(県民会議)

第10条 県は、共生社会実現施策に広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、県民会議を設置する。

(啓発等)

第11条 県は、県民の基本理念に対する関心と理解を深めるとともに、白杖(じょう)(道路交通法(昭和35年法律第105号)第14条第1項に規定する目が見えない者が携えるつえをいう。)、障害のある人に関する記号(障害のある人が利用できる建物、施設であることを表すための記号その他の障害のある人に関する事項を表示するための記号をいう。)その他の障害のある人に対する理解を深めることに資する知識の普及を図るため、必要な啓発を行うものとする。

(教育の充実)

第12条 県は、学校教育において、障害のある人に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。

(交流の促進)

第13条 県は、障害のある人と障害のない人との相互理解を促進するため、幼児期から互いの交流を促進するものとし、保育所、学校、地域その他のあらゆる場所において交流の機会の拡大及び充実を図るよう努めるものとする。

(顕彰)

第14条 県は、共生社会の実現のため、県民の模範となる行為をしたと認められる障害者関係団体その他の団体、県民及び事業者を顕彰するものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、共生社会実現施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 (平成30年3月22日条例第39号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例

平成 30 年 3 月 22 日岐阜県条例第 39 号

手話が言語であることは、障害者の権利に関する条約において世界的に認められており、わが国においても障害者基本法において明らかにされている。

岐阜県においても、全ての県民が、障害を理由とする差別を受けず、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない個人として尊重し合い、障害のある人もない人も共に生きることができる社会を目指して、平成 28 年 3 月、岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例を制定し、手話を言語として位置づけた。

同条例では、基本理念として、全ての障害のある人が手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られなければならないとされたところである。

その理念を具現化するためには、手話が言語として認められた歴史的背景を踏まえた手話に対する県民の理解と、地域社会全体における普及促進が必要である。さらに、全ての障害のある人が、それぞれの障害の特性に応じた手段により意思疎通を図ることができるよう、その手段の普及、利用環境の整備及び県民の理解促進を図るための具体的な取組を定めるため、本条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本理念を定め、県の責務、県民、事業者並びに障害のある人、障害者関係団体及び支援者（以下「障害のある人等」という。）の役割を明らかにするとともに、意思疎通手段に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要となる基本的事項を定めることにより、県民の手話及び障害のある人に対する理解の促進を図り、もって障害のある人もない人も分け隔てなくともに安心して暮らせる社会及び障害のある人がその意欲と能力に応じて活躍できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害のある人 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例（平成 28 年岐阜県条例第 38 号）第 2 条第 1 項に規定する障害のある人をいう。
- 二 手話 ろう者（盲ろう者を含む。以下同じ。）が情報を取得し、その意思を表示し、他人との意思疎通を図り、及び思考をするための手段として、手若しくは指の動き又

は表情等により視覚的に表現される独自の語彙及び文法体系を有する言語をいう。

三 手話言語の普及 手話が言語の一つであることを普及することをいう。

四 意思疎通手段 手話、要約筆記、点字、点訳、音訳、筆談、代読、代筆その他の障害のある人が他者との意思疎通を図るための手段（障害のある人の意思疎通を補助するための手段を含む。）をいう。

五 支援者 手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳又は介助、点訳又は音訳を行う者その他の障害のある人の意思疎通を支援する者をいう。

（基本理念）

第3条 手話言語の普及は、手話が独自の語彙及び文法体系を有する言語であるとともに、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために創意工夫し、受け継いできた文化的所産であるという認識の下に行われるものとする。

2 意思疎通手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に意思を伝え、理解し、及び尊重し合うために、それぞれの障害の特性に応じた意思疎通手段を利用することの必要性を認めることにより行われるものとする。

（県の責務）

第4条 県は、手話が独自の語彙及び文法体系を有する言語であるとの認識が県民に広く共有されるよう、県民の手話に関する理解の促進に努めるものとする。

2 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備を推進し、意思疎通手段を利用する上で障壁となるものの除去について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、障害のある人等の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるよう努めるものとする。

（市町村その他の関係機関との連携）

第5条 県は、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備の推進及び基本理念に対する県民の理解の促進に当たっては、市町村その他の関係機関と連携を図るよう努めるものとする。

（県民の役割）

第6条 県民は、基本理念にのっとり、意思疎通手段の理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県、市町村又は障害のある人等が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、県が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人に対しサービスを提供するとき又は障害のある人を雇用するときは、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

（障害のある人等の役割）

第8条 障害のある人等は、県の施策に協力し、主体的かつ自主的に、基本理念に対する県民の理解の促進及び意思疎通手段の普及に努めるものとする。

2 障害のある人等は、意思疎通手段を利用する上で障壁があると感じた場合は、それを周囲の人に積極的に伝えるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策の推進

(計画等)

第9条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、障害の特性に応じた意思疎通手段に関する基本的施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するとともに、基本的施策の推進にあたっては、障害のある人等と連携して推進するための体制を整備するものとする。

(情報の取得等におけるバリアフリー化等)

第10条 県は、障害のある人が県政に関する情報を円滑に取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、障害の特性に応じた意思疎通手段による情報の発信に努めるものとする。

2 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害のある人が災害その他の非常の事態において、障害の特性に応じた意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得するとともに、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材育成等)

第11条 県は、必要な支援者が確保されるよう、市町村その他の関係機関と協力し、支援者及びその指導者の育成に努めるとともに、障害のある人が支援者の派遣等による意思疎通の支援を適切に受けることができる体制の整備に努めるものとする。

(意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保)

第12条 県は、県民が意思疎通手段の利用に対する理解を深めることができるよう、市町村その他の関係機関と協力し、意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保に努めるものとする。

(学校の設置者の取組)

第13条 県は、学校教育において、基本理念及び意思疎通手段に対する理解の促進に努めるものとする。

2 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を必要とする児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）が通学する学校の設置者は、児童等が必要な意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めるとともに、当該学校の教職員の意思疎通手段に関する知識及び技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 児童等が通学する学校の設置者は、児童等の保護者からの学校における意思疎通手段の利用に関する相談への対応及び支援を行うよう努めるものとする。

(事業者への協力)

第 14 条 県は、事業者が障害のある人に対しサービスを提供するとき又は障害のある人を雇用するときにおいて、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関して合理的な配慮を行うための取組に対し、必要な協力を行うよう努めるものとする。

(意思疎通手段に関する調査研究)

第 15 条 県は、障害のある人等が行う意思疎通手段の発展のための調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第 16 条 県は、基本的施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

岐阜県障害者施策推進協議会条例

昭和47年3月31日岐阜県条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定により、岐阜県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 学識経験を有する者
- 三 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則 抄

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県障害者施策推進協議会委員名簿

(令和3年2月現在)

区分	所 属	職 名	氏 名	分 野	備 考
学 識	岐阜大学教育学部	教 授	池谷 尚剛	教 育	(会長)
	中部学院大学人間福祉学部	教 授	谷口真由美	福 祉	
	岐阜県相談支援事業者連絡協議会	副 会 長	熊崎 千晶	相 談 支 援	
	岐阜大学大学院医学系研究科	特 任 助 教	山本 崇裕	医 療	
	(一社)岐阜県医師会	顧 問	堀部 廉	医 療	
	岐 阜 県 議 会	厚生環境委員長	広瀬 修	県議会(厚生環境)	
障 が い 者 関 係 団	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	会 長	岡本 敏美	身体障がい	
	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	副 会 長	溝口 広美	視 覚 障 がい	
	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	会 長	水野 義弘	聴 覚 障 がい	
	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	理 事 長	長谷川典彦	難 病 関 係	
	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	会 長	日比奈緒美	身 体 障 がい	
	岐阜県特別支援学校PTA連合会	会 長	永治 善路	障 がい 児 教 育	
	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	理 事 長	春見 鉄男	知 的 障 がい	
	岐阜県知的障害者支援協会	会 長	田口 道治	知 的 障 がい	
	岐 阜 県 自 閉 症 協 会	会 長	水野佐知子	発 達 障 がい	
	(特非)岐阜県精神保健福祉会連合会	理 事 長	服部 信子	精 神 障 がい	
行 政	岐阜県特別支援学校長会	会 長	和田 俊人	教 育	
	西濃障がい者就業・生活支援センター	所 長	山下美智恵	就 労	
	岐 阜 県 市 長 会	大垣市健康福祉部長	三浦 健二	市 町 村 行 政	
	岐 阜 県 町 村 会	輪之内町福祉課長	伊藤 早苗	市 町 村 行 政	

(敬称略、順不同)

岐阜県障がい者総合支援懇話会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について会議を行うため「岐阜県障がい者総合支援懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員17人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、関係機関等から、健康福祉部長が選任した者とする。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置き、岐阜県障害福祉課長をもって充てる。

2 座長は、会務を総理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は座長が招集する。

2 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

3 懇話会は、課題等に応じ専門部会を設置することができる。

(圏域協議会との連携)

第6条 懇話会には、各障害保健福祉圏域ごとに支部（以下「圏域支部」という。）を置く。

2 圏域支部は、各県事務所（岐阜圏域にあっては岐阜地域福祉事務所）に設置された圏域協議会等をもって充てる。

3 圏域支部の組織及び運営に関する事項は、圏域支部において別に定める。

4 圏域支部は、地域協議会と連携し、地域の協議事項等をまとめ、懇話会へ協議または報告することができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、健康福祉部障害福祉課に置く。

- 2 事務局は、必要に応じて関係する本庁各課及び現地機関等を招集し、障害福祉課長の主宰により事務局会議を開催する。

(連携)

第8条 懇話会は、県内における障がい者施策の推進について、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第3項の規定に基づき設置された岐阜県障害者施策推進協議会と連携し、運営するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 抄

- 1 この要綱は、平成25年7月24日から施行する。
- 2 略

岐阜県障がい者総合支援懇話会委員名簿

(令和3年2月現在)

役 職	氏 名	備 考 (分野)
障がい者相談支援特別アドバイザー	大西 鈴彦	相談体制支援
東濃障がい者就業・生活支援センター 所長	藏前 芳勝	就労・生活支援
岐阜労働局職業安定部職業対策課長	森崎 泰行	就労支援
国立病院機構長良医療センター 療育指導室 室長	藤森 豊	重心児(者)支援
障がい者相談支援特別アドバイザー	浅岡 直之	相談体制支援
岐阜県知的障害者支援協会 会長	田口 道治	知的障がい者支援
地域活動支援センター ふなぶせ 総合施設長	森 敏幸	精神障がい者支援
発達障がい地域支援マネージャー	中野たみ子	発達障がい児支援
岐阜県難病団体連絡協議会 相談員	白木 裕子	難病支援
岐阜市 障がい福祉課 課長	真鍋 晃	行政関係(市)
大垣市 障がい福祉課 課長	大澤 一弘	行政関係(市)
輪之内町 福祉課 課長	伊藤 早苗	行政関係(町村)
岐阜県特別支援学校長会 会長 (関特別支援学校長)	和田 俊人	教育関係
岐阜県身体障害者福祉協会事務局 課長	小川 剛矢	当事者等
岐阜県手をつなぐ育成会 副理事長	田中 真澄	当事者等
岐阜市あけぼの会 副会長	服部 信子	当事者等

(敬称略、順不同)

事務局（第7条関係）

所 属・役 職	備 考
障害福祉課 課長	障がい福祉（身体・知的）
保健医療課 課長	障がい福祉（精神）、難病
医療福祉連携推進課 課長	障がい福祉（医療）
岐阜地域福祉事務所福祉課 課長	岐阜圏域
西濃県事務所福祉課 課長	西濃圏域
揖斐県事務所福祉課 課長	西濃圏域
中濃県事務所福祉課 課長	中濃圏域
可茂県事務所福祉課 課長	中濃圏域
東濃県事務所福祉課 課長	東濃圏域
恵那県事務所福祉課 課長	東濃圏域
飛騨県事務所福祉課 課長	飛騨圏域

事務局（事務局会議関係機関）

所 属・役 職	備 考
労働雇用課 課長	障がい者雇用
地域福祉課 課長	地域福祉、人材育成
特別支援教育課 課長	教育
岐阜保健所健康増進課 課長	障がい福祉（精神）、難病
中央こども相談センター判定課長	障がい児支援
身体障害者更生相談所 所長	身障更生相談
知的障害者更生相談所 相談判定課長 兼精神保健福祉センター 審査課長	知的更生相談 精神保健福祉
希望が丘こども医療福祉センター 副所長兼事務局長	医療 発達障がい支援

計画の策定経過

- 令和元年7～12月 第3期岐阜県障がい者総合支援プランの策定に向けた障がい者のニーズ調査の実施
- 令和元年12月～令和2年1月 第3期岐阜県障がい者総合支援プランの策定に向けた障がい児のニーズ調査の実施
- 令和2年2月14日 岐阜県障害者施策推進協議会
・「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」の策定方法等（案）について
- 令和2年5月 障害者支援施設に係る入所者・待機者の状況について照会
- 令和2年5～8月 県内障がい者団体への意見聴取
〈意見聴取を行った団体〉 (訪問日順)

1	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	15	岐阜県重症心身障害児(者)を守る会
2	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	16	岐阜睦声会
3	(特非)岐阜県精神保健福祉会連合会	17	(特非)ぎふ難聴者協会
4	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	18	(特非)障害者自立センターつかいぼう
5	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	19	岐阜県言語障害児をもつ親の会
6	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	20	東海地区遷延性意識障害者と家族の会「ひまわり」
7	(一社)岐阜県知的障害者支援協会	21	(一社)日本精神科看護協会岐阜県支部
8	岐阜県自閉症協会	22	精神障害者社会福祉専門施設
9	岐阜県特別支援学校PTA連合会	23	岐阜県筋ジストロフィー協会
10	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	24	岐阜県障害福祉事業所連絡会
11	岐阜県失語症友の会	25	岐阜県脊髄損傷者協会
12	頸髄損傷者連絡会・岐阜	26	(社福)岐阜アソシア
13	岐阜県精神障害者作業所交流会	27	岐阜盲ろう者友の会
14	岐阜県精神科病院協会	28	岐阜県身体障害者福祉施設協議会

令和2年7月	<input type="checkbox"/> 「障がい福祉に関するアンケート調査」(県政モニター)の実施 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(1) 調査対象 県政モニター(836人)</p> <p>(2) 主な調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいを理由とする差別や偏見について ・県が力を入れるべき共生社会実現に向けた取組みについて ・障がいのある人にとっての住みやすさについて ・県が力を入れるべき障がい福祉行政について </div>
令和2年8～9月	<input type="checkbox"/> 有識者への意見聴取
令和2年9月2日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第3期岐阜県障がい者総合支援プラン(骨子案)を協議
令和2年9月9日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障がい者総合支援懇話会 <ul style="list-style-type: none"> ・第3期岐阜県障がい者総合支援プラン(骨子案)を協議
令和2年9～10月	<input type="checkbox"/> 障害福祉計画に係るサービス見込量等の市町村照会(中間報告第1回目)
令和2年11～12月	<input type="checkbox"/> 市町村への意見照会 <ul style="list-style-type: none"> ・第3期岐阜県障がい者総合支援プラン(素案)に対する意見
令和2年11月27日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第3期岐阜県障がい者総合支援プラン(素案)を協議
令和2年12月	<input type="checkbox"/> 障害福祉計画に係るサービス見込量等の市町村照会(中間報告第2回目)
令和2年12月～ 令和3年1月	<input type="checkbox"/> パブリック・コメントの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる第3期岐阜県障がい者総合プラン(案)の公表
令和3年1月	<input type="checkbox"/> 障害福祉計画に係るサービス見込量等の市町村照会(確定報告)
令和3年2月15日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障がい者総合支援懇話会 <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県障がい者総合支援プランの策定について
令和3年2月24日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第3期岐阜県障がい者総合支援プラン(最終案)を報告

用語解説

あ

■アビリンピック

「アビリンピック」(ABILYMPICS)は、「アビリティ」(ABILITY:能力)と「オリンピック」(OLYMPICS)を合わせた造語です。アビリンピックは、障がいのある方々が、日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障がいのある方々に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

い

■医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児です。

■医療型障害児入所施設

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う「障害児入所施設」の種類の1つです。

障害児入所施設には、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があり、医療型障害児入所施設では、疾病の治療、看護、医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護、日常生活上の相談支援、助言、身体能力や日常生活能力の維持・向上のための訓練、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、コミュニケーション支援などを行います。

■インクルーシブ^{きょういく}教育システム

障がいの有無に関係なく、全ての子どもを対象として、学校や地域社会が個々の子どものニーズに対応して行う教育のことです。

う

■ウェブアクセシビリティ

特に高齢者や障がい者など、ホームページの利用になんらかの制約があったり、または利用に不慣れな人を含めて、誰もがホームページで提供されている情報やサービスを支障なく利用できることを言います。

え

■SST

“Social Skills Training”の略で、集団行動、仲間関係、コミュニケーションなど、社

会生活上の基本的な技能を身に付けるための学習のことです。

■ SOS シグナル

視覚に障がいのある方が白い杖を垂直に頭上に上げて、周囲に助けを求めるサインのことです。街や駅などでこのSOSシグナルを見かけたときは積極的に声を掛けましょう。

■ エスコートゾーン

道路を横断する視覚障がい者の安全性及び利便性を向上させるために、横断歩道上に設置され、視覚障がい者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のことです。

お

■ 音声機能障がい

喉頭摘出等により音声機能の喪失により、音声を全く発することができなくなる、又は、音声機能に著しい障がいがあり、音声を用いた意思疎通が著しく困難となる障がいのことです。

■ 音訳奉仕員

本、雑誌、新聞、その他文章を、晴眼者（目の見える方）が視覚障がいがある人たち等の代わりに朗読し、テープやCDに録音したものを通して情報提供するボランティアのことです。

き

■ 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関の事で、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の相談を総合的に行います。各市町村が設置することができます。

■ 共生型サービス

デイサービスなどについて、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に、平成30年4月1日から新たに位置付けられたものです。

介護保険又は障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなり、障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用し続けることができるようになります。

■ 強度行動障がい

直接的な他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態をいいます。障がい特性(コ

コミュニケーションの苦手さや感覚の過敏性など)に環境がうまく合っていないことが、人や場に対する嫌悪感や不信感を高め、行動障がいにより強いものにしてしまいます。

く

■グループホーム (共同生活援助)

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、単身での生活が困難な障がいのある人が共同して自立した生活を営む場として位置づけられているものです。

グループホームでは、金銭管理や相談等の支援、また、必要な人に対しては食事や入浴等の介護を行うこととしています。

従来は、介護が必要な人が利用するケアホームと、介護が必要ない人が利用するグループホームとに分かれていましたが、今後、障がい者の高齢化・重度化が進展し、介護が必要な障がい者のグループホームの新規入居や、入居後に介護が必要となるケースの増加が見込まれることから、平成26年度の障害者総合支援法の施行により、ケアホームがグループホームへ一元化されました。

け

■ゲートキーパー

心理、社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人など、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切にかかわる人のことです。

こ

■高次脳機能障がい

病気や外傷などの原因により脳が損傷され、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障がいをきたす病態です。先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障がい、進行性の変性疾患によるものは除外します。

■行動援助

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、行動上著しい困難を有する知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、外出時において同行し、移動に必要な支援等を行うサービスのことです。

■高等特別支援学校

知的障がいの程度が軽度である生徒の潜在的な社会的・職業的自立能力を最大限まで引き伸ばし、一人一人の適性や希望に応じた進路を実現するための新しいタイプの特別支援学校です。高等部のみの学校で、職業教育に特化した専門学科を設置します。

合理的配慮

障がいのある人等から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

ろ

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（訪問系サービスを除く）及び児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援を実施する事業者の指定に係る人員配置基準において、事業所ごとに必ず配置することとされている者のことです。

事業所において、サービスの質の向上を図るため、個々の利用者についての初期状態の把握（アセスメント）や個別支援計画の作成、定期的な評価（モニタリング）などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担う者です。

サービス等利用計画

ケアマネジメント手法を活用し、障がいのある人のニーズや置かれている状況を勘案して、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支えるために必要な支援を記述した計画のことです。

災害図上訓練 (DIG)

災害図上訓練「DIG (ディグ)」とは Disaster (災害)、Imagination (想像力)、Game (ゲーム) の略。地域の地図を活用し、災害が発生した場合を想定して、地域住民である参加者が、イメージトレーニング (机上訓練) をするものです。

災害福祉広域支援ネットワーク

大規模災害に備えるため、福祉分野において、発災直後からの能動的・機動的な対応や被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援を行う仕組みのことです。

し

COPD (慢性閉塞性肺疾患)

慢性閉塞性肺疾患 (Chronic Obstructive Pulmonary Disease、以下「COPD」) とは、有毒な粒子やガスの吸入による進行性の疾患であり、運動時の呼吸困難や慢性の咳・痰等を伴います。主な原因は喫煙であり、他に粉塵や化学物質などがあります。

CKD (慢性腎臓病)

慢性腎臓病 (Chronic Kidney Disease、以下「CKD」) とは、糖尿病や高血圧症などのさまざまな要因により、腎臓の働きが慢性的に低下するものです、または、たんぱく尿

が出るなどの腎臓の異常が3か月以上続く状態です。

■失語症^{しつごししょう}

脳梗塞や脳出血など脳卒中や、けがなどによって、大脳（たいていの人は左脳）の中にある、言葉を受け持っている「言語領域」という部分が傷ついたために、言葉がうまく使えなくなる状態をいいます。失語症になると、「話す」ことだけでなく、「聞く」「読む」「書く」ことも難しくなります。しかし、脳（左脳）の傷ついた場所の違いによって、「聞く」「話す」「読む」「書く」の障がいの重なり方や程度は異なり、失語症はいくつかのタイプに分類されています。

■失語症意思疎通支援者^{しつごししょういしそつうしえんしゃ}

所定の講習を受け、失語症者に対し、外出時など支援が必要な場面において、意思疎通の支援を行う人のことを言います。

■児童発達支援管理責任者^{じどうはつたつしえんかんりせきにんしゃ}

→サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者^{かんりせきにんしゃ じどうはつたつしえんかんりせきにんしゃ}

■児童発達支援事業所^{じどうはつたつしえんじぎょうしょ}

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

■自閉症^{じへいしょう}

相互的な対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい、興味や行動の偏り（こだわり）の3つの特徴をもつ障がいです。最近では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害」をまとめて「自閉症スペクトラム障害」と呼ぶことが多くなっています。

■自閉症・情緒障がい特別支援学級^{じへいしょう じょうぢょうしょう とくべつしえんがっきゅう}

自閉症（他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がい）や情緒障がい（状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態）のために、通常の学級での教育では十分に成果が期待できない子どもが在籍する特別支援学級のことを言います。

■社会的障壁しゃかい てきしやうへき

障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言います。

■周産期医療しゅうざん き いりょう

妊娠後期（妊娠満 22 週）から早期新生児期（生後満 7 日未満）までの期間を周産期といいます。この時期は、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体や胎児、新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があります。この時期の母体や胎児、新生児について産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療を提供することで母子の健康を守るのが周産期医療です。

■重症心身障がい児（者）じゅうしやうしん しんしやう じ しゃ

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児（者）です。

■重度訪問介護じゅうど ほうもんかいご

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの 1 つで、常時介護を要する身体に重度の障がいがある人、重度の知的障がいがある人又は重度の精神障がいがある人に対し、入浴等の介護や調理等の家事の援助のほか、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等を行うサービスです。

■就労移行支援しゅうろういこうしえん

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの 1 つで、一般就労等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力のために必要な訓練を行うサービスです。

■就労継続支援しゅうろうけいぞくしえん

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの 1 つで、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■障害者就業・生活支援センターしょうがいしゃしゅうぎやう せいかつしえん

障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する機関です。

■小児慢性特定疾病しょうにまんせいとくていしつぺい

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど、治療期間が長く、医療費負担が高額となるもののことです。

■ジョブコーチ

障がい者が職場に適應できるよう、職場に出向いて、障がい者が仕事に適應するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う人のことです。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言などを行います。

■しんたいしょうがいしゃ ほ じょけん身体障害者補助犬

盲導犬、介助犬及び聴導犬のことです。身体障がい者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬であり、法に基づく表示をつけています。また、人が立ち入ることのできるさまざまな場所で受け入れるよう義務づけられています。

盲導犬…視覚障がいのある人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。

介助犬…肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートします。

聴導犬…聴覚障がいのある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導します。

す

■スペシャルオリンピックス

知的障がいのある人達に、日常的なスポーツトレーニングと、その成果の発表の場である競技会を、年間を通じて提供し、社会参加を応援する国際的なスポーツ組織です。

せ

■せいしん かきゅうきゅういりょう精神科救急医療システム

休日、夜間等における精神疾患の急激な発作や精神症状の悪化等により、緊急に精神科治療を必要とする精神障がい者を対象に、適正かつ円滑な医療及び保護を図るシステムです。

■せいねんこうけんせいど成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度です。

■せんえんせい い しきしょう遷延性意識障がい

日本脳神経外科学会の定義によると、重度の昏睡状態を指す病状のことで、3か月以上、種々の治療にもかかわらず、次の6項目を満たす状態にある方です。

- (1) 自力移動が不可能である。
- (2) 自力摂食が不可能である。

- (3) 尿尿失禁状態にある。
- (4) 声を出しても意味のある発言がまったく不可能である。
- (5) 眼を開け、手を握れという簡単な命令にはかろうじて応ずることもあるが、それ以上の意志疎通が不可能である。
- (6) 眼球はかろうじて物を追っても認識はできない。

そ

■相談支援専門員

県または市町村の指定を受けて相談支援事業を行う事業者が、事業所に必ず配置することとされている者です。

相談支援専門員は、利用者が地域で希望する自律した生活を維持・継続する上で生じる様々な生活の課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決を達成する道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発を通じて、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図ることが役割として求められています。

た

■退院後生活環境相談員

平成 26 年 4 月 1 日に精神保健福祉法が改正され、医療保護入院を中心に制度が変わり、精神科病院には「退院後生活環境相談員」の設置が義務づけられました。

認知症等で医療保護入院された方が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて、退院前から相談し、医療保護入院者が円滑に地域生活へ移行することができるよう、必要に応じ、「退院後生活環境相談員」が地域援助事業者（居宅介護事業者等）と連携を図ることになりました。

ち

■地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、都道府県及び市町村が主体となって実施される事業のことです。障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施し、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを事業の目的としています。

■地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです

■ チャレンジトレーニング事業^{じぎょう}

障がい者を採用する意欲のある企業と、就労を望む障がい者の互いの理解不足解消、不安解消及び障がい者の就職に向けた事前トレーニングとして、短期職場実習（10日間）を行います。

て

■ DCAT

大災害時において、被災した高齢者や障がい者などの配慮が必要な方々が、避難所等で十分な福祉的支援を受けることができるよう、地域の福祉人材からなる派遣チームを構成、避難所等へ派遣し、支援活動を行うチームです。（Disaster Care Assistance Team の略）

■ 点訳奉仕員^{てんやくほうしいん}

所定の講習を受けて点訳の技術を取得し、視覚障がい者のために点字の書籍や文書を作成するボランティアです。

と

■ 同行援護事業^{どうこうえんごじぎょう}

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、重度の視覚障がいのある人に対し外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するほか、移動に必要な支援等を行うサービスです。

■ 統合失調症^{とうごうしつちようしやう}

統合失調症は、幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患です。それに伴って、人々と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障がいを受け（生活の障がい）、「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすい（病識の障がい）、という特徴を併せもっています。

■ 特定求職者雇用開発助成金^{とくていきゆうしよくしゃこようかいほつじよせいきん}

高齢者や障がい者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、賃金相当額の一部を助成するものです。

■ トライアル雇用^{こよう}

トライアル雇用とは、働いた経験が少ないことから、期間の定めのない雇用（常時雇用）での就職に不安のある方などが、常時雇用への移行を前提として、原則3か月間その企業で試用雇用として働いてみる制度です。

トライアル雇用の期間中は、仕事や企業について理解を深めることができ、また、労働基準法などの法律が適用され賃金も支払われます。

な

■^{なんびょう}難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいいます。

難病のうち、以下の要件をすべて満たすものであって、患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いとして厚生労働大臣が指定したものが、指定難病として医療費助成の対象とされています。

- ・患者数が人口の0.1%程度に達しないこと
- ・診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること

平成25年4月から施行された障害者総合支援法においては、障がい者の定義に難病患者等を追加して障害福祉サービス等の対象とし、新たに対象となる難病患者等は障害者手帳の有無にかかわらず、必要に応じて障害支援区分の認定などの手続きを経たうえで、市町村において必要と認められた障害福祉サービス等（障がい児にあっては、児童福祉法に基づく障がい児支援）が利用できます。

に

■^{にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう}日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。都道府県・指定都市社会福祉協議会を実施主体としています。（窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等により行われています。）

ね

■^{きんきゅうつうほう}Net119 緊急通報システム

Net119 緊急通報システムは、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。

スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。

の

■ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが障がい者（特に知的障がい者）の処遇に関して唱え、

北欧から世界に広まった障がい者福祉の最も重要な理念です。障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方です。

■ノンステップバス

誰でも乗降しやすいように、床を低くして乗降口の階段を極力なくしたバスのことです。従来のバスとの違いは、ノンステップバスは、床下の機材を主に後方部分に集中させることで、床を地上から概ね30センチと低くし、乗降口にスロープ（渡り板）を付けることで車いすも乗降できるようにしたものです。空気圧で車体を下げるニーリング（車高調整）装置がついているものもあります。

は

■パーキングパーミット^{せいど}制度

障がい者専用駐車スペースを利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に地域の協力施設で共通に利用できる利用証を交付する制度です。

■^{はったつしょう}発達障がい

脳機能の発達が関係する生まれつきの障がいで、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものをいいます。

■^{はったつしょうがいしゃ し えん}発達障害者支援センター

発達障がい児者及びその家族等に対する相談支援、発達支援、就労支援及び関係機関に対する普及啓発や研修などを行う専門機関です。発達障がい児者とその家族が豊かな地域生活を送れるよう、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい児者とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っています。

ひ

■ピアサポート

障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援する活動です。

■^{ひ なんじょうえい}避難所運営ゲーム（HUG）

Hinanzyo（避難所）Unei（運営）Game（ゲーム）の頭文字を取ったもので、英語で「抱きしめる」という意味を持っています。

避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立

てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験し、避難所運営を学ぶことができるものです。



■ FAX 110番

障がいのある人が警察へアクセスする際の困難を取り除くための対策の1つとして、全都道府県警察において行われている、FAXによる緊急通報の受理のことです。この他、Eメールによる緊急通報の受理（Eメール110番）も行われています。

■ 福祉避難所

災害時に、一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障がいのある方などといった、特別な配慮を必要とする人が安心して避難できるように開設される避難所です。市町村において社会福祉法人等の協力を得て、高齢者福祉施設や障がい者福祉施設などが指定されています。

■ ブルーライトアップ

4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日の「発達障害啓発週間」に、広く一般の関心を高めるよう各地の名所旧跡などを青色にライトアップする活動です。青色は癒しや希望などを表し、自閉症や発達障がいを理解していただくためのシンボルカラーとして使用されています。



■ペアレントトレーニング

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、特性を踏まえた褒め方等を学んだりすることにより、前向きに子育てができるよう支援する取組みの一つです。

■ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた経験のある先輩保護者で、現在子育てを行っている保護者の相談役となる人のことです。改正発達障害者支援法（平成28年）において、「発達障がいの家族が互いに支え合う活動の支援」が明記され、全国でペアレントメンターの養成・活用が推進されています。

■ヘルプマーク

義足や人工関節を利用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、バッグ等に身に付けることで、周囲の方に手助けを必要とすることや「見えない障がい」への理解を求めるものです。

め

■メール110番^{ばん}

障がいのある人が警察へアクセスする際の困難を取り除くための対策の1つとして、全都道府県警察において行われている、Eメールによる緊急通報の受理のことです。この他、FAXによる緊急通報の受理（FAX 110番）も行われています。

も

■盲ろう^{もう}

盲ろうとは「視覚と聴覚の両方に障がいがあること」を言います。また、視覚と聴覚の両方に障がいがある者を盲ろう者と言い、全盲ろう、盲難聴、弱視ろう、弱視難聴の4タイプ分けられます。

■盲ろう者通訳・介助者^{もう しゃつうやく かいじょしゃ}

盲ろう者の、生活上のコミュニケーションや移動の支援を行う者のことです。

ゆ

■ユニバーサルツーリズム

高齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが気兼ねなく楽しめるよう創られた旅行のことです。

よ

■要約筆記者^{ようやくひっきしゃ}

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がい者のために要約筆記を行う人です。要約筆記とは、聴覚障がい者のための意思疎通を図る手段のひとつで、話し手の内容をつかんで、要点をまとめて筆記し聴覚障がい者に伝達するものです。

れ

■レスパイト

障がい者（児）を家族の一員に抱える親・家族を、一時的に一定の期間障がい者（児）の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを回復し一息つけるようにするサービスです。

ろ

■ロコモティブシンドローム（運動器症候群^{うんどう きしよくこうぐん}）

骨や関節、筋肉、動きの信号を伝える神経などが衰えて「立つ」「歩く」といった動作が困難になり、要介護や寝たきりになってしまうこと、又は、そのリスクが高い状態のことです。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

- 知 清流がもたらした自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます
- 創 ふるさとの宝ものを磨き活かし、新たな創造と発信に努めます
- 伝 清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

清流の国ぎふ

第3期岐阜県障がい者総合支援プラン

令和3年3月

編集・発行	岐阜県健康福祉部障害福祉課
	岐阜市藪田南2-1-1
	電話 058-272-1111(県庁代表)
	FAX 058-278-2643
	E-mail c11226@pref.gifu.lg.jp

ヘルプマークを知っていますか？

援助が必要な方のためのマークです。



外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。
このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、
困っているようであれば声をかける等、
思いやりのある行動をお願いします。

- ヘルプマークは、次の場所で配布しています。各市町村の障がい福祉担当課／県事務所福祉課（西濃、揖斐、中濃、可茂、東濃、恵那、飛騨）／岐阜県庁障害福祉課
- ヘルプマークの裏面には、必要な支援が記載されたシールが貼ってあります。みなさまのあたたかいご支援をお願いします。
- ヘルプマークの啓発を応援いただける方や事業所に、ポスター及びチラシをお配りしています。詳しくは、県庁障害福祉課までお尋ねください。
- 詳しくは、県庁ホームページをご覧ください。 <https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/helpmark.html>



岐阜県

障がい者マーク、いくつご存じですか。

	<p>身体障害者標識 警察庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手や足などに障がいのある方が車を運転する場合に、車に表示するマークです。 ・このマークを表示した車に対し、幅寄せや割り込みをすると、道路交通法違反となります。
	<p>聴覚障害者標識 警察庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・音が聞こえない、聞こえにくいなどの障がいのある方が車を運転する場合に、車に表示するマークです。 ・このマークを表示した車に対し、幅寄せや割り込みをすると、道路交通法違反となります。
	<p>障がい者のための国際シンボルマーク 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方に配慮された建物、施設であることを表す世界共通のマークです。 ・このマークのある駐車場やトイレ等では、障がいのある方の利用に配慮しましょう。
	<p>盲人のための国際シンボルマーク 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がいのある方に配慮された建物、設備、機器などにつけられている世界共通マークです。 ・街角の信号などでこのマークを見かけたら、視覚障がいのある方への支援や協力をお願いします。
	<p>耳マーク 一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耳が聞こえない、聞こえにくいなどの障がいのある方が、自身の障がいを表すために身につけるマークです。自治体、病院、銀行等の窓口でも表示され、聴覚障がいのある方が利用しやすい環境づくりにも活用されています。 ・このマークを身につけている方を見かけたときは、「はっきり口元を見せて話す」「筆談をする」などの配慮をしましょう。
	<p>ほじょ犬マーク 厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お店などの入り口に表示され、身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の受け入れについて周囲の理解を求めるマークです。 ・補助犬は、法律に基づいた訓練を受け、「工作中」は補助犬の表示をつけます。 ・補助犬は、お店などに入ることが法律で認められています。補助犬を見かけたら、受け入れへの理解をお願いします。
	<p>オストメイトマーク 公益社団法人 日本オストミー協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの入り口に表示され、人工肛門・人工膀胱を保有する方（オストメイト）が利用できるトイレであることを示すマークです。 ・オストメイト対応トイレがどこにあるか聞かれたときは、このマークのあるトイレを案内してください。
	<p>ハート・プラスマーク 特定非営利活動法人 ハート・プラスの会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内臓に障がいがあっても見た目は分からない方への配慮を求めるマークです。ご本人が身につけたり、駐車場や鉄道・バスの車内等で表示されたりしています。 ・このマークを身につけている方を見かけたときは、優先駐車場や優先席の利用をすすめる、携帯電話の使用を控えるなど、思いやりのある行動をしましょう。
	<p>障害者雇用支援マーク 公益財団法人 ソーシャルサービス協会 ITセンター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方の就労（仕事につくこと）を応援する企業や団体などが、ホームページや広告物などに表示するマークです。就労を希望する障がいのある方にとって、障がい者雇用を積極的に行っている、行いたいと思っている企業がどこにあるのかを分かりやすくし、企業側と障害のある方の橋渡しをめざしたものです。
	<p>白杖SOSシグナル 普及啓発シンボルマーク 岐阜市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がいのある方が困っているときに、白杖を高く掲げて周囲の方にサポートを求める「白杖 SOS シグナル」を知ってもらうためのマークです。 ・視覚障がいのある方が白杖を掲げているときは、すすんで声をかけ、困っていることを聞き、必要なサポートをしましょう。
	<p>ヘルプマーク 東京都</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。 ・ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

岐阜県